

衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

平成二十一年二月二十四日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 赤松 正雄君

理事 秋葉 賢也君 理事 実川 幸夫君

理事 玉沢徳一郎君 理事 林田 彪君

理事 森山 裕君 理事 黄川田 徹君

理事 原口 一博君 理事 谷口 隆義君

今井 宏君 遠藤 宣彦君

小川 友一君 小野 次郎君

亀岡 偉民君 川崎 二郎君

坂本 哲志君 鈴木 淳司君

関 芳弘君 蘭浦健太郎君

田中 良生君 谷 公一君

土屋 正忠君 土井 亨君

永岡 桂子君 長島 忠美君

西本 勝子君 葉梨 康弘君

橋本 岳君 平口 洋君

福井 照君 古屋 圭司君

松本 文明君 渡部 篤君

小川 淳也君 逢坂 誠二君

小平 忠正君 田嶋 要君

寺田 学君 福田 昭夫君

松野 頼久君 森本 哲生君

伊藤 渉君 塩川 鉄也君

重野 安正君 亀井 久興君

総務大臣 鳩山 邦夫君

総務副大臣 石崎 岳君

総務副大臣 倉田 雅年君

総務大臣政務官 坂本 哲志君

総務大臣政務官 鈴木 淳司君

総務大臣政務官 中村 博彦君

政府参考人 (内閣官房郵政民営化推進 振角 秀行君)

政府参考人 (総務省自治行政局公務員 部長) 松永 邦男君

政府参考人 (総務省自治財政局長) 久保 信保君

政府参考人 (総務省自治税務局長) 河野 栄君

政府参考人 (総務省情報流通行政局郵 政行政部長) 吉良 裕臣君

政府参考人 (財務省理財局次長) 桑原 茂裕君

政府参考人 (国税庁調査査察部長) 岡本 榮一君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議 官) 榮畑 潤君

参考人 (日本郵政株式会社取締役 兼代表執行役社長) 西川 善文君

参考人 (日本郵政株式会社専務執 行役) 米澤 友宏君

参考人 (日本郵政株式会社専務執 行役) 佐々木英治君

参考人 (日本郵政株式会社常務執 行役) 藤本 栄助君

参考人 (日本郵政株式会社常務執 行役) 伊東 敏朗君

参考人 (日本郵政株式会社執行役) 寺崎 由起君

参考人 (日本郵政株式会社執行役) 伊藤 孝一君

委員の異動 二月二十四日 辞任

今井 宏君 補欠選任 小野 次郎君

萩原 誠司君 長島 忠美君

平口 洋君 西本 勝子君

渡部 篤君 亀岡 偉民君

逢坂 誠二君 松野 頼久君

同日 小野 次郎君 補欠選任 今井 宏君

同日 亀岡 偉民君 渡部 篤君

同日 長島 忠美君 永岡 桂子君

同日 西本 勝子君 平口 洋君

同日 松野 頼久君 逢坂 誠二君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 永岡 桂子君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

同日 同日 補欠選任 萩原 誠司君

度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び 地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関す る件、郵政事業に関する件及び消防に関する件に ついて調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本郵政 株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、専 務執行役米澤友宏君、専務執行役佐々木英治君、 常務執行役藤本栄助君、常務執行役伊東敏朗君及 び執行役寺崎由起君の出席を求め、意見を聴取い たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣 官房郵政民営化推進室長振角秀行君、総務省自治 行政局公務員部長松永邦男君、自治財政局長久保 信保君、自治税務局長河野栄君、情報流通行政局 郵政行政部長吉良裕臣君、財務省理財局次長桑原 茂裕君、国税庁調査査察部長岡本榮一君及び厚生 労働省大臣官房審議官榮畑潤君の出席を求め、説 明を聴取したいと存じますが、御異議ありません せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○赤松委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。松野頼久君。

○松野(頼)委員 先日に引き続きまして、また、 当委員会にてこうして質疑の時間をいただきました ことに心から感謝を申し上げます。

前回、郵政公社が過去に売却をした赤坂の物件 の入札状況を伺いましたところ、日本郵政の方か

ら、入札の条件が違ったんだという答弁がありました。

この件について再度伺いたいと思うんですが、以前、私どもにいただいたペーパーでは、赤坂の物件をリーテックという会社が落としたことになっておりました。ただ、謄本を見てみましたところ、G7-1なる会社が落札をしていたということが判明いたしました。これはなぜそういうふうに入札の条件が変わったのか、もう一回御説明いただけますでしょうか。

○藤本参考人 お答えいたします。

先日お示しいただきました登記簿によりまして、リーテックが第一次の譲渡先ということになっていました。これを確認いたしましたところ、所有権の移転先に有限会社G7-1と記載すべきところを株式会社リーテックと誤って記載したところでごいまして、このような誤りによりまして委員会運営に大きな御迷惑をおかけしております、まことに申しわけなく思っておりますので、いづれにいたしましても、担当者でありますとか、それをチェックすべき立場の者のミスでございまして、今後、こういうことのないように注意いたしたいと思っております。

そのほかのリーテック関係の記述がございますが、あわせて、リーテックが登記の移転先であるのか、あるいはG7-1であるかは、今確認中でございます。ただ……(発言する者あり)それが間違いでございました。転記ミスでございます。申しわけございません。

○松野(頼)委員 書き間違えてございましたという話ですか。(藤本参考人)はい」と呼ぶ。そんなばかな話があるわけじゃないですか。一体どういうことなんですか。当時の入札の書類を見ればわかるはずでしょう。

先日私のところに説明をいただいたのは、リーテックは今回の入札からおりたんですという説明だったんですけれども、もう一回そこを答えてください。

○藤本参考人 では、その点をあわせてお答えいたします。

リーテックがバルクの入札の共同購入者から辞退をしたという件でございます。

今回のバルク売却の競争入札参加申請者というのは、共同購入者が辞退届を出して辞退するということが認められておるわけでございます。そういうことで、リーテックは本件バルク売却の入札から辞退をいたしております。その点は事実でございます。

ただ、今御指摘いただきましたG7-1、これはSPCでございますけれども、共同購入者に含まれてございまして、登記簿を確認いたしますと、共同購入者の中のG7-1がこの不動産を取得して移転登記を得ておるということが事実でございます。それから、G7-1からリーテックにさらに移転をされた、こういうことでござい

○松野(頼)委員 では、G7-1からリーテックに所有権移転がされたから、それを書き間違えたということですか。

○藤本参考人 いや、そういうことではございません。

リーテックがG7-1から移転を受けたということでその誤記をしたかどうかということとは、ちよつと経過は不明でございますけれども、リーテックがG7-1の出資者でございます。これは、出資者である関係上、頭に残っておって誤記をしたということも考えられるわけでござい

けれども、よく事実関係はわかりません。

いづれにせよ、今回間違えたというよりも、以前からそういう記述が誤っております。今回、資料をお出しするときにそれをそのまま引用して間違つたというのが事実関係でございますが、一番最初にどういふうな経過で間違つたかということ、残念ながら明らかではございませんでした。

○松野(頼)委員 今の答弁を聞いてもよくわからないんですけれども。

では、もう一つ、お配りした資料の①をごらんください。丸がついてあります横浜戸塚町宅用地、これもリーテックが平成十八年三月六日に落としたという記述があります。

これを一枚めくっていただきますと、謄本がついております。リーテックというふうには僕らのところには出ていたでいてるんですけれども、今度は、G7-1ではなくて、リクルートコスモスが百分の六十五、G7-2が百分の三十五、日本郵政から買っているんですね。

これは何で間違えたんですか。同じリーテックという表示で私どものところには出てい

○藤本参考人 先日、先生が配られました資料、移転登記の関係でござい

まして、現在リーテックと記述されておりますものが、実際、リーテックが第一次的に所有権の移転登記を受けたのか、あるいはその他の者が移転登記を受けたのかにつきましては、今調査中

ございまして、本件につきまして、いづれが正当であるかというのは、この登記簿を見る限りにおいてはリクルートコスモスとG7-2であります

が、間違えていたということではな

○松野(頼)委員 そんなのは当時の入札の記録を見ればわかるはずじゃないですか。それを鋭意調査中だと言われても、これはとても質問できないです

今ちよつと待っているから、ちゃんと確認してください。簡単な話じゃないですか、そんなのは。

○藤本参考人 御説明申し上げます。繰り返しの記述されて

りである可能性もございますので、今すべて総当たりに調べているところでございますが、今、現状で、これはこうであるということをすべて調べ切っておりませんので、申しわけなく思っております。(発言する者あり)

○赤松委員長 では、速記をとめて。  
(速記中止)

○赤松委員長 速記を起してください。

日本郵政株式会社藤本常務執行役。

○藤本参考人 言葉足らずで申しわけござい

十七年度の百八十六件のバルク売却でございますが、契約の相手方はあくまでもリクルートコスモスを代表いたします六社の共同グループでございます。契約書だけを見ても、それが最終、この会社

に所有権移転をしたかというのは、それだけではわかりませんが、実際に移転登記を確認しなければいけないこと

契約の相手先はあくまでも六社の共同団体でございます。そのうちのどの社、あるいはそれ以外のどの社にこれが移転したかという

は、次にG7-1にそれが移転したかどうかということについては、契約書そのものからはわかり

もうちよつと言いますと、一たんこの六社連名で、例えば甲と乙の契約でござい

乙が六人いるのであれば、乙一から乙六までの契約書になつて

○松野(頼)委員 全く意味がわからない。

大臣はわかりましたか、今の説明で。  
○鳩山国務大臣 わかりません。

六社グループにバルク売却を郵政公社がしたわけでしょう。その六社が恐らく相談して、どこはどこと決めていったんだらう。今の松野先生の話によれば、私も見ましたが、リクルートコスモス六五%、それからG7-2三五%という共有にしたものもあるでしょう。

少なくとも、国民の財産を公社が売って、だれが所有したか、どこに所有権が移ったか、六社のまとまったグループだったからわからないなどというのは、極めて無責任としか言いようがないと思います。

○松野(頼)委員 これは大臣にお願いをしたいんですが、総務省が、今回オリックスに七十数物件を売却しようとしていた部分の調査を今されていると思うんですけども、その前にも百七十数物件、百八十数物件、六十物件と三回売却をしているんですね。今私を取り上げているのはそうなんです。ぜひこの部分もしっかり調査をしていただきたいと思うんですが、御答弁いただけませんか。

○鳩山国務大臣 ちょっと、よく検討いたしますが、できる限り調査をしたいと思っています。

結局、公社時代のことと現在の日本郵政株式会社との関係があつて、私は、現在の日本郵政株式会社に対する監督権限があり、報告徴求ができるということ、この間の一件、かんぽの宿の件については報告徴求をしたわけでございますが、郵政公社時代の売却等について強制権限があるのかどうかも含めて検討させていただき、できる限り明らかにする責任もあると思っておりますから。

○松野(頼)委員 もう一点、入札について伺いますが、入札をするに当たってその六社が、リーテックさんがおられたんですよね。入札に当たって、普通、不動産の売買というのは、買い付け証明をまずとる、資金証明をとる。要は、その買うであろう会社が本当にそれだけのお金を用意でき

るのかということ、現金ならば預金証明、現金じゃない、融資ならば金融機関とともに資金証明というのを不動産の売却のときにはとるのが当たり前の話なんですけれども、今回の入札に当たって、日本郵政並びに当時の公社は資金証明というのをとられましたでしょうか。

○藤本参考人 お答えいたします。

一括売却のような売方で買い付け証明あるいは資金証明をとるのかどうかという点でございますが、今回の一括売却に際しまして、買い付け証明あるいは資金証明はとってございません。

ただ、このバルクの売却に当たりましては、共同購入者の構成員のいずれかが過去五年以内に日本国内で、一契約一法人といたしまして、十六年度、十七年度におきましては百億円、十八年度におきましては五十億円以上の不動産の購入実績があるかどうかということを確認いたしました。そのことをもちまして購入者側の資金力、信用力を判断いたしているところでございます。

○松野(頼)委員 不動産の売買は、一件で百億というのは簡単にあるんですよ。一回だけ百億の取引をしたからといって、今回のバルクの資金を用意できるかどうかというのはわからないはずなんです。なぜそれをとらないんですか。もう一回答えてください。

○藤本参考人 買い付け証明あるいは資金証明をとらないで履行が担保できるのかという話であるうかと思ひます。

一般的に、日本郵政におきましては、買い付け証明、資金証明をとっておりませんで、ただ、担保する方法としてこういうことがございます。競争入札の参加申請書の提出を受けまして、入札保証金及び契約保証金を納入する定めとなっております。いまして、そのことをもちまして担保するというところでございます。

入札保証金でございますけれども、入札金額の〇・五%以上を現金または小切手により入札開始までに納付するというところでございまして、契約を締結しない場合にはこれを没収されることに

なっております。

それから、いま一つ、契約保証金というのがございます。契約締結時に契約金額の五・〇%に相当する金額を現金または小切手により納付するというところでございまして、これも期日までに代金を納入しない場合は没収するということになってございまして、このことをもちまして履行を担保している、そういう認識でございます。

○松野(頼)委員 多分、不動産売買を経験された方は、今の答えを聞いて驚かれるのではないかと思います。

○〇・五%最初の準備金を用意できれば、残り九・五%の支払いがなぜ可能だとわかるんですか。もし不特定多数の会社を相手にしていれば、この会社が支払い能力があるのかないのかというのは、当然、資金証明をとらなきゃわからないはずじゃないですか。金融機関がちゃんと融資しますよとか、預金の残高証明が金融機関名でありますよとかいうことがなければ、まず入札に手を挙げる段階で、少なくともそれが無い会社は入札に手を挙げさせないというのが当たり前の話じゃないですか。

今おっしゃった契約締結時に五%、残り九・五%の支払い能力があるかどうかわからないじゃないですか。もう一回答えてください。

○藤本参考人 先ほどお話を申し上げましたように、過去の購入実績と入札保証金、契約保証金をあわせて契約の履行を担保している、そういう認識でございます。

○松野(頼)委員 では、逆に伺います。

今の条件で、なぜこの会社が残りの九五%なり九九・五%の支払い能力があるというふうに判断されるのか、御説明ください。

○藤本参考人 先ほど申し上げましたように、入札保証金あるいは契約保証金は、これを払った場合におきましては、契約を締結しない場合あるいは期日までに代金を納入しない場合は没収するというかなり強い強制力を有しておる、こう考えておる次第でございます。(発言する者あり)

○赤松委員長 日本郵政藤本常務執行役。さらにわかりやすく、同じ答弁を繰り返すのではなくて、答弁してください。

○藤本参考人 入札保証金と契約保証金の意味につきましては、今御説明したとおりでございますが、これは契約でございますので、当然、契約が履行されない場合は、契約の解除になるわけでございます。まして、不動産の移転ができなかった、そういう結果になるわけでございます。

○松野(頼)委員 今の説明ではとても、通常の不動産の売買でも契約時に一〇%の頭金というのは入れるんですよ。その頭金は、もし残りの九〇%が支払えなければ当然返ってこないんですね、民間の契約でも。そんなのは当たり前の話ですよ。それを五%にしているわけでしょう。

そうじゃなくて、〇・五%のまず最初の資金、そして五%の締結時の資金をもって、なぜ残り九五%が着実に履行されるのか、ファイナンスが担保できるのか御説明いただきたいということをお願いしているの、もう一回説明してください。

○藤本参考人 入札保証金、契約保証金を取っておりますので、契約が締結されなかった場合には契約が解除される、これは当たり前のことでございますけれども、そのことによりまして契約が成立しなくなるということでございます。

ですから、こういう強制力をもちまして契約の履行を担保するというところでございます。それ以上のことではございません。(発言する者あり)

○赤松委員長 では、速記をとめてください。(速記中止)

○赤松委員長 速記を起してください。

それでは、松野頼久君。

○松野(頼)委員 今の話を聞いても、一体どういう入札がされたのかというのが非常に不明朗なので、今、原口理事から要求した資料を出していただきたいと思いますが、御答弁いただけますでしょうか。

○藤本参考人 お答えいたします。まず、バルク入札を決めました際、意思決定の

○赤松委員長　次に、小平忠正君。  
○小平委員　おはようございます。民主党の小平忠正です。  
大臣には、総務大臣という要職で日々頑張つていらつしやること、かつて同じ党で頑張つた當時を思い起こして、御健闘をまず心から御期待申し上げます。  
今、松野委員からかんぼの宿についていろいろと質問がありました。私は、今この話を聞いておりましてつくづく思うことは、この資料等も見えて皆さんもおわかりのように、こういう売却問題でいろいろ不正とか、不条理とか、不

明朗な点が、平成十七年、ちょうど郵政民営化問題が起きまして、公社からいよいよ株式会社に移行する、その移行期に、いわゆるどさくさに紛れてこういうことを処理しよう、こんなことでなかったかと振り返って見ております。

要は、今一番憤慨しているのは、国民と現場で働く郵政省の職員ですよ、よく言われてきました

ユニバーサルサービスを通じて。こんなことが起きて、結局、郵政民営化ということじゃなくて、

このような不条理が上部で行われた。これに対してしっかりと糾弾をし、見直しをすることが、振り返ってみて一番大事だ、私はこう思うのであります。

そういう中で、先般、麻生総理は自分は民営化

に反対だったと言われたようでありますけれども、大臣は、郵政民営化をどのように思われているのか。本当に賛成だったのか。もし賛成だったら、その理由を改めてお聞きたいと思うんです。

す。まずその点をお聞きたいします。

○鳩山国務大臣 前にもこの委員会でお話をしたことがあると思いますが、あの郵政民営化という大変大きな改革については、与党の議員の皆様方もそれぞれに思いがあったと思います。

私も、これはどういうことになるのかと思ひまして、非常に迷つたわけでございます。ですが、小さくて効率的な政府をつくるという行政改革という観点、官から民へという一つの流れをつくる

---

---

[illegible]

ということ、それから民営化されて新しく自由な経営をしていく中で発展が図れるのかな、あるいはサービスの向上というのがあるのかなというふうに思いますが、最終的には、私は、迷いはありませんけれども、それを断ち切って賛成というふうにならずに決めて、賛成をいたしました。

ただ、最後まで心配であったことは、明治以降、国民みんなでつくり上げた郵政という、一つの組織というよりは文化というものがあつたという点。例えば「私は貝になりたい」という、フランキー堺さんが当時主演して、日本じゅうが静まり返ったという名作がありましたけれども、あれは高知県の話だったかと思いますが、やはり地域の共同体の真ん中に郵便局長さんがおられて、しばしばそのドラマで登場しておったのを明確に覚えていて。

そういうことを考えて、ドライになり過ぎて、日本人のせつかくのウェットな、共生する文化というのか、あるいは地域共同体の非常にしつやかな文化というのか、これに悪影響がなければいいなということは最後まで懸念をしていたところでございます。

○小平委員 賛成した理由、苦渋を今述べられましたが、非常に複雑な思いがあることはお察し申し上げます。

そこで、今大臣が言われた日本の文化という、確かに長い歴史の中で日本人の地域社会にしっかりと根づいた大きな社会資本ですね、それがこうなってしまった。今言われた効率化ということ、を、当時小泉さんがおっしゃった。

よく例えて言うんですけれども、今総務省は、各自治体に向かって市町村合併を勧めていますよね。なかなかうまくいきません。しかし、合体することによっての効率化。今回の郵政民営化は、逆にそれを分散しようとしている。逆の方向に行つたわけですね。

しかも、その中で得た結果が効率的になつていくかということの思い起こすと、例えば窓口は、普通局、特定局含めて地元の郵便局ですね、そこ

に利用者が来る。郵便もしかり。また、郵貯、簡保も。しかし、今その中で職員が働いている一番大きなのは郵便事業、郵便局ですね、約二十二万人。しかし、利益は、一番もうかっている会社は郵貯ですね。約三分の二ですか、利益を上げています。そして、窓口会社は委託でもつてやっています。でも、実際に民営化した会社であるならば、郵便事業も郵便局も、もうからなかつたら将来的には大変なことですね。そのときに、窓口は委託を受けて運営している。非常に不自然な状況なんです。だって、だったら、すっきりとした方がいいと私は思うんですけれども、こういう中で非常に不条理な状況が今続いている。まだもともと理由はあるけれども、端的に申し上げました。

そういう中で、大臣は、四分社化の見直しについてはどういうふうに今後進めていきたいのか、その考えをあわせてお聞きしたいと思います。

○鳩山国務大臣 郵政民営化という大改革の中で結果として光と影があるわけでありまして、大きな改革には当然影が伴うわけですから、そのマイナスの部分、影の部分を最小化していくために努力をするのが私の役割だと考えております。

そうした中で、現在、四分社化ということについて私の確定した考え方があつたわけではありませんが、郵政民営化の見直しの中には、その分社化形態についてもテーマとして入ってくるというふうなことを考えておりまして、現実には郵便局長さんたちが集荷ができないとか、郵便配達の方、つまり事業会社の方が、昔でいう貯金あるいは簡易保険のお金を預かることができないとか、あるいは今の計画どおり行った場合、金融二社も基本的にはユニバーサルサービスが続く必要があると思うわけですが、十年たつた後にどうなるか、移行期間が終わつた後にどうなるかという不安がございます。

要するに、局会社に対して十年間は郵貯も簡保も代理業務を委託することになつていきたいと思いますけれども、それが切れた場合にどうなるかと

か、幾つかの懸念がございますので、およそ郵政公社に戻すということはありませんし、郵政事業庁に戻すということもあり得ないし、かつての郵政省に戻すこともあり得ませんが、それ以外はすべて見直しの対象範囲であると考えております。そしてまた、郵政民営化委員会が三年ごとというので、最初の見解が出てまいるのが三月末だと思つたので、それを大いに参考にいたします。

○小平委員 大臣おっしゃるとおりで、私も同感であります。

今、十年ということを書きましたが、そういう状況であります。私も現場でいろいろな御意見を聞いて感じるところは、実際に働いている多くの方は郵便事業、郵便局ですね、しかし、そこはこのような非常にもうからない。もうかつていふところから職員が少なくなつて、仕事ができないから、支店もないので、郵便局へそれを委託している。郵貯がそういうことをやるんだつたら、銀行のように各支店を置いてやればよいんですよ。そうしたらすっきりするんですよ。しかし、規模からいっても、あるいは物理的に、それはできない。だから、委託すると。非常に変な形ですよ。こういうことを効率化を進める政府が依然として推奨するというのは、私はどうも理解できないんですが、ぜひこれについては見直しをしていただきたい。

同時に、今、簡保でもつて揺れ動いています。これも売却は一時とまりまして、同じように日本郵政の株式もそういう方向になっていきますけれども、この際、英断をもつてこれを一時凍結ということについては、御意見を重ねてお聞きしたいんですよ。

○鳩山国務大臣 株式の譲渡のお話ですね。これは日本郵政の株式のことですか。あるいは、日本郵政が持っている……

○小平委員 先般、政府がそういう方向を出していますけれども、この委員会の席で、これについての大臣の率直な見解を改めて聞きたいんですよ。

○鳩山国務大臣 要するに、くどいようですが、民営化による光と影というのを十分に分析していく必要があるわけでございます。国が一〇〇％保有しております日本郵政株式会社の株をできるだけ早く売っていく。しかし、三分の一超は国が保有するという規定になっておりますもの、やはり郵政グループの公的な性格というものを配慮してのことだろうと私は考えております。

そうした事柄についても当然見直しの対象に含まれるわけでございます。ただ、そうしたことはまさに法律事項でございますから、見直しの対象であり、最終的には国会が決めになることだというふうなことを考えております。

○小平委員 まだいろいろと申し上げたいのでありますが、この後同僚議員からも郵政、簡保について質問があると思うので、私はこの問題は以上にて終わります。

次は、地方財政の問題を含めて伺いたいと思います。

まず最初に、二次補正、政府は二兆二千七百億の補てんを今出していますね。衆議院では先般地方交付税法の一部改正は通過いたしました。この問題に対してお聞きしたいのであります。

確かに、これによって地方自治体は当座の間は何とか救われます。ある意味では歓迎しています。しかし、二十三年から交付税でもつてそれを減額するという、問題先送りですね。そういうことがあるので、先は大変です。

こういう制度のあり方について、ルール上そうでしょうけれども、このような状況を続けていくなら、今後、何ら進展、改善なく、ただただだらだらとこういう状況が進むわけですね、こういう今の日本の経済情勢の中で。こういう中で、大臣はこのままでいいと思つていらつしやるのか、今回の措置に対して。その基本的なお考えをお聞きしたいと思つています。

○鳩山国務大臣 基本的には、国、地方ともに非常に苦しい財政状況の中での緊急避難的なやり方であるという認識をいたしております。

地方財政計画の中で当然地方交付税というのが決まってくるわけですが、地方交付税は国税五税の一定割合を基本とするものでございまして、その時々々の経済情勢によって大きく変動をいたしますので、いずれ、地方交付税については必ず精算というのは毎年しなければならぬわけでございます。多くなればそれは返すということもあるわけでありましょう。

国税五税の減額補正が大きくあつたわけでありまして、その関係で地方交付税総額が二兆二千七百三十億円減少をした。これをどうするかということでございます。

要は、地方交付税は地方が自由に使える財源で、それぞれ地方が予算に組んで既に使っているものでございますから、これを地方交付税が少なかったから返してくれということは幾ら何でもできませんので、この穴埋めは必ずしなければならぬと考えておりまして、先日、御審議いただいたて成立させていただいた、補正に関する交付税法によって穴埋めをお願いしたわけでございます。

折半ルールというのが現在でございますので、半分強がちょうど問題の先送りというか先食いしたような形になるんでしょうか。これでは地方がますます苦しくなりますから、基本的には、地方税財源の問題を真剣に考えていきたいと思います。将来に不安を残す。

これは、こういうことを私が言つてはいけないうのかもしれないけれども、もしお許しただければ、現在の景気状況というのを考えますと、こととした国税五税が予定よりも減つたら、また穴埋めしなくちゃならない。穴埋めをして、まあ、先食いしたのか、今後五年間で払っていくということが続けていいたら、地方財政は成り立たなくなるわけでございますので、やはり税源配分の問題という根本問題を与野党の垣根を越えなければいけない時期に差しかかってきているという認識を持っております。

○小平委員 そういふ認識を持っていたくこと

が大事であつて、今おっしゃったように、今の経済情勢で、特にことは政府の経済成長率見通しも大いに狂つてきていますし、その前からIMFや日銀の予測とも大きな乖離がある。

しかも、先般の我が国GDPの速報ですが、これでもマイナス二・七%、これはアメリカやEUを追い越してのすごい数字ですよ。こういう深刻な状況が続いている中で、当然、今大臣の言うような方向は、絶対緩めてはいかぬと思うんですね、検討する必要があると思います。そうしなければ、今大臣が言われたように、この財源をどうどん先食いしていくと、いずれは交付税が地方債の元利償還ですべて消えてしまふ、そういう危機的な状況が訪れる。こんな危機感を持つのは私だけじゃないと思います。

また、地方税も一〇%近い落ち込みが予測されております。いろいろ政府も工夫されているようでありまして、既に今の段階でも歳入八千五百億ぐらいの減を予想されています。そういう状況の中で、特に、地方も三位一体改革で自治体の体力は非常に弱まっている。

こういう状況で、地方交付税は財源の偏在を是正するという意味において、自治体に基準財政需要額を担保する方向でしっかりとつくりつていく必要がある、こう思うのであります。今大臣も国税五税について触れましたが、今の不足分は政府が置かれた状況で何とかする、そういう安定性がない方向では毎年同じことの繰り返しです。これについて、現行制度を改めていくことに取り組んでいくことが必要と思うのであります。けれども、これらについてどういふふうに考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○鳩山国務大臣 小平先生の問題の御指摘はまことに照準を得たものでございまして、したがって、先ほどから申し上げておりますように、地方税財源の配分の問題というのを基本的に考えなければいけないと思っております。

御承知だと思えますが、要するに、国税五税の一定割合によつて算定される地方交付税の額が、

実際に必要な地方交付税の額、すなわち基準財政需要と基準財政収入の差額と大きく乖離する、これは一割とかそういうようなことを何か言っているようですが、大きく乖離した場合には、そういう制度とかあるいは国税五税の法定率の問題等を考えなくちゃいけないという意味の地方交付税の規定があるわけですね。その法の精神も、地方交付税法第六条の三の二項で、法定で国税五税から一定の割合で入ってくる地方交付税が実際に必要な地方交付税を大きく割り込んでいる場合については、地方行政制度の改正または地方交付税の法定率の引き上げを行うことが必要だということが基本的に書いてあるわけですね。

ですから、法定率引き上げということもいよいよ考えてもらわなければいけないと思っておりますが、実際、国の財政状況も大変厳しいということとを考えると、中期プログラムで消費税等の議論がされておりますが、私の担当からいえば、やはり偏在性の少ない地方消費税というものをアツブさせるということを考えなければいけない時期に来ているかと存じます。

○小平委員 ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、地方自治体、少し具体的な方向でお聞きいたします。

現下、このような状況で、地方自治体が大変厳しい状況にきております。特にその典型的な事例が北海道の旧産炭地なんですね。大臣も先般夕張に行かれて視察されましたが、そういうところは、旧産炭地ですよ、国策に従つた結果、その事業の残した大きな債務を償還しながら財政健全化、再建のために大変な努力を目下傾注いたしております。しかも、過疎化が進む中で、そういうところは全部山間地ですよ、そういう中で特に夕張はその最たる例であると思ふんです。

確かに、問題点は多々あります。ありますが、町の再生のために、観光等々、いろいろ事業を展開いたしました。これは身の丈に合わないことをやり過ぎたという批判がありますよ。しか

し、当時、国策に従つて、石炭が終えんを告げ、財閥が全部撤退したんですね。そのときに、財閥は、自分たちは逃げていって、逃げるというのは言葉はきついですけれども、撤退してそこに社員を、従業員を残しちゃった。彼らは路頭に迷つたわけだ。職もない。したがって、市が、住宅を含めて市民サービスとしていろいろなことを撤収した財閥にかわつてしなきゃならない。

かつて、夕張市は十二万近くの人口でした。今はわずか一万二千ですよ。そういう状況で、あのときに、今、夕張がやつたようなことをもしやったら、これは大変な自治体批判が起きましたよ。したがって、ある意味では、身の丈以上のいろいろな事業展開をしたという事実は御理解いただけたらと思うんです。

そういう中で、今、藤倉市長を先頭に、市の職員も懸命に頑張つています。それと同時に、そこに住まいしている夕張市民は何ら責任はないわけです。彼らは市民ですが、同時に我が国民の一人でもあります。そういう中で、現実問題としては、いわゆる高負担、低福祉、まさに最低のサービスを今こうもつていっている。人口流出も次々と進んでいる。こういうことが今歯どめなく進んでおります。

それで、今、債務の償還計画そのものが狂つてきております。策定されたこの再生計画、これは十八年間で三百数十億ですよ。これは実際不可能な数字と思うんですが、しかし、再生計画が例えばうまくいったにしても、それは夕張市が再生をすることじゃなくて、再生計画だけのための完遂だつたら意味がないんですね。そのときに、十八年後ですよ、債務を償還したときに、そこに住民がだれもいないような計画だつたら、再生とは言えませんよね。

それで、国がそこをきちんと、きょうは政府の方が見えていますけれども、理解はされていると思うんだけど、財源的なこととはあるでしょう、しかし、債務の償還のために住民サービスの低下がどこまで許されるのかということも

含めて、大臣のお考えをお聞きしたいと思うんです。

○鳩山国務大臣 夕張市の問題は、大変お詳しい小平先生のおっしゃった状況なんだろうと思いますが。それは、今、行政の効率というようなことが盛んに言われておりますけれども、この百年に一度の経済危機と同じような形で、不可抗力という言い方がいかどうかわかりませんが、我が国のエネルギー需要や消費の変化の中で、石炭産業が衰退し、閉山をした。そして、企業の社会的責任ということもあるんでしょうけれども、結局、当時働いておられた方々がそこに残されてしまったというところから始まって、今日の三百数十億という負債になったんだろうと。

私も昨年十月に夕張市を訪問いたしましたして、直接現状を拝見させていただいて、いわゆる住宅がほとんどあいていような状況も見せていただきました。建築確認申請はどれくらい出るんですかと。言ったら、年に一つぐらいですかねという話を聞いて、びっくりしまして、なかなか大変だと。そんな厳しい状況の中で、市も住民と一体となつて再建計画に一生懸命取り組んでおられる姿、また、医師の方にもお会いをして、それは本当に立派な活動をしておられるなというふうに感銘を受けたわけでございます。

再建計画がありまして、それは再建計画では税率を上げていくわけですからね。失礼ながら、あのように疲弊した地域で、住民税も固定資産税も、あるいは軽自動車税も、普通の税率よりちよつと上げているというようなことでございまして、そうなりますと、先生おっしゃったように高負担、低サービスということになれば、住民は逃げ出してしまう。こういう状態が続いて、再建が成ったときに人がいなくなったということだけは、絶対に防がなければならぬという思いは私にあります。

というのは、私は、それぞれの地域にはやはり歴史と伝統、そして風土というものがあつて、そこに根づいたすばらしい文明、文化というのが

あつて、これは大切にしたい。夕張という地域は夕張として将来も残り、発展してもらいたいという気持ちがございますので、再建計画を着実に実行していくことが何よりも重要であると考えておりますけれども、住民に対する基礎的なサービスが維持できるように、総務省としては、北海道の協力も求めながら我々も努力をしていきたい、こう考えております。

私が小学校のときに、兄弟とても仲よくて、二人でチョウの研究を始めたときに、チョウの本を母が買ってくれた。それには、いろいろなチョウの産地が北海道夕張市と書いてあつた。夕張というのはやはりすごく自然も豊かなところですから、守っていきたいところだと思います。

○小平委員 私も大臣とは長いおつき合ひで、お人柄を承知していると思つていますので、今の方向で、ぜひ政府の関係者もそういう方向で、局長、よろしく頼みますよ。

これは、大臣、今私は夕張を例にとつて言いましたけれども、旧産炭地は大体押しなべて今同じような苦境に立っているんですよ。そういうところを含めて、ぜひ取り組んでいっていただきたい、このようにお願い申し上げます。

あわせて、今度は、そこで頑張っている自治体職員、これも今大きな苦境に立っている。これについてちよつとお伺いをさせていただきたいと思うんです。

御案内のように、自治体の歳入は、法律に基づいて限られておりますね。したがつて、財政再建は、主として歳出面をいかに削減するか、そこに絞られてきておりますね。そこで、各自治体においては、こういう厳しい、特に三位一体のせいもあり、今の経済情勢下もあり、職員数を大幅に減らして、さらに給与もカットしている。中には三〇％、夕張なんかは四〇％ですよ、ほかは三〇％、こういう削減が実施されている自治体も今数多く出ております。

そこで、大臣として、あるいは総務省として、自治体では自治体の職員の待遇をどこまで削るこ

とが許されるのか。自治体の職員も給与生活者の一人であります。ですから、生活設計にも大きな影響を与えてきておりますね。そこで、自治体が厳しいから安易にカットする、現に行われておりますけれども、それを安易に使つていいものとは私は思つておりません。総務省としては、特に地方の厳しい実態をきちんと把握されておられるのか、そこを確認したい。

職員の中には、もう限界だと退職を選択した職員も多数出てきておりますね。そういうような状況がございまして。私は、一つの例として、これも夕張を例として申し上げるのでありますけれども、職員数が減れば業務にも大変支障が出てきます、住民サービスにも、行政サービスにも。例えば夕張市では、一人の職員が、一人の建築技術者が四千二百五十五戸の市営住宅を管理しているんですよ。一人がですよ。各自治体では、一人の職員が抱える市営住宅戸数は、平均でいうと、あつても大体百戸から二百戸らしいですね。しかし、夕張市では、一人の技術者が、四千三百戸近い市営住宅をたった一人で管理している。こんなのはもう論外。まずこれでは過労死が大きな憲法問題になってきますよ。

そういう状況になっておりますが、特に、今あそこで頑張っている職員は、みんな若い職員なんですよ。ここまで破綻に至つた、責任者だつた当時の部長や次長級はみんな退職しちゃつています。若い職員が、愛郷精神というか郷土愛に燃えて、また住民の利便のために一緒に頑張っている。こういうことを考えると、大臣として、特に人の面における再建計画、これについてまた新たな見直し、再建方を考えておく必要があると思うんですけれども、これについてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 細かい事実関係についてはまた事務方からお答えしたいかと思ひますが、当然、再建するわけですから、職員定数も大幅に削減をしてきた。削減すると、一人一人の職員にかかる負担が過大なものになる。しかも、給料は

カットされている。ということでは、職員の退職が相次いで、職員がいなくなつて行政サービスに影響が出るというのは、ある意味で最悪なパターンだろうと思うわけです。

そこで、何とかこれは食い止めなくちゃいけないと思つて、市長を先頭に皆さん頑張つておられるわけですが、総人件費の削減をやりたい、大変難しいことではございますが、これは何とかしなければならぬ課題だというふうに思つておりまして、さまざまな支援をしなければいけないと考えております。

先生がおっしゃつた、一人の建築技師の方が、普通は二百軒ぐらいしか見ないのが常識なのが、一人になつたので四千七十一戸を見つて、これは信じられない状態になつております、私も、夕張市から四月一日付で一名建築関係の方を雇いたいということで御相談がありまして、どうぞと同意をさせていただいたわけでございます。

○小平委員 何とかしなきゃならぬという大臣のお考えですから、何とかしていただきたいね。

そこで、今採用のことを許可したと言われました。しかし、大臣、採用するにしても、給与が大卒で十萬ちよつとなんですよ。それが、今、夕張市の基準ですよ。そんなのじゃだれも来ませんよ。それから、今、総務省とか道から支援に入っているんですが、そういう人たちは、いわゆる通常の賃金で、給与で行つていらっしゃるんですよ。同じ職場で働いて、大きな乖離があるんですよ。

そういうことも含めて、そんな細かいことは大臣はおわかりでないと思うんですけども、それが現実ですから、いわゆる憲法上、人権問題にかかわる問題です。ぜひ、何とかしなきゃならぬというお言葉どおり、政府一体となつて頑張つてほしい。地方自治を指導、総括するのは総務省ですから、この姿勢も大事です。地方自治だけに任せていたのでは、これは解決できない。そのことを強く申し上げておきます。

最後になりましたが、自治体病院、あるいは病院の問題、診療報酬の問題であります。

やはり病院収入の一番大きいのは診療報酬です。その診療報酬は、どこを上げ下げするかで医療政策をリードできるという方向になっております。総務省は、地方自治体病院の重要性にかんがみて、交付税で応援しよう、そういう方向になっておりますが、やはり病院経営では最も基礎部分である診療報酬できちんと手当てをしていくことが、地域医療が底上げされていくことになると思います。地方では医療原価も都市部とは同様ではないわけですから、この面に着目した診療報酬の工夫はできないのか、一点お聞きしたい。

しかも、この診療報酬は出来高払いで、若干工夫はしているようですが、特に緊急医療や小児科などの今一番必要とされているところはまだ手が届いていない、このように感じます。過疎地の医療についても同じように非常にお寒い状況である。総務省では、交付税以外も含めて検討し、応援しようという姿勢はわかりますが、しかし、根本的には病院の収入面の強化であって、待ちの医療に報酬面での工夫はできないか。こういうことも含めて大臣のお考えをお聞きたいと思います。

○鳩山国務大臣 全国千余りある公立病院の問題は極めて重要でございます。とりわけ、公立であるがゆえに採算性を度外視してでも診療しなければならぬケース、あるいは僻地の方で、その病院一つしかないから何とかこれを運営しなければならぬというケース等がございます。やはり公立病院の経営悪化については、医師不足の深刻化が一番だろう。その次に診療報酬の問題がございます。この診療報酬の問題については、厚生労働省の方からお答えをいただければよろしいか、こう思っております。

医師不足の解消のために、養成をと今大学の定員をふやしておりますけれども、これは六年とか何年もかかることでございますので、即効性があるわけではありませぬ。あとは、公立病院に勤務する方の就労環境の改善、当然給与の問題もありましよう、そういうことで総合的に取り組んでいくこと。

では、総務省としてはどういうことができるかというと、平成十九年末に提示した公立病院改革ガイドラインに沿ってそれぞれの自治体に改革プログラムをつくっていただいているわけですが、来年度は、平成二十一年度は、過疎地のお仕事、あるいは産科、小児科、救急部門等、一般に採算のとりにくいところを中心に地方交付税の措置を七百亿円ぐらい増額して、三千六百亿以上のものを用意しました。

この七百亿新たに用意したもので、たしか、普通交付税が六百億で、特交でやるものは百億だというふうになっておりますが、これは、ベッド数に応じて払ったり、あるいは単価を引き上げたり、いろいろな形で少しでも財政が健全化できるように努力をしたい、こう思っておりますし、また、一般会計から病院会計へ繰り出している際の手当て等も考えなければいけないと考えております。

○小平委員 厚労省はお答えできますか。○榮畑政府参考人 現行の診療報酬体系におきましては、僻地、離島等における医療機関について一定の配慮はしておりますが、基本的には、診療報酬体系そのものは、被保険者間の公平を期するために全国一律の診療報酬とすることを原則としておるところでございます。しかしながら、一方では、現下の諸問題はさまざまございます。したがって、こういうような仕組みの中ではございますが、平成二十年度の診療報酬改定におきましては、小児医療、産科医療、救急医療等、自治体病院を初めとする地域医療を担っていただく医療機関において提供されておる医療サービスにつきまして、特に手厚い評価を行ったところでございます。

今後とも、医療現場の方々を初め関係者の方々の御意見もちょうだいしながら、地域に必要な医療が確保されるように、診療報酬の改定等々で考慮しながら諸施策を進めていかなければならないと思っております。○小平委員 時間が来ましたのでもう終わりたいんですが、最後に、大臣、今医療というものは、もう根幹の問題ですよ。今、緊急医療とか産科、あるいは小児科ということでも問題になっておるんですが、我が国の人口統計によりまして、これは予測ですけども、今出ている予測は二〇五五年に我が国の人口は九千万、そういう恐るべき数字が予測されていますよね。

私は、これはちょっと話が広がると思うんですが、今、アメリカのせいでこの国は非常に大変な状況に置かれている。しかし、かつては、我が国は不況があっても、必ず盛り返して好況の波を繰り返した。それはなぜかというところ、その時期を乗り越えたら、それをまたやっていく力があつた。それは何かといったら、労働力であり、若い人口があつたわけでしょう。要するに購買力ですよ、いわゆる消費力というのか。しかし、今このように加速的に人口減少する時代にあつては、私は、アメリカのせいどころじゃなくて、この国自体がもうどんなに頑張っても、どんなに政策面で努力をしても、購買力がなくなつたら、消費力がなくなつたら上向いていかないと。そうでしょう。

東京におられたら、余りそんなに感じないと思う。しかし、大臣も九州に今いらつしやつていらっしゃる。特に、今地方は大変ですよ。まず、国の再生のためには、やはり人口問題ですよ。これは、今、総務省でないかもしれない、あるいは文科省や厚労省の所管かもしれないけれども、そこにしっかりと重点を置いていかないと。ですから、医療問題、あるいは子育ての支援、あるいは住宅問題、あるいは今共稼ぎがふえる中で産休をとってもきちんと職場に復帰できる、そういう条件整備、いろいろな問題がありますけれども、その中でも大事な問題は、私は特に地方から出ている議員ですから実感を持って感じるんですけども、医療や介護、特に高齢者を含めて大

変な状況ですよ。しかも、安心して子供が産めない……

○赤松委員長 小平君、時間が来ていますので。○小平委員 はい。そういう状況でありますので、この問題を真剣にとらえていただきたたい、このお話を、わずか三分の超過ですけども、委員長から指摘がありましたので、終わります。

どうもありがとうございました。○赤松委員長 次に、原口一博君。○原口委員 民主党の原口一博でございます。鳩山大臣並びに関係の、それから、きょうは日本郵政の西川社長にもお見えいただいておりますが、簡潔な答弁、的確な答弁を求めたいと思っております。

まず、現下の予算についてですが、百年に一度という、グリーンズパンさんの言いわけとも言われるようなものをみんなが繰り返している間に、本当の危機が目の前に迫っています。マイナス一二・七で落ちていく。これは、鳩山大臣、恐らく一三がマイナス一五だと予測する人もいます。マイナス一五でGDPが落ちるといことは、これが続けば一年間に七十五兆円の富が奪われるということですよ。

このときに、先ほど小平議員の質問に対して、与野党を超えて財政も議論したいという話がありました。であれば、私は、総務の理事懇談会、理事会で正式に、今こそ予算の増額修正をすべきだと。七十五兆円のGDPギャップが生まれますのであれば、それを政府が埋めなければ、とてもじゃない、日本の社会も地域も成り立たないというふうに思います。

ここは党派を超えて、メンツを超えて、しっかりと当初の予算で十分なもの地方へ渡す、この決断ができるのは鳩山大臣しかいないと思うんですが、基本的な御姿勢を伺いたいと思います。○鳩山国務大臣 国も地方も大変な経済状況にあるわけですので、この間のマイナス一二・七％年率換算というのは、一種の瞬間風速と見た場合、こ

療が確保されるように、診療報酬の改定等々で考慮しながら諸施策を進めていかなければならないと思っております。○小平委員 時間が来ましたのでもう終わりたいんですが、最後に、大臣、今医療というものは、もう根幹の問題ですよ。今、緊急医療とか産科、あるいは小児科ということでも問題になっておるんですが、我が国の人口統計によりまして、これは予測ですけども、今出ている予測は二〇五五年に我が国の人口は九千万、そういう恐るべき数字が予測されていますよね。

私は、これはちょっと話が広がると思うんですが、今、アメリカのせいでこの国は非常に大変な状況に置かれている。しかし、かつては、我が国は不況があっても、必ず盛り返して好況の波を繰り返した。それはなぜかというところ、その時期を乗り越えたら、それをまたやっていく力があつた。それは何かといったら、労働力であり、若い人口があつたわけでしょう。要するに購買力ですよ、いわゆる消費力というのか。しかし、今このように加速的に人口減少する時代にあつては、私は、アメリカのせいどころじゃなくて、この国自体がもうどんなに頑張っても、どんなに政策面で努力をしても、購買力がなくなつたら、消費力がなくなつたら上向いていかないと。そうでしょう。

れが一年間でどうなるのかと。それが三、四％におさまるのか、あるいは本当にそのペースで突っ走って経済がおちこちていくのかという問題がございまして、まだまだ見通しを立てるのは簡単ではない、こう思っております。

いずれにいたしましても、平成二十年の秋から始まった景気後退というものが住民税に響くのは平成二十一年度なんですね。ですから、二十一年度の地方税収というのが非常に心配だということもあって、大変危機的な状況にありますけれども、今のところはこのような地財計画のもとで懸命に頑張っていきたいと思っております。

○原口委員 この四月から、教員の免許更新制度がスタートします。今学校では、やめる人たちが、特に年齢の高い先生方がやめています。お医者さん、やめている。貧困の問題、これをカバーしなきゃいけない。まさに貧困と格差の問題です。

世界の危機を見ると、大体四つぐらいのフェーズに分かれています。一つは、ある特定企業、特定金融機関に限定した危機、それが国全体の危機になる。そして、世界全体を覆う危機になる。四番目のフェーズは、最悪なんです、これは戦争です。私たちはこの三番目にいるんじゃないかと思っております。これは生半可な思いで提案をしているわけじゃありません。

アメリカの政権も、共和党の言うことを聞いて修正をしました。皆さん、最初に見通しを国民に与えようじゃありませんか。最初に安心を与えようじゃありませんか。地方の健全化法もスタートしていきます。その中で、危機だ、危機だと言っているだけで対応しないということでは絶対ならないということを申し上げておきます。

その一方で、じゃぶじゃぶの公共事業をやる。諫早湾干拓、大臣も御存じでしょうけれども、ことし、有明海はもう昔の海じゃありません。ノリが色落ちして、何人漁民の方が自分で命を絶てば気が済むんだというような、そういう状況に陥っている。無理無理に農地をつくった。農地をつくって九十八年で返すなんという、そういうお金

を入れた。そして、そこで何をやっているか。海は汚れ、そして濁った水がそこに流れ、調整池の水をかけた農産物はどうなっていますか。黄変して枯れているじゃないですか。

大臣は、植物や自然について大変造詣の深い方ですけれども、アオコの毒でどういう影響を受けるか、御存じのほうです。

しかし、大臣が法務大臣のときに控訴をされました。私たちは、自民党の佐賀県議会の議員の方々も含めて全員で、開門調査をすべきだ、海のことには漁民に聞くべきだと。前の農水大臣が言いました、漁民は自然の番人なんです、番人の言うことを聞くべきだという話でしたけれども、残念なことに、地裁が出した判決に対して控訴をしました。控訴をしたときの責任者があなたなんですよ。

しかし、鳩山大臣はある前提を持って農水大臣と議論をしたというふうにおっしゃっています。その前提とは何ですか。

○鳩山国務大臣 釈迦に説法でございますが、法務大臣というものは、国が被告となる、たまには原告ということもあるのかもしれませんが、すべての訴訟を一手に引き受けて、その代表者となるものでございます。したがって、諫早湾干拓事業にかかわる佐賀地裁の平成二十年六月の判決に関し、政府として控訴するとすれば、私の名前で控訴することになるわけでございます。

しかし、佐賀地裁の判決は、とにかく数年後に全部開門しろという、自然生態系を最も重視する私としては、なかなかいい内容の判決だという部分もありました。ただ、実質は農水大臣が決めていく事柄で、話し合いをいたしたわけでございます。

実は、法務大臣権限法が何か、権限法というので、中身について法務大臣が注文を出すのは越権行為であると随分言われました。言われましたけれども、私は、控訴権限は私にあるんだからと。日本の自然を破壊し尽くそうとするような一種の動きがあると思っているし、大変危機感を持って

いるから、諫早湾は一つの象徴ではないかと。あのような干拓をやる、ろくに調査はしない。

私も諫早湾の対岸にいますから、あれだけれたタイラギ、でっかいタイラギなんです、有明海といったらタイラギなんです。それが、久留米や大川で買おうとしたって、今はこんなものしかない、こんな小さいのしかないから。だから、温暖化、温暖化というのは最大の問題かもしれないけれども、原口先生、生態系の破壊ほど恐ろしいものはないんですよ。

そういう意味で、私は当時の若林農水大臣にそのことをさんざん申し上げまして、とにかく開門をする、開門を前提にしてそのためのアセスをやるというんだしたら、開門のためのアセスをやらなさい、その腹を固めてやってくださいよということを行いました。

同時に、有明海の生態系がおかしくなつて、随分いろいろ言ったんです。キスだとかメカジヤとかムツゴロウだとか、もちろんタイラギとか、いっぱい生物の名前を言つて、これらの生態の調査、これが復活するためにどういうことをしたいのか、それを真剣にやるという約束をしてくれなければ、私は控訴をしないと。いわば控訴権の濫用をしたのかもしれない。随分怒られましたけれども、私は、結果としては間違っていないと思っております。

ところが、原口先生、その開門のためのアセス、つまり、開門をしたらどうなるかというアセスというのは、やはりやらなくちゃいけないらしい、これにやたら時間がかかるようなことを言うものですから、この間、とにかく早くしろ、早くしろとひどく怒ったところでございます。

○原口委員 大臣がおっしゃるとおりなんです。農水省はいろいろな理由をつけて、だから開門できないんだということを言っています。しかし、それは全部反論したんです。そして、もう佐賀地裁の判決の中ですべて論破されています。あとはやるかやらないかなんです。今大臣がおっしゃったように、アセスということどこかで検討

していますという言いながら、検討をほったらかしにしているというのが今の現状であります。

これは議事録に残りますので、やはり生きること、生態系、これが一番大事だということで、政府がしっかりと決断をするように強く求め、郵政の議論に入りたいと思います。

元郵政担当大臣が、私はこの総務委員会全体が侮辱されたのではないかと思っているんですが、この委員会に日本郵政の社長、西川社長、きょうお見えいただいております。きょうお見えいただく方がどうもありがとうございます、こういう方々をお呼びするのは業務妨害であるというお話をされています。私たちは与野党を問わず、国民に対する説明責任を果たすために日本郵政に来ていただいております。しかし、日本郵政がお出しになる資料は、きょうも理事会でまた訂正をされました。きのうも訂正でした。何を信じていいかわからない。

こういう状況で、大臣に二点伺います。この委員会に、それはもう一民間人がおっしゃることですから、一々目くらまを立てることはないかもわからない。しかし、私たち自身が業務妨害までしているというこの発言は見逃せない。大臣の御所見を伺いたいのが一つ。

もう一つは、かんばの宿の問題は公社の時代の問題なんだ、公社で、旧郵政省、今の総務省、こういう人たちと族議員がやっているその時代の話なんだということですが、私はそうは思いません。二〇〇六年の三月に、横山専務、きょう来ていただきましたということでしたけれども、御事情があつて来られないということですが、その方々がおつくりになったスキームが、先ほどから松野議員や私たちが追及しているそのものなんです。民営化した会社にも引き継がれている、公社時代でやっていたことだから今もやりますと、資金証明もとらずに入札をしていたということがきょうわかったわけですね。

今のかんばの宿の問題というのは、大臣に二つ整理してお伺いしますが、業務妨害だということ

についての答弁、もう一つは、何も公社だけでは  
ない、今も現在進行中の問題だと私は認識してい  
ますが、二点について大臣の基本的な見解を伺い  
たいと思います。

○鳩山国務大臣 業務妨害、国会に呼ぶことが業  
務妨害だと言ったんですか。(原口委員)そういう  
趣旨のことですと呼ぶ。そういう趣旨ですね。

耳を疑う話ですね。国権の最高機関が不透明で  
怪しげなものをきちんとたどらうとしているの  
に、それは、日本郵政の人を呼ばなければ、どう  
にも解明できないじゃないですか。それを業務妨  
害と言われたら、こんな国権の最高機関に対する  
冒瀆はない、憲法というものを全く理解していな  
い、こう思いますし、それこそ、私が日本郵政株  
式会社法第十五条によって報告徴求したことだっ  
て、段ボール十七箱用意するのが業務妨害なのか  
な、そういうふうには言っているのかなという  
疑いを持っています。

それから、さつき松野先生の御質問のときに、  
要するに、バルクセールが何回か行われている、  
その中から、一万円が六千万円に化けた、千円が  
四千九百万に化けたというところでもないことが起  
きている。私だって、本当にこれも耳を疑いまし  
たよ。先日の委員会で、赤坂のあの広大な物すご  
い土地、リーテックと書いてあるじゃないです  
か、所有権移転先。私だってその資料を信用しま  
すよ、リーテックだと思っていましたよ。リー  
テックなんですけどねと言ったら、リーテックは応札  
でおりたと言わなければならない。書き間違いで  
すよ。そんな書き間違いがあるわけじゃない。

もう耳を疑うような話がいっぱいあって、耐え  
られないし、情けないという、私だって監督権限  
があるわけですから、本当に情けないというか国  
民に謝らなくちゃいけないというのか、そういう  
気持ちになります。

この公社時代のことをどこまで今総務省が調べ  
ることができるかということを検討させます。つ  
まり、法十五条による報告徴求は、公社時代の売

買に及ぶのか及ばないのか、法律の拡大解釈をす  
れば及ぶのではないかと思うけれども、それはな  
かなか厳しいかもしれない。そんな点も含めて調  
査します。

○原口委員 だからこそ、一回株式の売却を凍結  
して、これは民営化の本質の議論とは関係ないん  
ですよ、国民に説明のできないことが起きてい  
る。だから凍結して、一たん中身を調査するん  
です。

今大臣がお話のように、何を要求してもま  
もな説明ができない、だから資料開示をお願いす  
る法案を私たちはつくりたいと思っています。そ  
れは、与野党問わず、国民に対する責任だとい  
うふうに思います。

私も、竹中氏が業務妨害だということを明言さ  
れた、そこまで強く言う気はありません。しか  
し、現実はこの委員会にきていただいて、どう  
だったのか、そして、何なのかということを知  
りてみたい。聞いただけじゃない。もし業務妨害とい  
うような趣旨のことをおっしゃっているのであ  
れば、それは誤解だということをおっしゃるな  
ければいけないと思いますので、委員長、理事  
会、竹中元郵政民営化担当大臣をこの委員会に  
招きいただきますようにお計らいをお願いいた  
します。

○赤松委員長 後日理事会で協議いたします。

○原口委員 そこで、不思議なことは、この日本  
郵政株式会社法の中に、かんぽの宿の廃止が附則  
の部分にどういう経緯で入ったのかということ  
なんです。これはもともと入っていなかったはず  
なんです。

こういう話をする、無駄な施設をつくる、つ  
くったときの不透明さ、これは私たちも追及し  
てきました。これはかんぽではないけれども、グ  
リーンピアやいろいろなところでやってきた。つ  
くったときの不透明さ、しかし、それが不透明  
であるからといって、売るときも不透明にやって  
いという話は全く通りません。国民に説明しな  
きゃいけない。

そこで、きょう、西川社長、この間の予算委員  
会の私の質問に対して、私が日本郵政にいただ  
いた資料によると、よくここで答弁をさせていただ  
いている方々、この横山さんという専務は、西川社  
長はかんぽの宿のサポーター役なんだという話をさ  
れましたというの、私は責任者じゃないかと思うん  
です。というのは、専務執行役横山さんは、経営企  
画部門、CRE部門不動産企画部、資産ソリュー  
ション部の担当というふうになってるんです  
が、それは事実でしょうか。それとも、やはりあ  
くまでサポーター役なんですか。

そして、どうして日本郵政の資料はこんなにも  
二転三転するのでしょうか。先ほど約束をしてい  
ただきました。競争入札のときの原資料を、コ  
ピーで結構です、出して下さい。原資料を見れ  
ば、今大臣がお答えのように、リーテックなん  
という言葉が出るわけじゃないんです。何か別の資料を  
ごらんになってるから、私たち国会の審議を混  
乱させているんじゃないかと思っています。

二点、西川社長にただしたいと思っています。

○西川参考人 お答えいたします。

横山専務の担当は、ただいま原口先生おっ  
しゃったとおりでございます。かんぽの宿につ  
きましては、これは宿泊事業部でございますので別  
の担当がおりまして、これが主管でございます  
が、資産処分等について、資産ソリューション部  
などがサポートをいたしておりますので、一緒に  
やっているということでございます。

資料につきましては、よく御趣旨が理解できず  
に誤った資料を提出申し上げたことがあるんだろ  
うと思います。この点につきましては、深くおわ  
びを申し上げます。

○原口委員 ちよっと驚く答弁ですね、趣旨が理  
解できずというの。私たちは、売却先につ  
いて教えてくださいますと言っているだけで、そん  
な簡単な趣旨をどうして取り違えられるんです  
か。教えて下さい。

○西川参考人 私、詳細を存じなかったわけで  
ございますが、登記名等を誤記したということのよ

うでございます。

○原口委員 西川社長、この間の、金曜日から私  
たち、ここに至るまでの経緯はお聞きになってい  
ないんですか。何をやってるんですか。きょう  
質疑が延びれば、また大臣の日程も国会の日程も  
変えなきゃいけないんですよ。

登記先を誤記した。私たちが聞いているのは、  
登記先じゃないんですよ。このバルクセールの契  
約の相手はだれだったんですかということを知  
っているんです。しかも、西川社長、私はあの二十  
七社のうちの二社の方からお話を聞きました。入  
札をするときには、必ず資金証明をして、そして  
ちゃんとお金がファイナンスできますよというこ  
とを担保してからやるんですよという話でした。  
それもしないでいいということじゃないですか。そ  
れで国民に説明できますか。

なぜ登記先の転記を、私たちが申し上げた契約  
先、間違えられるんですか。常務さんでも結構で  
すよ、教えて下さい。

○藤本参考人 赤坂一号宿舎の杜宅の売却の件で  
あろうかと思っています。

この件につきましては、本来、リクルートコス  
モスを代表者といまして六社の構成員から成る  
売却先が契約の相手方でございます。その後、  
契約の相手先が、具体的にどの会社がどの資産を  
引き受けるのかということがその間で協議をされ  
まして、そのうちの二社それぞれに資産が帰属す  
るものでございます。

したがしまして、登記簿上、有限会社G7-1  
となつてございますので、G7-1にということ  
で資料をおつくりして提出するのが正当でござ  
いまして、これを誤ってリーテックと書いたとい  
うことでございます。そのことにつきましては、  
おわびを申し上げる次第でございます。

○原口委員 西川社長、今で理由をおわかりに  
なりましたか。リーテックは中途で辞退してい  
るんですよ。その中には一回も出てこないんです  
か。つまり、私たちは、これは申しわけないけ

れども、できレースでやっているんじゃないかと思っているわけです。

資料の②をごらんください。

先ほど松野委員がお話しになった熊本の案件も、これも間違っていました。赤坂だけじゃないんですよ。②のところが23、ここに沖縄の美栄橋、鳩山大臣、これは市議会、最後は市が買っていますから、その議事録で幾らで買ったかというのわかってるんです。九千万円です。この九千万円で、日本郵政はCAM6というところにこういう値段で、平成十七年の三月十六日に一括売却しています。

このやり方というのは一体どういうやり方なんだろう。このかんぽの宿も、自民党の皆さんも御視察になったと思います。私たちは社民党さん、国民新党さんと一緒に視察をさせていただきました。なぜこの三百億ものものが十五億円なのか、全然わかりません。

事業譲渡にすればいいのか。事業譲渡にすると言いつつ、その七割が、鳩山大臣、転売ですよ。事業譲渡にすればバルクを免れるという日本郵政の主張は、まさにどこか特定のところへ落とすための、そのための言いわけではないかとささる勘ぐるわけであります。

資料の①をごらんください。

この資料の①は、今回問題になっている日本郵政のかんぽの宿、オリックスに向かう過程において示された資料でございます。メリリンチが出しているものです。

真ん中の「記」の下をごらんください。1から7、出した資料はこれだけです。これだけ持ってきてくださいと言つて、そしてはねているんです。見てください、この中に、資金証明もなければ、雇用についてのあれもない。そして、この紙だけでホームページに出して、あとはもう電話できない、そういう状況でやっているんです。

次の②をごらんください。これは、メリリンチ証券に出されたその会社の、仮にA社と言つておきます、A社の、ちゃんと従業員を引き継ぐと

言っているじゃないですか。どこが雇用が違うんですか。四百億出しています。なぜここがはねられるんですか。全く理由がわからない。

従業員を引き継ぐというのは、ある意味ではホテル業では当たり前なんです。なぜかといえば、三カ月その建物があけば、カビだらけになって、また莫大な再投資が要るんですよ。一年間オリックスが雇用を保証した、そんなことは、売り手の都合だけじゃなくて買い手の都合でもあるんですよ。なぜこんなことが起きているのか、全然説明できないんです。

そしてさらに、一番最後の資料をごらんください。これが先ほど申し上げた23の物件です。ちよつと細かいのであれですが、これは四階部分を買っているんです。四階部分を買って、平成十七年の三月二十九日、ここは有限会社CAM6に行っている。しかし、その下をごらんください、同じ日に、平成十七年三月二十九日、オリックス株式会社は極度額二十八億八千万円、これをつけているじゃないですか。

これは一体どういうことですか。極度額を約二十八億円つけれられて、そして、そのもとは九千万円だった。これはどつちかがおかしいでしょう。不当に安売りしたのか、小さな担保でもって不当に極度額を上げたのか。平成十七年三月二十九日にオリックスがファイナンスできたから、だからこのCAM6が買うことができたんじゃないですか。この資料はそれを示していますよ。明快な答弁を聞きます。

○藤本参考人 お答えいたします。

この件につきましては、帳簿価格あるいは不動産の評価額が九千万程度であったかと思えます。ちよつと今手元に資料がないものですから、概数はお許しください。(原口委員「資料は僕が出しています」と呼ぶ)はい。

それで、ここを見ますと、極度額が二十八億円何がしというふうになってございます。その関係でございますが、二十八億円という極度額の設定が、すなわち、この不動産につきましてそれだけ

の担保価値があるかどうかということは、私どもはわからないということでございます。

○原口委員 とんでもない発言じゃないですか。これは、全部の不動産鑑定をやリ直してください。これは、不動産鑑定士はだれですか、教えてください。

○藤本参考人 手元に資料がございませんので、鑑定士、今直ちにわかりませんが、調べてお答えをいたしたいと思ひます。

○原口委員 それは、この委員会の間に調べてください。

おかしいじゃないですか。二十八億でしょう。二十八億も極度額をつけられる物件が、なぜ一億ちよつとなんです。国の持ち物というのは、こんな処分の仕方をしていいんですか。しかも、資金証明もとらずに。こういうことをやるから、転売したところが、同じ沖縄のある地所は、二カ月か三カ月でつぶれているんじゃないんですか。

皆さん、忘れていることがありますよ。この施設は国民のもの。簡保の契約者が、みずからの契約金によつて建てたものでしょう。それをこんな安売りしていいんですか。出してください。

限られた時間なので。相談多過ぎますよ。

○赤松委員長 日本郵政株式会社藤本常務執行役。答弁を急いでください。

○藤本参考人 いずれも、鑑定評価をとつて、競争入札ということで入札に付しておりますので、適正な価格であるというふうに認識をいたしております。

○原口委員 大臣、今ので理解できましたか。いずれも競争入札で適正に云々とおっしゃっていますが、では、それにどうして二十八億円の極度額がつけられますか。どつちかがおかしいことをやつていなさやだめなんですよ。

これは、先ほど松野先生がおっしゃった熊本の案件と一緒に抱き合せて、ファイナンスをするからといってひもつきにして、そして安く売つ払つて高くもうけるという仕組みじゃないですか。こんなことを許していいのかということ

言っているんです。

鑑定士、わかるでしょう。私はきのうの通告で、この皆さんが出していただいたことについて、入札の内容の真正性について伺いますと聞いているわけ、鑑定士の名前も調べなきゃわからないなんて、とんでもないんじゃないですか。お答えください。

○藤本参考人 今お示しいただきました建物の名称、パレットくもじという物件でございますが、これも、長い期間にわたります、まず全体の件数でいいますと、六百件を超えるものの一つでございます。それぞれについて鑑定評価はあると思いますが、これに特定すればすぐにお答えできると思いますが、ちよつと特定の案件について用意を怠つておりましたので、少し猶予をいただきたいと思ひます。

○原口委員 もう質問できません。私がこれを最初にこの場で質問しているんだつたら、今のお答えでいいでしょう。しかし、皆さんが出されて、先ほど、西川社長さえつまびらかに事情をお知りにならない。委員会が終われば、もうあとは終わりですか。私たちは四日間待っているわけです。そんな基礎的な資料も調べずに、御自身が国会でおっしゃったことが、私たちに資料として提示されていたことが間違いだつたというこの重みをおわかりになっていないですね。ちよつと、もうこれ以上質疑できません。

○赤松委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○赤松委員長 速記を起こしてください。

原口一博君。

○原口委員 常務ではわからないということですが、社長は御存じでしょう。真ん中と西と東で決まっているんですよ。

○西川参考人 まことに申しわけございません。

私も詳細を承知いたしております。

○原口委員 いや、ちよつと次の質問に行けません。

○赤松委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○赤松委員長 では、速記を起こしてください。

原口一博君。

○原口委員 私は、ない資料を出してくださいと言っているんじゃないんです。重立ったところの資料を開示……。

用意できましたね。どうぞ。

○藤本参考人 お答えいたします。

今先生お尋ねのこのパレットくもじでございますが、かんばの宿に該当しないものでございまして、早急に調べた上、鑑定士については御報告申し上げたいと思います。美栄橋郵便局というところにも合築された施設のようでございます。そのことも確認した上、御返事申し上げます。かんばの宿であれば一覧表がございますので今お答えできますが、その中に入っておりませんので。そういう事情でございます。

○原口委員 それは質疑が終わるまでに調べてください。だって、皆さんがお出しになったものの中に入っているんじゃないですか。これは沖繩の那覇が買ったものじゃないですか。

では、ちよつと大臣が来るまで待つてください。

○赤松委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○赤松委員長 では、速記を起こしてください。

原口一博君。

○原口委員 鳩山大臣、このかんばの宿の安売りの仕組みというのがどうやってできたかということと私たちを解明しなさいじゃないかと思ってるんです。先ほどの資料はかんばの宿じゃないから出せないというのは納得いきませんので、再度出してください。

それで、大臣、不思議だと思われませんか。実際に七十九施設で税評価額が簿価の七倍になっている。本当は八百五十七億円だったということも答弁で明らかになっていますし、先ほど、〇六年二月に、新しい西川さんのチームがお入りになったときなのか、そのときに減価償却が一・五倍に

なつて、退職金と減価償却をふやしていますから、そこでとんだつたかんばの赤字も、宿もすべて赤字になつて、そういうことをやった結果、公社時代に簿価が三百三十一億円だった施設を三分の一の百九億円で売ることができるようになつてくるんです。〇六年三月六日、先ほど申し上げた初めてのバルクセールも、こういう方々がつくれたSPCの一括売却の一環なんです。

竹中平蔵大臣は、「構造改革の真実」という御著書の中で、「メルパルクホールや簡保の宿など、本来の仕事つまりコア業務ではない（したがって競争力もない）ものは、資産を処分して撤退するべきだと判断した」としっかり書いてあるわけですから。

いかに民営化に名をかりた私物化が行われていたか。本当に四分社化にこだわるのなら、かんばのものはかんばに、ゆうちょのものはゆうちょに還元する仕組みじゃないかというんです。預かったお金がどこへ行ったかわからないということであれば、それは、この間逮捕された田天何とかというのと全然変わらないじゃないですか。

そこで、西川社長、きよう来ていただいていますので。これも西川社長の私への衆議院予算委員会での御答弁が違つていた。

右手でかんばの宿の一括売却をオリックスにしながら、左手で日本トラステイ・サービス信託銀行を通じてオリックスの株を買つておられる。このことが明らかになつたわけですから、二十一年一月末の信託銀行を通じてオリックス株式の保有状況、これはどうですか。事務方で結構ですから、お尋ねいたします。

○米澤参考人 お答えいたします。

ゆうちょ銀行の運用は、大きく二つに分けて、特定金銭信託によるものと、それから信託銀行を通じてたものと、両方ございます。

特定金銭信託契約を通じたもので見ますと、二十一年一月末で、特定金銭信託によるオリックス株式の保有は、時価残高で二億円、株数で五万五千六百八十株でございます。一方、信託銀行を通

じたオリックス株式の保有状況につきましては、同じく時価残高で十億円、株数で二十六万五千七十株でございます。

○原口委員 今お答えのように、いや、不思議ですね。全体の株が、オリックス株が物すごく落ちる中で、二十年の十二月末には十一万九千株だったものを、その一カ月後、二十一年の一月末には二十六万五千株も買つておられる。これはどういう理由ですか。

つまり、西川社長が私に予算委員会では、これは多分逆を答弁されたんじゃないかと思ひますけれども、特定信託と指定信託を取り違えて答弁されたのではないかと思いますけれども、株がこれだけ下がる中で、特定信託ということは、この株を買いなさいということをお日本郵政は言っているんです。いや、そうではない、間に入つたものに管理事務も運用も任せているから自分たちは知らないとおっしゃるんでしょうか。どつちでしょう。

○米澤参考人 お答えいたします。

特定金銭信託についてでございますけれども、特定金銭信託による株式の運用につきましては、ゆうちょ銀行といたしましては、個別銘柄等の投資判断を投資一任契約によりまして運用代理人に一任しております。そして、その有価証券の決済、保管等の管理事務を信託銀行に委託している、そういう仕組になつております。したがって、いまして、この信託銀行は、受託者として運用代理人の判断に従つて運用するだけでございますし、みづから投資判断を行うことはございません。

また、株式会社ゆうちょ銀行に個別の銘柄の売買に関する指図というものは行っておりません。

○原口委員 特定金銭信託というのは、まさにこの名前のとおり、特定の株を買いなさいということと指定できるわけです。指定信託、指定単というものは、例えばこういうふうに表示できるんですね、規制改革株を買いなさい、あるいは何%以上下がった株を買いなさい、こういう大枠を言うわけです。規制改革株を買いなさい、まさにオ

リックス、これは規制改革株であるわけでありまして。

そうすると、運用先に一任して、これは十九年には時価残高が二十一億あったものが、約半分というか、二十年十二月には三分の一になっています。そういうものは運用先にお願ひしているから自分たちは関係ないんだ、その責任なんだというふうにおっしゃるわけですか。お答えください。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

今先生が御指摘になられましたのは、信託銀行を通じてオリックス株式の保有状況といった表の中に記載をされている、そういう数字であろうかと思いますが、こちらの運用につきましては、インデックス運用ということで行つております。すなわち、市場全体の加重平均によつて運用をやつていきますので、いわば市場全体を買つていく、そういうスタンスでの運用でございます。

○原口委員 そうすると、西川社長、私への衆議院予算委員会での答弁が違つていたので、私も混乱して質問をしているのかわかりませんが、私が西川社長にお伺ひしたのは、指定単運用金銭信託、いわゆる指定単、それと特定信、この割合を聞いたんですけれども、ゆうちょ、かんばでそれぞれどうなつていのか、もう一回答弁をお願いいたします。

○西川参考人 お答えをいたします。

ゆうちょ、かんばにおきましては、現在、日本トラステイ・サービス信託銀行には、特定金銭信託契約を締結しておりまして、委託している資産残高は、それぞれ約千四百億円と約六千三百億円でございます。

ゆうちょ銀行及びかんば生命における株式の運用は、いつ、どの銘柄をどれだけ購入するかなどについては、投資一任契約に基づく運用代理人または信託銀行の投資判断によつて行われるものであります。また、委託元でありますゆうちょ銀行、かんば生命保険はそれを指示できない、指図できないという仕組になつております。

以上でございます。

○原口委員 ということは、予算委員会でも社長がおっしゃった議事録は、これは全面訂正ということでしょうか。

○西川参考人 申しわけございません、先生の御質問の趣旨を取り違えました。

ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険で日本トラスティ・サービス信託銀行と直接契約をいたしておりますのは、特定金銭信託のみでございます。本来、特定金銭信託と申し上げるべきところを、誤って指定単と申し上げたわけでございます。以上です。

○原口委員 これは、一連の、かなり時間をかけてやっているもので、もう一回予算委員会でもこれもやらせていただきたいと思います。

私の質疑時間が終わりましたけれども、わかりましたか、先ほどの沖繩の案件。

○藤本参考人 お答えいたします。

このパレットもでございますが、これは以前提出いたしました資料でございます、美栄橋郵便局に該当するものでございまして、平成十七年三月十六日の売却でございます。パルクということでございます。

そこで、その鑑定業者でございますが、株式会社鑑定ソリユートというところでございまして、鑑定士のお名前は玉那覇兼雄さんという方でございます。

○原口委員 大臣、何でもこんなことを言っているかという、最初から買い付け証明があったんじゃないかと思っているんです。入札の結果が出る前にいわゆる安売りをして、そしてそれを高く売るという仕組みがあったのではないかと疑いがますます強くなりました。

ぜひ、この委員会において集中審議を求めるとともに、もうこれで終わりにしますが、先ほど求めた資料を、今答弁のあったのは一部ですからね、契約書の写しを出してください、鑑定の結果を出してください。

本件について、今回の事業計画の変更についても大臣に一言申し上げておきます。

この間、総務の理事懇談会で出された資料は、認可の決裁者、九月三十日に何で事業計画を変更したかということですね、決裁者は文書決裁規則上は郵政行政部長であるため、鳩山総務大臣の決裁を得て認可したのではないという文書が来ているんですよ。このため、大臣は年明けの時点では知らなかったものと。

こんな事業計画を事務方だけで認可していいんですか。大臣、よくお調べになって、また次の機会に。大臣がいないがしろにされるなんていう認可計画はあり得ないということを申し上げて、質疑を終えます。

ありがとうございます。

○森山(裕)委員長代理 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

鳩山大臣の所信を読ませていただきましたけれども、郵政行政については、「民営化を前提としつつ、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、大胆に見直し」を行うとのことでございますけれども、鳩山大臣がどの程度の覚悟があるのか、日本人としての矜持をしっかりと発揮できるような見直しを行えるのかどうか、これからお伺いをしたいと思いますので、ぜひ率直な御意見をお伺いしたい、こう思っております。

まず最初に、私もかんぽの宿の一括処分について二点ほどお伺いをしたいと思います。

今回のかんぽの宿の一括処分については、今、我々の原口委員初め、大変大きな問題を抱えております施設の一括売却に加えて、顧客名簿、かんぽの宿のメンバーズ会員、約百二十万人ぐらいいるそうでありますが、そのかんぽの宿のメンバーズ会員も一緒にオリックス不動産に引き渡す予定だったのかどうか、お伺いをしたいと思います。○鳩山国務大臣 日本郵政株式会社の説明によれば、今回の事業の譲渡によって、メンバーズカー

ドの顧客情報も譲渡される予定であったとのことでございます。

委員の御心配は、譲渡に伴ってメンバーズカードを保有される利用者の方々の個人情報に当該利用者の承諾なしに他の事業に利用されることと思われるわけでございまして、御承知のように、個人情報保護法は、個人情報事業のために使用している者が本人の同意を得ないで目的外に利用することを禁じているわけでございます。ですから、今回、オリックスに譲渡されることはなくなりましたからそういう心配は消えましたけれども、オリックスが顧客の個人情報に適正に取り扱ってくれたかどうか、一抹の不安は感じるところでございます。

○福田(昭)委員 施設の売買でぬれ手にアワで、そして、顧客名簿はかなり半永久的に使えるんですね。オリックスのねらいが、どちらかというと、こちらにもあったんじゃないかと私は思っているんです。

それは、大臣も御存じだと思いますが、公共サービス改革法というのができましたよね。いわゆる市場化テスト法であります。官民競争させて、安い方に仕事を任せるんだという法律ができましたけれども、この市場化テスト法がいかにかにひいて法律かというふうには思っているんです。その法律で実は特例をつくったんです。第一弾の特例が何だったかと思えます。まず一つはハローワークの関連業務で、これは人材銀行等なんです。それから、二つ目が社会保険庁関連業務で、国民年金の収納事業なんです。それから、地方公共団体の窓口業務で、住民票の写しの引き渡し等なんです。これは全部個人情報です。

まあ、この事業はそれぞれのところで拒否しているために進まなかったようで、私はよかったなと思っておりますが、これはまさに宮内さんがやっております規制改革・民間開放推進会議が提案をつくった市場化テスト法です。市場化テスト法の最初の特例事項が、まさに個人情報

をもしかすると手にしてしまうかもしれない、手に入れることができるかもしれないような業務を特例の第一弾に挙げているんですよ。とてもない話ですよ、基本的に。

ですから、かんぽの宿も施設の売買で一もうけして、顧客名簿でも一もうけする、そういうねらいがあったんじゃないかなと私は思っております。で、そういった意味では、鳩山大臣の白紙撤回させた英断はよかったなと実は思っているんです。

それで、二点目ですけれども、これは質問通告しておりませんが、社保庁等のグリーンピアは十年転売禁止なんです。しかし、今回のかんぽの宿は二年間の転売禁止なんです。もし、雇用の確保ということを言うならば、少なくともグリーンピアと同じように十年転売禁止にすべきじゃないかなと思います。これはどう思われますか。

○鳩山国務大臣 私は、グリーンピアの問題は詳しくわかりませんが、無責任な答弁はできませんが、そのような公的施設を継続して営業する場合、やはりそれぐらいの条件がつくこともあるんだ、そう思います。十年転売禁止と今回のかんぽの宿とは随分開きがあるな、こういうふうにいるわけでございます。

この日本郵政と、入札でか何かかわらなくなつてまいりました、提案競争なのか、事業譲渡においては価格その他の条件で交渉しながら進めるといふのは常識だなどというふうな見解を発表される方もいますけれども、すごく怖いと思うのは、福田先生、そういういわゆる一般競争入札じゃなくなつて交渉をしながら決めていく。だから、さつき四百億というのはなぜ除外されたかという話があったけれども、私も疑問を感じるんですが、辞退させたりはねたりしてほとんど少なくしていくと、細かい情報を出して、また交渉をして進めていく、最終的にここに落とさせようというところを最初から決めておいて、落札させて、落札させたら今度は条件を緩めるということが一番怖いわけです。

そこで申し上げたいのは、日本郵政とオリックスとの契約書のポイントというのを総務省につくらせたわけですね。そこには少なくとも二年間は日本郵政の事前の承諾なく譲渡等ではないと書いてあるんですよ。ところが、ただし書きが書いてありまして、事業の発展的かつ継続的な運営に資しないと合理的な根拠に基づくオリックス不動産株式会社が判断する個別資産の譲渡、閉鎖はできると。つまり、最終契約では、オリックスは、ここはもうやりたくない、もうからぬところは閉鎖も譲渡もできると書いてある。

これは完全に抜け穴の条項が後からついている。こういうやり方をしているから、私はひどく腹を立てているわけでございます。ですから、今一方、先生の、十年は営業は絶対継続する、転売しちやいかぬというのに比べて、オリックス不動産が自分で判断したらいつでも譲渡も閉鎖もできる、こういうばかことが起きているわけです。

○福田(昭)委員 ぜび、大臣、この一括売却についても徹底的に解明をしていただいて、より適切な処分ができるようにしていただきたいと思っております。

そこで、私の方は、そうしたかんばの宿の一括処分、これも重大な問題、事件でございますけれども、もう一つ大きな問題は、この郵政民営化がどんな形で行われたかということ。今まで各大臣にただしてまいりましたが、みんなどうもアメリカに遠慮しているというか、どうも日本人としての矜持が感じられないような答弁ばかりだったんですね。ですから、ここは、日本国民の財産を守る、そういう観点から郵政の見直しをしつかりしなきゃならないと思っているんです。

そんな点について、財政投融资改革について、財務省の方々が来ていると思いますが、お伺いしたいと思えます。理財局長が来ているんですか。

平成十九年の十月一日にスタートした郵政民営化の最大の理由となった財政投融资は、それ以前に、例えば預託金利の市場連動化とか資金の全額

自主運用など、改革は一応財務省としては済んだと考えていると思っているんですが、もちろん、完璧な改革ではないという御指摘もいろいろな方々からありますけれども、財務省としては、もう既に財政投融资改革の実施が済んだと考えていらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

〔森山(裕)委員長代理退席、委員長着席〕

○桑原政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、平成十三年度に財政投融资制度の抜本的な改革が行われました。この改革におきましては、郵貯等の資金が、財政融資資金、当時は資金運用部資金と申しておりました。が、そこに義務的に預託され、自動的に流入することになっていった仕組みを廃し、財政資金と郵貯とを制度的に切り離す一方で、財政投融资の対象となる事業につきましては、真に必要な資金だけを財政債の発行により市場から能動的に調達する仕組みへの移行が図られたところでございます。

このような改革の結果、財政投融资の資金の主な調達先について、郵貯等の公的な資金を有する資金から民間資金へと資金の流れの抜本的な転換が図られるとともに、各財政機関の改革、効率化の促進にも寄与することとなったものと認識いたしております。

○福田(昭)委員 財務省の考えとしては、平成十三年度から既に財政改革はスタートしたということなんですか。

それでは、そのときに、今までの既存の預託残高については、二〇〇七年度、平成十九年度までに全額返済されるということになっていたようでありまして、それはしつかり返済は済んでいるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○桑原政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘のように、平成十三年度から郵便貯金の預託義務が廃止されたことに伴いまして、財政改革前に財政融資資金に預託されました郵貯資金は、約定により順次払い戻されております。それで、今先生が御指摘のように、郵貯からの

預託金でございますけれども、通常分につきましては、十九年度末までに全額払い戻されております。

一方、自主運用分というのがございまして、これは金融自由化対策資金というものの見合い分でございますけれども、これは預託期間が十年となっておりまして、これは預託期間が十年と度までですべて払い戻される予定となっております。

以上でございます。

○福田(昭)委員 お聞きのように、財政改革は財務省としては済んだという考え方なんです。

そうした中で、平成十六年の九月十日に閣議決定をされました郵政民営化の基本方針、その中には、「明治以来の大改革である郵政民営化は、国民に大きな利益をもたらす」ということで三点書いてあるんですが、三点とも全く論理矛盾したことが書いてあるんです。

三点目を読みますと、「公的部門に流れていた資金を民間部門に流し、国民の貯蓄を経済の活性化につなげることが可能になる。」と書いてあるんですね。もう財務省は済んだと言っているのに、郵政民営化の基本方針にまだこんなことが書いてあるんですよ。平成十三年からスタートしているのに、平成十六年の時点でこう書いてあるんですね。まさに、郵政民営化がいかにまやかashiで始まったかということがわかるんじゃないかなと私は思っております。

そこで、次に、米国の年次改革要望書についてお伺いをしたいと思います。

鳩山大臣は、このアメリカからの年次改革要望書については御存じかどうか、イエスかノーで回答してください。

○鳩山国務大臣 そういうものがあつたことについては、イエスです。

○福田(昭)委員 先ほどちょっと申し上げましたが、鳩山大臣がかんばの宿を一括してオリックス不動産に売却されるのを勇気を持って中止をさせた、その対処の仕方に対しては、本当に私は心

から賛意を送りたいと思っております。しかしながら、私は、このことよりもっと大きな罪がこの郵政民営化だと思っております。

それは、二〇〇四年、平成十六年の九月一日に、当時のブッシュ大統領と小泉総理の日米首脳会談によって決定されたと言われているんですね。御案内のとおり、この基本方針が同九月の十日。平成十六年の九月一日、日米首脳会談、続いて九月十日に郵政民営化の基本方針が閣議決定されたんですね。そして、二〇〇五年の九月の郵政解散総選挙を経て、平成十九年の十月一日に郵政民営化がスタートしたわけでありまして。

郵政民営化がアメリカの言うとおりに実施されたとしたら、鳩山大臣、どう思いますか。これはまさに、私は、日本国の主権が侵された大変なことだと思ふんですね。内政干渉と言つてもいいと思います。こうしたことの真実を国民の皆さんに明らかにする、大臣にはその勇気がございますか。いかがですか。

○鳩山国務大臣 先ほど先生からお話があつた、日米対話の枠組みの一つでしょうか、日米規制改革及び競争政策イニシアチブというのが毎年あつたわけですね。日米双方が要望書を交換しております。アメリカ側からの日本への要望では、なぜか郵政民営化に関する記述がされてきたわけでございます。私は、先ほどそういうようなものがあるのはイエスと申しましたが、中身を詳しく知っていたわけでは当然ありません。

大体、この極めて内政そのものであることに関してこういう話し合いがされてきたこと、なぜかなと今でも思う部分がございます。少なくとも郵政民営化はアメリカ政府の要求に沿つて制度設計されたものではない、こう思っておりますけれども、いろいろな話し合いが日米双方でされてきたわけですから、もし何らかの影響があつていたら嫌だな、こういう思いは率直にあります。

○福田(昭)委員 大臣、ぜび資料の一をこらなくください。

これは、平成十七年の六月二十七日、当時の自

民党の郵政事業懇話会がつくったニュースです。また自民党に戻られました山口俊一先生とか、国民新党の長谷川憲正先生が事務局でつくられたニュースであります。ここに「アメリカの要求どおりに作られた郵政民営化法案」と書いてあります。「日本国政府（竹中大臣ほか）は、法案作成にあたり十七回もアメリカと交渉しています。」と。私が尋ねましたら、十七回じゃない、十八回だと言っています。

そして、ここに書いてあります米国政府対日要望が六項目あります。そして、郵政民営化法案が右の方にあります。このとおり法案がつくられたのかと言いましたら、四番だけがそのとおりではありませんが、一、二、三、五、六はこのとおりですという答えなんです。

特に、三番目にありますように、株式は十年間で完全売却と書いてあるわけですね。それから二番に、「民間と同じ法律を適用せよ。」は「郵貯法・簡保法を廃止し、銀行法・保険業法を適用。」ですが、これは当時の竹中大臣がよく言っていたんですね。イコールフットリングという言葉を使っています。まさにこれなんです。

次に、資料の二をごらんいただきたいと思いますが、こちらは、我が民主党が要求したところ、出てきた、十八回の打ち合わせの資料なんです。これを見ますと、二〇〇四年、五年、平成十六年、十七年にわたって十八回の打ち合わせをしているわけですが、アメリカ側の名前は全部黒塗りなんです。日本側はちゃんと書いてあるんですが、これを見てくださいと書いている。米国の大使館の公使とか、米財務省の課長とか、あるいはUSTR、通商代表部の課長とか、アリコジャパンとかアフラルクの担当者だったりするんですね。

この名前をぜひ公表しろと言いましたら、個人情報だから公表できないと言っていますね。おかしいじゃないかと。増田大臣、前のですよ、あなたは若手県ではこうした役職者の名前は公表しているだろうと言ったら、公表していますと言っています。

すよ。しかし、いろいろアメリカとの関係がありまして公表できないと言っていますよ。そんなばかな話がありますか。役職者の名前は、個人情報であつても公表するのが当たり前です。

大臣、この名前を公表するつもりはありますか。いかがですか。

○鳩山国務大臣 例え、今、福田先生と私が国会でやりとりしておりますけれども、それが何年後かでどんなやりとりがあつたかといったときに、私の名前も黒塗りになるんじゃないかということがあつてはならないと思います。

つまり、個人情報問題というのは非常に難しいので、役所と全く違う答えをしますが、これは少なくとも交渉しているんですよ。面談要請があつて、民営化準備室として仕事で堂々とやっているんですよ。黒塗りは取るべきだと思いますね、私は。

○福田（昭）委員 ありがとうございます、大臣。

ぜひ名前を公表していただくと同時に、今度はこの打ち合わせメモ、これが肝心ですよ、やはりこれを開示しないと、郵政民営化が本当にアメリカの言うとおりにやられたのか、そうでないのかというのがわからないんですよ。この内容をばっちりさせれば、本当に小泉さんや竹中さんがどういうことをやったかということがはっきりするんですよ、大臣。

ぜひこの内容を、私が前に質問しましたら、おはよう、こんにちは、さようなら、あいさつ程度の打ち合わせだったのでメモはないと言っていますよ。そんなわけがないと思うんですが、大臣、いかがですか。

○鳩山国務大臣 今申し上げましたのは、私は、堂々と交渉、話し合い、仕事をしている者は、これがまたその後の行政等に与えるものであるならば、だれであるかということ黒塗りにするのはおかしい、常識的にそう思うから、そう申し上げたわけでございます。

ただ、十八回の面談についてのメモはないというふうにも私も報告を受けているわけでございます。

て、面談のメモということになりますと、やりとりがある、そうすると、それはやりとりのプロセスでいろいろなものが出てくるから、それを全部公表しろということにはなかなかないものかと思つておりますけれども、郵政民営化準備室から現在の推進室に引き継がれていないから存在しないかということで、今のところは御理解をいただきたいと思っています。

○福田（昭）委員 大臣、麻生総理も、郵政民営化におかれは反対だったから担当大臣を外されたと言つております。大臣も、賛成していいか反対していいかわからなかつたけれども、最終的には賛成したということですよ。ということであれば、やはりここは、このメモを明らかにして真実を明らかにする。

先ほど申し上げたように、当時の自民党の郵政事業懇話会ニュースのあの六項目のうち、少なくとも五項目はこのとおりだと言っています。ですから、アメリカの要求どおりにつくられたのはほぼ間違いないんですよ、これは。ですから、それが本当かどうかということに確認するためには、このメモは物すごく重要なことです。このメモの中身を明らかにすることによって、麻生総理も言えるんですよ、小泉さん、私を笑うどころじゃないですよ、あなたはもつとすごいひどいことをやったんですよと言えらるんですよ。いかがですか。

○鳩山国務大臣 小泉元総理ほどの剛毅な方が、アメリカからの要求をのんだりアメリカの要求によつて郵政民営化に動いたとは私は思つていませんし、思いたくありませんが、ただ、アメリカ側の要求が執拗であつて、日本人の中にも頭の中がアメリカ的になつていく人がいますから。

それは、精神構造的なものから哲学的なものとか、私は、先生はウエットだと思つていただいても、まあ、アメリカ人が全部ドライだと言っているわけじゃありませんけれども、非常にドライな発想をするというケースがあつて、それで、アメ

リカの要求をドライな発想でなると聞いてきた人がいたのかもしれない、そういう思いはいたします。

○福田（昭）委員 何となく大臣の答弁がトーンダウンしてきてがっかりしておりますが。

ここに、これは若手の新進鋭のジャーナリスト、岡岡英之さんが書いた「奪われる日本」という本を持ってきました。この一節をちょっと紹介します。

郵政民営化を唯一の争点とした〇五年総選挙の真相は、官邸とマスメディアが演出したような「改革派」対「守旧派」ではなく、「対米迎合派」対「国益擁護派」の闘いだった、というのが私の理解である。しかし真の国益を守ろうとした当時のですよ、

自民党の勇気ある議員たちの警鐘は、単細胞的常套句の連呼にかき消されてしまった。我々国民は「小泉劇場」に踊らされ、これらの政策通の国会議員たちから議席を剝奪し、その穴埋めに、小泉総理にひたすら忠誠を誓う公募の新人を大量に国会に送り込んだ。

こう岡岡さんは指摘しています。まさに、そういった意味では、先ほど我々の原口委員の方から、竹中さんを参考人としてこの委員会に呼ぼうじゃないかという話がありました。私も委員長にぜひお諮りをお願いしたいと思いますが、この郵政民営化の真実をしっかりと確認するために、小泉元総理と竹中元大臣をぜひここに呼んでいただきたいと思うんです。

なぜかと申し上げますと、小泉総理と竹中大臣は売国奴だと言う人がいっぱいいるんですよ。ですから、お二人の名誉のためにも、しっかりと、お呼びして郵政民営化の真実を明らかにする必要がありますと思うんです。ですから、委員長、ぜひ後で理事会でお取り計らいをお願いしたいと思います。

それでは、まだ少し時間があるようでもございますので、郵政民営化について引き続き御質問させていただきます。

次に、郵政四分社化のメリット、デメリットがどこにあるのか、ぜひ大臣にお伺いしたいと思えます。メリット、デメリット、あわせてぜひお答えをいただければと思います。

○鳩山国務大臣 四分社化のメリットというのは、やはりそれぞれ一つずつの事業が、その損益状況というんでしょうか、益というよりも損が出た場合でしょうか、これが他の事業に影響を及ぼすことを未然に防止するという点、それから、それぞれの会社の専門性が高められて、それぞれ四つの民営化会社が効率的な経営を行うだけでなく、さらに自由な経営を行って、良質で多様なサービスを低料金で提供できるように努力することが、それぞれ一つずつ別々になれば身軽でできるのではないかと考えております。

しかしながら、いつも申し上げておりますように、光と影という部分で申し上げれば、日本人が営々と築いてきた郵政文化の崩壊、郵便局長さん、特定局長さんたちが地域のリーダーとしてゲマインシャフトの中心にいた、そうした方々がこれから地域社会を引っ張っていてももらいたいわけけれども、そういう特定局長さんたちが集荷ができないとか、いろいろ難しい問題がありますね。

私もいろいろ郵便局をめぐるすると、要するに、うち銀行やかんぽ生命がそのまま入っているところもあれば、うち銀行やかんぽが入っていないところも全部代理でやっているところとか、いろいろ複雑じゃないですか。そういう中で、何か日本の郵政文化そのものが崩壊してはいけないというふうに思います。

郵便配達員というものは地元で顔が売れていて、お互いの信頼感がある。だから、昔で言うところ、定額貯金のお金を、ちよつとこれ入れておいてねとやれた。この絶対の信頼というものが日本の郵政文化の最大の特徴だと思ふんですが、事業会社の職員であるがゆえに、うち銀行のお金もかんぽのお金もさわれない。消費者からいえば預けられないということが起きているというようなことがございますので、懸念すべき事柄がありますから、影の部分はとにかくできるだけ減らせるように見直しをする、改革の改革をする、こう思っております。

が、それは、総理の御発言もありましたし、現下の金融情勢等を踏まえれば、現在、慎重に対応すべきであることは言うまでもありません。

○福田(昭)委員 私は、なぜ四分社化したか、これはアメリカの要求に沿うためです。

先ほど申し上げたように、郵便貯金銀行と郵便保険会社の株式を全部処分するわけですよ、十年後までに。そうしたら、アメリカの資本が、まあアメリカだけじゃないかもしれませんが、外国の資本が株を買うことができるんですよ。そうですね。そうすれば、株式の二〇％以上を取得すれば経営権まで握れるでしょう。そのための四分社化ですよ。

今までは日本郵政は、公社の時代に、大臣も御承知のとおり、日本郵政公社は何を売りにしてきたか。メリットですね。今大臣からもお話ありましたように、郵便事業と貯金と簡保と三事業一体だから、一人三役もできてシナジー効果が大きいから、三事業一体でそれこそ金融面から郵便の配達からユニバーサルサービスができるんです。この今までは郵政公社は誇りにしてきたわけですよ。それを、今回、三事業を分割し、四分社化してやる必要は全くないわけですよ。今度は全くシナジー効果はなくなっちゃいました、全くですよ。

その上、うち銀行と保険会社は、株式を売却したときには簡単にアメリカの会社を買われちゃいますよ。御案内のとおり、会社法も民法も改正して三角合併がオーケーになっているんですから、日本一のうち銀行も、日本一の郵便保険会社だって、簡単に買えるじゃないですか。とんでもないですよ。アメリカにげんこつをもらったら、だめだなんて言える日本政府じゃないんだから、簡単に買われちゃいますよ。それはどう思われますか。

○鳩山国務大臣 その部分も含めて、今後、郵政民営化の光と影の問題、見直し論議を進めていくべきだと思っております。

が、それは、総理の御発言もありましたし、現下の金融情勢等を踏まえれば、現在、慎重に対応すべきであることは言うまでもありません。

○福田(昭)委員 そうした買収防止策なり外資の規制なりというのを考えるのであれば、まずは株式処分を凍結して、抜本的な見直しをすべきじゃないですか。いかがですか。

○鳩山国務大臣 ですから、私は、今ある法律をもとに、基本的には答弁すべき、しばしばそこから外れているかもしれないけれども、基本的にはそう思っておりますから、十年以内の売却というものを前提に物を考えますが、郵政民営化の見直しという意味では、株式売却の時期等についても、これはその検討項目の中に入ると思っております。

○福田(昭)委員 国民が汗水垂らして働いてきた貯金や簡保は、やはりそれは日本の国や地方のために使うべきですよ。

と、運用は、それこそ貯金も八割は国債と地方債ですよ。簡保も六割ぐらいがそうですよ。そういうことを考えたなら、郵貯や簡保が国家財政や地方財政を支えてくれているんですよ。これを民営化して、運用も自由ですということになったら、これは大変なことになるんですよ。ましてや、外国資本が買っちゃって、日本の国債や地方債はもう買いません、外国の国債やそういうものを買いますということになったら、それこそ日本の国家財政の破綻の引き金を簡単に引きましますよ。

ですから、これはやはりしっかりと国がコントロールして、国家財政を支えてもらったり地方財政を支えるための郵貯、簡保として活用していくということの方が、私は、日本の国益を守っていくことにつながると思うんですが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 民営化という言葉がよく使われるわけですが、民営化という言葉は、ありとあらゆる段階があるんだと思うんですね。

私、ちよつと行政官理事務次官というのをやったときに、国鉄の民営化という非常に難しい事柄に少したけタッチさせていただいて、民営化というのは、全くの国そのものの、国が株式を持っている国策会社、全くの純粹の民間、この間には物すごくいろいろなバリエーションがあると思うんですね。

だから、郵政は民営化しましたが、それは、日本郵政公社が日本郵政株式会社になったという意味では民営化なんですけれども、株式はまだ国が全部持っているわけですから公的 성격が強い。うち銀行、かんぽも当然まだ株を売っていないですから公的 성격が強い。その公的 성격というのを、ユニバーサルサービスという観点でどこまで色濃く、いつまで残していくかという議論は、やはり必要なんだろう。全く糸の切れたたこになっていくのかということを含めて、議論は必要だと思えます。

○福田(昭)委員、時間が来ましたので終わりにしたいと思います。大臣、ぜひこころはこれから

しつかり、日本が真の独立国家としてやっていくためには、郵政民営化の真相を明らかにする必要があります。

○赤松委員長 次は、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

きょうは、郵政の資産売却の問題について質問をいたします。

日本郵政がかんぽの宿など計七十九施設をオリックスに一括売却する方針について、大臣は承服したい点があると述べ、なぜオリックスなのか、なぜこの時期なのか、なぜ全国一括なのかと問題点を指摘いたしました。

郵政の資産は、国民、利用者が営々と積み上げてまいりました国民共有の財産であります。勝手に切り売りすることは許されません。不透明な資産売却は、オリックスへのかんぽの宿売却方針だけではありません。なぜ一括売却なのかを問題にするのであれば、過去のバルク、一括売却の検証も必要であります。

そこで、日本郵政に伺いますが、郵政公社時代に、バルク、一括売却の案件は、十六年度に六十件、十七年度に百八十六件、十八年度に百七十八件行われておりますが、十八年度のバルクについて聞きます。

鳥取の岩井の旧かんぽの宿の購入者はだれで、そのとき郵政公社の行いました鑑定評価額が幾らで、購入者の評価した額は幾らか、それぞれお答えください。

○藤本参考人 平成十八年度のバルク売却の中で、鳥取岩井簡易保険保養センターの件でございます。

バルク売却の購入者は、コスモスイニシアを代表とする、株式会社リーテック、東急リパブル株式会社、株式会社長谷工コーポレーション、株式会社穴吹工務店、株式会社レッドスロープによる七社で構成されるグループの共同購入でございます。

それから、鳥取岩井簡易保険保養センターの鑑定評価額でございますが、これは三千七百万円でございます。それに対して、購入者の評価額、これを徴したわけでございますが、それは一万円でございます。

○塩川委員 グループで購入しているわけですが、登録をした者はどなたかといえば、レッドスロープ社だと承知してはいますが、その点だけ確認させていただきます。

鳥取岩井簡易保険保養センターの所有権の移転先は、有限会社レッドスロープでございます。

○塩川委員 これはよく知られておりますように、一万円で購入したレッドスロープ社が六千万円で売却をしたという案件ですけれども、この一万円という、購入者がつけた、評価した額に対して、郵政公社側の鑑定評価の額が三千七百万円だったということでもあります。鑑定評価額三千七百万円の物件が一万円で譲渡をされている。一万円で購入したレッドスロープ社は六千万円で売却をしております。

もう一つ、沖縄の東風平レクセンターの例がございいます。そこでも、この東風平センターで登記した者はどこののか、それから郵政公社側による鑑定評価の額は幾らか、そして購入者の評価した額は幾らか、それぞれお答えください。

○藤本参考人 旧沖縄東風平レクセンターでございますが、これは鑑定評価額が六千二百五十六万七千円でございます。それから、会計処理上必要な関係がございまして購入者の評価額を徴した額は一千円でございます。

○塩川委員 登記した者、東急リパブルと承知して

いますけれども、確認をお願いします。

○藤本参考人 所有権移転先は東急リパブル株式会社でございます。

○塩川委員 郵政公社側で鑑定評価をした額六千二百五十六万円の物件が千円で譲渡をされる。千円で購入した東急リパブルは四千九百万円で売却をする。まさにぬれ手でアワの大もうけが行われている。

西川社長に伺いますが、郵政公社による鑑定評価額と比べて極めて低い金額で購入、譲渡されている。安売りと言われても仕方がないのではありませんか。

○西川参考人 お答えいたします。

これはいろいろなケースがあるかと存じますが、バルク売却の場合は、文字どおり、一括して幾らという入札をされまして、その中で一番高値のところに落とす、こういうことでございますが、その購入した金額を各物件に落札者の方は割り振るわけでございます。それは、郵政公社がとっております鑑定などとは関係なく、価額の割り振りをいたしております。

千円でございますとか一万円でございますとかというのは、多分、備忘価額的に割り振ったものであろうと思えます。それで、帳簿処理を彼らの方で行っておるといふことだと理解をいたしております。

○塩川委員 鑑定評価の額が百十四億なんですよ。購入者の評価した額が百十五億です。それを購入しているわけですから。

一方で、千円とか一万円というのがあるとしたら、他方で、郵政公社側が鑑定評価をした額よりも高い額で割り振られている者もあるということになるわけですが、では、郵政側が鑑定評価をした額より高い物件というのであれば、例えば、参議院の総務委員会が我が党の山下芳生参議院議員が取り上げましたけれども、大阪の枚方のレクセンター、この購入者は長谷工コーポレーションが手に入れているわけですが、

購入してから次の転売までわずか十一日間ですよ。十一日間で転売できるような物件がどうして割高と言えるんですか。結局は、そういう期間でも転売できるような、そういうのが見込めるような評価額でしかなかったということではないでしょうか。

同じように、埼玉の上福岡、現在はふじみ野市になりますけれども、戸建ての住宅街の中に旧上福岡江川二号社宅というのがありました。この購入者はコスモスイニシア、旧リクルートコスモスですけれども、購入したら直ちにマンションを建てるわけですよ。そのマンションによって、近隣住民、一戸建ての地域ですから、突然十一階建てができるというので、反対運動も起こるといふトラブルになっているような事案、すぐマンションをつくって販売できるような、そういう物件であるわけですね。

ですから、そういうのも含めて、百十五億円というところでは極めて安値の売りだったのではないかと。もともとの鑑定評価額に疑問が生ずるわけですが、この点、西川社長、経緯について調査するお考えはありませんか。

○西川参考人 お答えいたします。

こういったバルク売却というのが果たして我々の不動産の処分仕方として妥当なのかどうか、そして、その際の鑑定評価を、いかに公正妥当な評価が得られるようなやり方をするかといったことにつきまして、先日設置いたしました第三者委員会、専門家によりましてでございますが、ここでも議論していただき、検討をしていただろう今お願いをいたしているところでございます。

○塩川委員 過去の経緯について調査をしていただきたと思っていますけれども、そのお考えはありませんか。国民新党の調査でも、七割が転売されている十八年度のバルクですから、そのことも含めて過去の経緯について改めて日本郵政として検証する、問題点を洗い出す、そういう考

えはありませんか。

○西川参考人 お答えいたします。

ただいま申しましたように、私どもの売却のあり方として、そういうバルクセラーというものが妥当なのかどうかといったことを再検討していただこうというふうにご考えておりますので、その中で、過去の公社時代のバルクセラーというものを、実際に検証をしていただくということも当然あり得ようかと考えております。

○塩川委員 安売りという批判は免れないわけですが、

加えて、このバルクの落札者についても疑問があります。

資料を配付いたしました、日本郵政から出していた、十六年度、十七年度、十八年度のバルクの落札者についての資料でございます。

そこで、いろいろ片仮名とかアルファベットの購入者が挙がっておりますけれども、確認、おさらいですが、CAM5、CAM6、CAM7というのは出資者はどこか、また、G7-1、G7-2の出資者はどこかを教えてください。

○藤本参考人 お答えいたします。

入札参加申し込みの際の定款等の提出書類によりますと、平成十六年度におけるバルク売却で共同購入者の一員となっておりますCAM5とCAM6につきましては、株式会社リクルートコスモスの出資でございます。

それから、平成十七年度のバルク売却で共同購入者の一員となっておりますG7-1及びG7-2につきましては、それぞれ株式会社リーテックの出資でございます。また、CAM7につきましては、株式会社リクルートコスモスの出資でございます。

同様に、平成十八年度におけるバルク売却で共同購入者の一員となっているレッドスロープにつきましては、株式会社リーテックの出資でございます。

○塩川委員 レッドスロープはリーテックの一〇〇子会社、G7-1、G7-2がリーテック出

資のSPCですけれども、このリーテック社の社長は、リクルートコスモス、現コスモスイニシアの出身の方ですね。その点を確認させていただき。

○藤本参考人 その点につきましては、ちょっと確認しておりませんので、今直ちにお答えできません。

○塩川委員 リーテック社のホームページを見ますと、代表取締役のところにリクルートコスモス出身と書かれておりますから、事実でございます。

東京新聞の報道でも、このリーテック社はコスモスイニシアなどから出資を受けて、増資もしているわけでありまして。そうしますと、このCAM5、CAM6、CAM7、G7-1、G7-2、レッドスロープ、リーテックなど、名前はいろいろだけれども、いずれもリクルートコスモス、現コスモスイニシアの関係企業ばかりであります。

その上で、一括売却が行われた、バルク売却が行われた十六年度、十七年度、十八年度のこの三回について、それぞれ落札者の代表はだれかを教えてください。

○藤本参考人 平成十六年度から平成十八年度までの三回のバルク売却につきましては、すべて一般競争により入札を行っておるわけでございますが、これら三回の入札におきましては、落札者を含みまして、平成十六年度においては三グループ、十七年度においては十一グループ、平成十八年度は二グループが入札に参加をいたしてございます。

これら三回の入札におきまして、いずれも株式会社リクルートコスモス及び商号を変更しました株式会社コスモスイニシアを代表とする共同購入者が落札をしたものではありますけれども、これは、それぞれの入札参加者の競争の結果であろうというふうにご考えておる次第でございます。

○塩川委員 リクルートコスモス、現コスモスイニシアを代表としたグループがすべて落札をしております。

そこで、十八年度の入札の経緯について伺いますけれども、この入札、二グループということですが、これは、経緯の中で、一方が辞退をしたと聞いているんですけれども、そのとおりですか。

○藤本参考人 事実の経過を申し上げますと、第一回の入札に際しましては、これは落札者がございまして、第二回の落札で落札者が決まったわけでございますが、その際に一社が辞退をしたということでございます。

○塩川委員 冒頭確認しましたように、一万円が六千万円になるとか、千円が四千九百万円になるとか、こういう話ばかりがあふれているわけですが、そもそもバルクという手法をとる必要があったのかという点が率直に疑問に思っています。

入札者が少ない場合であっても、ふさわしくこれを見直す、切り分けてやれば、違う形で売買、譲渡が成り立つようなことだったわけであって、こういうバルクという手法をどうしてもとる必要があったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○藤本参考人 日本郵政公社におきますバルク売却の経緯でございますが、売りづらい物件でございますとか、多くの物件を効率的に売却する方法として、平成十六年度からバルク売却を一般競争入札で行っておるわけでございます。

バルク入札を行わなかった場合の影響をいたしましては、やはり郵政公社の側で不動産を売却するための陣容の整備でありますとか、そういうものに時間がかかる、経費がかかる、あるいは売却するに時間がかかる、そういうデメリットもあることから、今申し上げましたように、売りづらい物件や多くの物件を効率的に売却する方法としてバルク売却を選択したというふう聞いております。

○塩川委員 公社側も鑑定評価を行ってきているわけで、それぞれについてふさわしいやり方というものは当然あったわけで、それをバルクにしたことで、結局は参入者を制限することによって特定の者に落ちるような経緯になったのではないかと、

そういうことが疑われる。

この入札の経緯などについて、資料を明らかにしていただけますか。

○藤本参考人 内容的には今申し上げたとおりでございますが、御質問の御趣旨が、そのときの意思決定のあり方であるとか、そのときの文書という趣旨でございますれば、調べてお出しをしたいと思います。

○塩川委員 入札、落札の経緯についての資料を出していただけますか。

○藤本参考人 関係の文書といいますが、バルク入札を行った際の関係文書、あるいは入札者のすべてと、それがそれぞれどのような値入れをされたかという入札の札、そういった一式につきまして提出をいたしたいと思います。

○塩川委員 大臣に伺いますけれども、この三年間にわたって落札の代表者がリクルートコスモス、リクルートグループだったわけですが、このリクルートが総合規制改革会議のメンバーだったということは、大臣は御存じでしょうか。

○鳩山国務大臣 不敏にして今承知しておりません。

○塩川委員 このリクルートの代表取締役会長兼CEOが総合規制改革の委員になっております。ちょうど郵政民営化の議論の始まる〇一年から〇四年の期間にかけてであります。

大臣は、郵政民営化を論じていた規制改革会議の議長だった宮内氏のオリックス不動産に一括譲渡というのは、国民から見たらできレースではないかと受け取ると述べておられます。規制改革会議のメンバーだったリクルートが常にバルクの落札者だったというのは、国民から見たらできレースではないかと受け取るではありませんか。

○鳩山国務大臣 三回のバルク売りで全部リクルートコスモスあるいはコスモスイニシアがこれを落としていたというのを考えますと、まずそのことに、本当にこれは偶然なんだろうかという疑問を抱くのは私だけではないと思うし、そういう

うような疑念を国民が感じるとしてもおかしくないという思いはありますね。

○塩川委員 郵政公社時代の不動産売却についても調査、検証をしていただきたいと思いますが、改めて御決意をお聞かせください。

○鳩山国務大臣 これは、先ほど原口委員とも松野委員ともお話をした件なんですけれども、本当に残念で悔しいことです。

というのは、そもそもかんぽの宿が信じられない低廉な価格でたたき売りされようとしていた。それで、理屈の上ではこれは事業譲渡だから、どんな立派な土地にどんな立派な建物が建っているも、営業上損が出ていたら一万円で売れても御の字だなどということが平気で私の報道に対する反論として書かれている。そういう発想でいえば、一万円が六千万円になり、千円が四千九百万になるのは、そういう理論でいけば当然のことなのかもしれない。

いろいろ考えて、最初、このかんぽの宿だけの問題であってほかのものが、次々さかのぼって、バルク売りの中で、バルク売りだけじゃないかもしれないけれども、わけのわからないことが生まれてくる。リーテックと書いてあったら、リーテックに売ったんじゃないやと言ってみたり、もうわけがわからないじゃないですか。

ですから、できる限りの調査をしなければならぬと思っておりますけれども、日本郵政株式会社法第十五条の私の持っている権限の報告徴求というのが、公社時代までさかのぼることができるのか、あるいはそれは拡大解釈だから無理だよと言われるかわかりませんが、事務的に詰めてみて、精いっぱい努力をしたいと思えます。

○塩川委員 疑念を持つということであれば、それを行動に移していただきたいと思えます。

私どもは、官から民へをスローガンにして、結局は民間企業が郵政の国民共有の財産を切り売りするものだというを一貫して指摘してまいりました。その一方で、国民サービスが後退をしている現実があります。国民、利用者から、郵政民

営化によってサービスが後退したという声が寄せられております。

資料の二枚目ですけれども、日本郵政に伺いますが、局外ATM、学校ですとか病院に設置をされているこの局外ATMの設置箇所数について、

○三年度末、○五年度末、それから直近の○八年九月末の局外ATM設置箇所数がどうなっているのかをお答えください。

○米澤参考人 お答え申し上げます。  
局外ATMの設置箇所数でございますけれども、○三年度末で二千八百七十四カ所、○五年度末で二千五百六十四カ所、○八年九月末で二千五百一十一カ所でございます。

○塩川委員 局外ATMというのは、二〇〇三年度以降で二五％も減少しているわけですね。  
郵政産業労働組合が各地でアンケートを行っております。それをお聞きしましたが、国立病院からATMがなくなり職員も患者も困っているとか、病院や市役所のATMがなくなった、もとに戻してほしい、こういう切実な声がそれぞれ各地から寄せられているわけです。

この中では、京都府内の工業高等専門学校においても、学内にあるATMについて、設置を存続してほしいという署名が六千も集まって校長先生が郵政と交渉したにもかかわらず、一方的に撤去をされてしまう、こんなことなんかも行われているわけで、簡易郵便局の閉鎖や総合担務の廃止などあわせて、金融サービスが大きく後退をしているという現実が明らかであります。

また、民営化移行時における主な送金サービスの料金も、資料の三枚目で表をお配りしましたように、普通為替で一万円送金の際に百円が四百二十円、四・二倍、三万円送金で二百円が六百三十円、三・二倍、十万円を超えるものでは四百円は六百三十円、一・六倍と大きく値上げをしているわけです。これは郵政民営化によって利便性が向上したとはとても言えないような現状にある。

一方では、郵政民営化によって民間企業が国民共有の財産を切り売りするという事態が生まれ、

他方で、利便性の向上を言っていたにもかかわらず、明確なサービスの後退がある。

大臣に伺いますけれども、郵政民営化というのは、そもそも間違いだったんじゃないですか。お聞かせください。

○鳩山国務大臣 郵政民営化という大改革は、先ほどもお答えをしておりましたけれども、小さな政府をつくる、官から民への流れをつくる、そういう意味では郵政民営化は間違いではない、私はこう思っておりますが、そもそもが、日本の郵政文化というのは我が国固有の、国民みんなでつくってきたもの、そのウェットな文化が壊されはしないかという懸念は従来から持っていたということが一つ。

そして、今後の問題としては、光が強ければ影も強いので、その影の部分を少しでも少なくするために努めるのが私の役割、こう考えております。

○塩川委員 官から民への流れそのものが、オリックスの問題や、あるいはリクルートコスモスの例に挙げられるような、まさに切り売りをされるような事態につながっているわけですから、こういった誤りをしっかりと認めた上で、改めるべき点は改めるということが必要であります。

そういう点では、我々は一から見直せと申し上げているわけですが、今、サービスの後退の大きな原因ともなっているのが、金融のユニバーサルサービスの義務づけがなくなったという点であるわけです。その点で、見直すというのであれば、金融のユニバーサルサービスも義務づけるといことも含めてしっかりと見直すべきだと考えますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○鳩山国務大臣 今の御指摘の件は、私も政治家を三十年以上やってきて、共産党さんとは余り意見が合ったことはありませんでしたけれども、比較的きょうは合っているような気がします。

○塩川委員 見直しと言うのだったら一から見直す、三事業一体、四分社化を見直すのとあわせ

て、金融のユニバーサルサービスの義務づけをしつかり行う、それでこそ本当に国民の声にこたえることになるかと申し上げて、質問を終わります。

○赤松委員長 午後二時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時十分開議  
○赤松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。重野安正君。  
きょうは、通告は、最初に三位一体改革と基本方針二〇〇六について、その後にかんぽの問題ということとしておりましたけれども、順序を逆にしまして、かんぽの方から入らせていただきます。

大臣に伺います。  
現在、社内に第三者委員会が設置されたこと聞いております。あわせて、新たな売却先探しを進めていくという話も出てくるようでありまして、今回のオリックスへの売却の不透明さ、さらに、過去の公社時代の売却ではまさにぬれ手でアワ、一万円のもの数が数千万円にもなっている。こうしたことを見るにつけ、資産の売却をそんなに急ぐ必要はないのではないかと、まずこの点について伺います。

○鳩山国務大臣 当初、かんぽの宿の一括譲渡に關して私が大きな疑問を持ったものでありますから、さまざまなことを申し上げてまいりましたけれども、皆様方がお調べになって、公社時代のバルクセールがさらに疑惑を次々と生み出しているようでございます。

私は、かんぽの宿が百九億円の一括譲渡というだけで、二年間は仮に営業が継続されたとしても、後から転売されて、それこそぬれ手でアワではないかというような疑問を持ったわけでありまして、今回の公社時代の売却は、まさに数日とか

数カ月でぬれ手でアワで巨万の富を手にするような、そういう話が出てきておりますので、それらをやはり説明する必要があるし、決して慌てて売り急いではないかなという思いがございます。

○重野委員 二〇一二年九月末までという縛りがあるわけですが、その後、この委員会の議論もそうですけれども、いろいろな局面からこの問題について掘り下げが行われている。

財産評価委員会というのが政府に設置されている。この財産評価委員会が正当な財産評価というものがなされるという仕組みだろうと思うのですが、実は、二〇〇五年の民営化法、そして二〇一二年九月末までの施設の廃止、売却、この基本方針に基づいて評価委員会が設置をされ、そこでこれらの財産について正当な評価がなされるんだろうというふうには私は受けとめておいた。

ところが、この評価委員会の初会合が二〇〇六年の九月、第一回目、開催時間三十分。〇七年一月に二回目が開かれて、これまた開催時間は三十分。〇八年は二月に開催されて、このときは五十分間開催された。我々が期待をした評価委員会ではありますけれども、実質的な中身の議論というのはほとんどなされてないんじゃないか、このように思うわけです。

郵政の民営化というのは、土地、建物、有価証券、金融派生商品、総額で三百兆円以上という大変でかいものでありまして、それが民営化されて処分をされていくという中で、グループ全体で土地建物合わせて五千件と言われております。この五千件、そして金額にして三百兆というような大きいものを、三年間、二〇一二年九月末までに譲渡または廃止を決めるという、そもそもそのスキームそのものが全く無理じゃないかというふうには私は思うのですが、そこについて大臣はどのように思っておられますか。

○鳩山国務大臣 経済状況もございまして、このように不透明なものが次々と明らかになってまいりますと、これは一層事態は複雑になってまいります。

たまに幾つかの自治体あるいは関係者から、かんばんの宿をぜひ買い取りたいというような話があることも、そういう引き合いがあることも事実でございますが、これはひとつ一たん腰を落ちつけて、国民が皆々と築き上げてきたものが、特定の人のために、まさに昔でいえば利権と言いたいところですが、そういう不透明な形で、疑惑を生むような形で利益が移転されるということがないように十分注意しながら事柄に処していきたいと思っています。

○重野委員 財産評価委員会についての答弁が今ないんですが、これは新聞記事でありますけれども、この委員会に就任された委員の皆さんの財産評価委員会に臨む基本的な姿勢と総務省郵政行政部の担当者のこの評価委員会に対する認識というのは、私はどうもずれているんじゃないかと思うわけです。その委員の方々の発言が幾つか報道されているんですが、個別の物件を査定するのは無理だ、物件リストも見ていないのに詳細がわからないので評価に対するコメントなんかはできないと。

つまり、評価委員会というのは、役所が進めることについてお墨つきを与える委員会になっているんじゃないかと思つて、その評価委員会が実際にわすか三十分、三十分、五十分という二時間足らずの時間の中で果たしてそんなことができるのか、そういう疑問を持つわけですね。

役所にしてみれば、評価委員会で議論をし、その方向を確認されたといえれば、それはそういう報告はできるんだらうと思うんですが、我々が見たときに、これはちょっと怪しいなというふうには言わざるを得ないんですが、その点について大臣はどのように受けとめておられますか。

○鳩山国務大臣 承継財産評価委員会というものは、郵政公社が閉じられて日本郵政株式会社になるときにどれくらいの財産が承継されるかという、その評価をするところのように見えますが、実は、重野先生おっしゃったとおり、案を示されてそれを了承するお墨つき機関ではなかったか

と。だから、具体的に何百というものの審査はできませんから、事務局の方でこんなものでいいかですとか公社が示したものを、ああ、これでよろしいでしょうということ、わずか三十分ぐらいでいつも会合が閉じられていたし、そう言つては失礼ですけども、我々も人生の中で、時々さまざまな会議で、国会ではありませんよ、この会議はしゃんしゃんで適当にというのは人生でだれでも経験があると思いますが、それほど深刻に思つて評価委員会をお務めになつて評価委員会が開かれたのではなくて、いわばお墨つきだからこんなものでいいでしょうという承認機関のようなつもりで参加しておられた方が多いのではないかと、そういうふうに思うわけです。

そこで問題は、郵政公社を閉じて、閉鎖決算ということになるんでしょう、そして日本郵政株式会社に移っていくときに、既に何年か前からやつていた減損処理を、これは企業会計の原則によるということとございまして、その減損処理というのをやつたんだと思うんですが、極端な減損処理をしたものを評価委員会がお墨つきを与えた形になっていることではないかと。私はそこに一番大きな問題があるとは。

現に、これは評価委員会に出された文書で、土地というのは、この場合は地価公示価格とは書いてないんです。原則相続税の評価額、いわゆる路線価をもつて評価し、路線価のないものについては鑑定評価額をもつて評価すると書いてある。でも、そうすると、うんと高いものになつてしまふから、減損会計が既に適用されて事業価値に見合う安い価格になつていくから、それで評価をしますよと、こういう文書が出ていくわけですね。だから、地価公示価格とか実勢価格ではなくて、もう最初から減損した安いものでいいこういふことがこの評価委員会の出発点になつていく。ここが大問題だと思ひます。

○重野委員 今の大臣の答弁は、私は大変大きな問題を含んでいると思うんですね。そもそもこの郵政のかんばんの宿にしても郵便局

にしても、施設はすべて、今は会社ですけれども、よつて立つゆえんは、これは国民のものなんですね。その国民のものを、そういうふうな事態の処理をすること、いかにスピードを上げるかというところに重きをなして、そのものを正当に評価する、国民の財産を真つ当に評価をし、そしてその対価を求めていくということに立たなくて、まあ、五千件という数字ですから、これは膨大な数なんですね。

そもそも、二〇一二年の九月末までに売却してしまえんという自体が、私はこれは間違っている、本筋を離れていると。やはり国民の財産を真つ当に評価してもらつて、真つ当な価格で売却をするということに重きを置いていくべきなのに、二〇一二年九月末までに何でもかんでも処理してしまえと。ここがやはり先に走つていっているんじゃないか。これは基本的な姿勢に問題がある。

私は、今二〇〇九年ですから、時間があるわけですから、大臣、この点についてはもつと原点に戻つて、そしてやり直すということに郵政公社に政府としてきちつと指導というか指示をしていくというふうなことが求められているような感じがします。

間違つているのであれば、素直にそれは間違いと受けとめて、国民が納得する方向に修正していく、そのことは私はあつてしかるべきだと思うんですが、その点については、大臣、いかがですか。

○鳩山国務大臣 私は今現職の総務大臣でございまして、現行法を前提に物を考えれば、民営化から五年以内ということ、今、民営化から約一年半ですからあと三年半残つていくわけ、その間に慎重に時期を選んで、相手も選んで、できるだけ高い値段で売っていくことだろう、こういうふうな考えておりますが、今重野先生がおっしゃった、原点に立ち返つて考えるべきだということとは正論だと思ひ、重く受けとめます。

○重野委員 大臣は、今私が指摘をしました日本郵政株式会社法の附則第二条について、現在は考えていない、今の答弁と符合するわけですから

そこで、私は、一体利権はだれがあさったのかと。今般のかんぽの宿の一括売却問題で、公正ではなかったこと、これは今だんだん明らかになつてきつつあるんですね。既に会社の方から資料が大臣には提出されていると思います。速やかにそ

の点について公開してもらいたい。我々、この委員会にもその資料について提出をしていただきたい、そのことを要請しておきたいんですが、その点について。

○鳩山国務大臣 日本郵政株式会社法第十五条によつて報告徴求をして、段ボール箱いっぱい、十七個か、その他の資料が届いておりまして、今みんなで精査をいたしておりますのでございまして、その中から幾つか抽出できた問題点は、ここでもお話をしましたけれども、まだその資料をもとにヒアリング等もいたしておる段階でございまして、小出しというつもりはありませんが、出せるものから出していこうと。

例えば、オリックス不動産と日本郵政が、十二月二十二日か六日に契約をした、その中身等も、いずれ来週初めには要点をお出ししたい、こういうふうにも思っておりますし、ここに段ボール十七個持つてきても全く御迷惑な話でしょうから、問題として明らかにたつてきたものはなるべくお出しをするということ。ただ、こつちもまだヒアリングを続けておりますから、生の資料はなかなか出にくいこと、その辺は御理解ください。

○重野委員 ありがとうございます。

三位一体改革についても二点ほど通告をしておりましたけれども、時間が来ましたので、次に持ち越しということ、以上で私の質問を終わります。

○赤松委員長 次に、地方自治及び地方税財政に關する件について調査を進めます。

この際、平成二十一年度地方財政計画について説明を聴取いたします。鳩山総務大臣。

○鳩山国務大臣 平成二十一年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

必要な経費を計上しております。

また、基本方針二〇〇六等に沿つて、歳出全般にわたり見直しを行い、その抑制に努めるとともに、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保することを基本としております。

引き続き生じる財源不足については、適切な補てん措置を講ずることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針のもと、平成二十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十二兆五千五百五十七億円となり、前年度に比べ八千四百五十七億円の減となっております。

以上が、平成二十一年度地方財政計画の概要でございます。

減になっておりますのは、不交付団体において税収が激減をしているためでございます。

○赤松委員長 以上で説明は終わりました。

○赤松委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

地方税法等の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○鳩山国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引き下げ措置の延

長、平成二十一年度評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引き下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

その他、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。個人住民税については、平成二十一年から平成二十五年までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した者について所得税額から控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除額を個人住民税額から控除する新たな住宅借入金等特別税額控除を創設するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る税率を軽減する特例措置を平成二十三年十二月三十一日まで延長することとしております。

その二は、不動産取得税の改正であります。土地及び住宅の取得に係る税率を本則四％から三％に引き下げる措置を平成二十四年三月三十一日まで延長することとしております。

また、平成二十一年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税の法定率分、法定加算額等を加え、交付税特別会計における借入金利子支払い額を控除した額に、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額十五兆八千二百二億円とすることとしております。

その三は、固定資産税及び都市計画税の改正であります。平成二十一年度の評価がえに当たり、引き続き土地に係る負担調整措置等を講ずるとともに、条例により、税負担が大幅に増加する住宅用地等について税額の上昇を一・一倍まで抑制できる制度を創設することとしております。

次に、平成二十二年分の地方交付税の総額に雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算すること等、同年度から平成三十六年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとしております。

その四は、自動車取得税の改正であります。電気自動車やハイブリッド自動車等の環境への負荷の少ない新車の取得について、平成二十四年三月三十一日までに行われた場合に限り、自動車取得税の税率を引き下げる等の特例措置を拡充することとしております。

また、平成二十一年度及び平成二十二年分における措置として地域雇用創出推進費を設けるほか、平成二十一年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

その五は、軽油引取税等の一般財源化に関する改正であります。自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止するとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税とともに使途制限を廃止することとしております。

あわせて、今後五年間における特例措置として、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴つて必要となる一定の経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとしております。

さらに、地方税法等改正法の施行に伴う市町村

の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため、地方特例交付金を拡充することとしております。

そのほか、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

ありがとうございます。

○赤松委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

### 地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

#### 〔第七節 自動車取得税〕

第一款 通則(第百三十三条―第百

第二款 課税標準及び税率(第百

第三款 申告納付並びに更正及

第四款 督促及び滞納処分(第百

第五款 犯則取締り(第百三十九

第六款 市町村に対する交付第

第七節の二 軽油引取税

第一款 通則(第百四十四条―第

第二款 徴収(第百四十四条の十

第三款 督促及び滞納処分(第百

第四款 犯則取締り(第百四十四

第五款 指定市に対する交付(第

第八節 自動車税(第百四十五条―

#### 〔第一節 自動車取得税〕

第一款 通則(第百九十九条―第百九十九

第二款 課税標準及び税率(第百九十九条の

第三款 申告納付並びに更正及び決定等(第百

第四款 督促及び滞納処分(第百九十九条の

第五款 犯則取締り(第百九十九条の二十八

第六款 交付及び使途(第百九十九条の三十

#### 第二節 軽油引取税

第一款 通則(第七百条―第七百条の九)

第二款 徴収(第七百条の十一―第七百条の三十

第三款 削除

条の五十四―第百四十四条の五十九)  
百四十四条の六十)  
第百七十七条)

条の六)

七―第百九十九条の九)

百九十九条の十一―第百九十九条の二十二)

二十三―第百九十九条の二十七)

第百九十九条の三十一)

二・第百九十九条の三十三)

を「第一節及び第二節 削除」に改める。

四)

六―第七百条の四十二)

条の四十八)

の五十)

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号

を第九号とし、第六号の次に次の二号を加え

る。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第四条第四項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」

に改め、同項各号を削り、同条第五項中「前項

各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同

条第六項中「第四項各号に掲げるもの及び前項」

を「前二項」に改める。

第十六条の三第一項中第三号を削り、第四号

を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 市町村たばこ税

第二十四条の二第五項の表第五十二条第一項

の表の第一号の項中「資本金等の額」を「資本金

等の額が」に改め、同表第五十二条第一項の表

の第二号から第四号までの項中「第四号」を「第

五号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」

に改め、同表第五十三条第四十五項の項中「第

五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十九

項」に改める。

第四款 督促及び滞納処分(第七百条の三十  
第五款 犯則取締(第七百条の四十三―第七百  
第六款 使途等(第七百条の四十九・第七百条

を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第五十一条第二項中「第五十三条第二項、第  
三十項、第三十一項、第三十六項、第三十七項  
及び第三十九項」を「同条第二項、第三十五項、  
第三十六項、第三十八項及び第四十一項」に、  
「本節」を「この節」に改める。

第五十三条第一項中「第三十一項、第三十六  
項及び第三十七項」を「第三十五項及び第三十六  
項」に、「第四十五項」を「第四十九項」に改め、  
同条第二項及び第三項中「第四十五項」を「第  
十九項」に改め、同条第三十項を次のように改  
める。

30 法人税法第七十四条第一項の規定によつて  
法人税に係る申告書を提出する義務がある法  
人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定  
によつて法人税に係る申告書を提出する義務  
がある法人若しくは当該法人との間に連結完  
全支配関係がある連結子法人(連結申告法人  
に限る。)の各事業年度又は各連結事業年度の  
開始の日前に開始した事業年度又は連結事業  
年度(当該各事業年度又は当該各連結事業年  
度の終了の日以前に行われた当該法人を合併

#### 目次中

第七節 削除

第八節 自動車税(第百四十五条―第百七十七条)

を

第七節の二 軽油引取税

第一款 通則(第百四十四条―第

第二款 徴収(第百四十四条の十

第三款 督促及び滞納処分(第百

第四款 犯則取締り(第百四十四

第五款 指定市に対する交付(第

第八節 自動車税(第百四十五条―

第十七条)

第十八条―第百二十条)

び決定等(第百二十一条―第百三十三条)

三十四条―第百三十八条)

条―第百四十二条)

百四十三条)

百四十四条の十二)

三―第百四十四条の四十八)

四十四条の四十九―第百四十四条の五十三)

法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。の法人税割につき道府県知事が法人税に関する法律の規定によつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合において、当該更正につき第四十項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に第四十一項又は第四十四項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から控除するものとする。

第五十三条第三十一項を削り、第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「第四十二項」を「第四十六項」に、「第三十八項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「第四十二項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十二項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第三十七項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十六項及び第三十七項」

を「第三十五項及び第三十六項」に、「第三十八項」を「第三十七項」に、「第四十三項」を「第四十七項」に改め、「及び第三十一項」を削り、同項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40 道府県知事が法人税法第百三十四条の第二項又は第五項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合（次項及び第四十二項において「道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割額として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（以下この条において「仮装経理法人税割額」という。）は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、次項又は第四十四項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

第五十三条第五十三項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十二項を第五十六項とし、第五十一項を第五十五項とし、第五十項を第五十四項とし、同条第四十九項中「第四十六項若しくは第四十七項」を「第五十項若しくは第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十八項を第五十二項とし、第四十七項を第五十一項とし、同条第四十六項中「第五十項」を「第五十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十五項を同条第四十九項とし、同条第四十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第四十一項」を「第四十五項」に、「第四十二項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十三項中「第三十六項又は第三十七項」を「第三十五項又は第三十六項」に改め、

十七項」を「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十二項中「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十一項中「第三十二項」を「第三十一項」に、「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、

41 道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人が解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたときは、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の道府県民税の確定申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該法人の道府県民税の確定申告書の提出又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割額についての第五十五条第二項の規定による決定があつた場合には、道府県知事は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第四十四項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人

の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

42 道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、道府県知事に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第四十四項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。次項及び第四十四項において同じ。）の還付を請求することができる。

一 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定があつたこと。

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三 前二号に掲げる事実に基づき事実として政令で定める事実

43 前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を道府県知事に提出しなければならない。

44 道府県知事は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改め、

第七十二条の四第三項中「第一条第七項各号」を「第二条第三項各号」に改める。

第七十二条の二十四の二第三項第二号中「商法第二編第十章第一節第三款に規定する」を「陸上運送中の運送品を保険の目的とする」に、「同法」を「商法」に改める。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付)

事業年度開始の日前に開始した事業年度(当該各事業年度終了の日以前に行われた当該法人を合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。))とする適格合併(法

被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度(以下この項において「被合併法人事業年度」という。)を含む。)の付加価値割、資

項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額（既に第三項又は第七項の規定により還付すべきこ

該更正の日(当該更正が被合併法人事業年度の付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき当該適格合併の日前にしたものである場

額、所得割額又は収入割額から控除するもの

事業を行う法人が第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した

事業年度の課税標準とされるべき付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を超過、かつ、その超える金額のうちに事実を偽

つき更正をしたとき(当該法人につき当該事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に解散(適格合併による解散を除き、法

が生じたとき及び当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当

割、資本割、所得割又は収入割として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経

第十七条の二、第十七条の四及び第七十二条の四十一の四の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規

納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度開始

の日(当該更正が当該適格合併に係る被合併

割、所得割又は収入割について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被

年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する

その合併の日の前日)の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限)が到来した場合

ては、当該提出期限後の当該申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の付加価値割、資本割、所得割若しくは収入割についての第

二項の規定による決定があつた場合には、道府県知事は、当該適用法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経

の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該適用法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

日以後一年以内に、道府県知事に対し、その適用に係る仮装経理事業税額（既に前頁又よ

一 会社更生法又は金融機関等の更生手続の還付を請求することができる。

特例等に関する法律の規定による更生手続

一 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

事業を行う法人につきその各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を減少させる更に当該法人の当該各事業年度の開始の日

該適格合併の日前に終了した事業年度の付加価値割、所得割又は収入割についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という

放射的更正により減少する部分の付加価値  
 所得又は収入金額のうちに当該原更正に  
 係る事業年度においてその事実を仮装して経

よして経理したところに基づく金額とみなし、前各項の規定を適用する。

第四項の規定による還付の請求をしようとする

省令で定める事項を記載した請求書を道府  
知事に提出しなければならない。

より、その請求をした適用法人に対し、政

七十二條の二十四の十一第五項中「前条及

平成二十一年二月二十四日

第七十三条の五の見出しを「土地開発公社の不動産の取得に対する不動産取得税の非課税」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保

において「自動車」というものの売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の非課税）  
 第百十五条 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町

村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2 道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

- 一 相続（被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。）に基づく自動車の取得
- 二 法人の合併又は政令で定める分割に基づく自動車の取得
- 三 法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における自動車の取得
- 四 会社更生法第八十三条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この号において「更生特例法」という。）第四百条又は第二百七十三条において準用する場合を含む。）、更生特例法第三十三条第一項（更生特例法第三百四十六条において準用する場合を含む。）又は更生特例法第二百七十二条（更生特例法第三百六十三条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において株式会社、協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下この号において同じ。）から新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき自

動車を定めた場合における新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の当該自動車の取得

- 五 委託者から受託者に信託財産を移す場合における自動車の取得
- 六 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）に信託財産を移す場合における自動車の取得
- 七 信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者による自動車の取得
- 八 保険業法の規定によつて会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて自動車を移転する場合における当該自動車の取得
- 九 譲渡により担保の目的となつてゐる財産（以下この節において「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から六月以内に譲渡担保財産の権利者（以下この節において「譲渡担保権者」という。）から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下この節において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における自動車の取得

3 道府県は、前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転したときは、当該移転に係る自動車の取得に対しては、重ねて自動車取得税を課することができない。

（自動車取得税に係る徴税吏員の質問検査権）

第百十六条 道府県の徴税吏員は、自動車取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ

つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該自動車取得税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 自動車取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百三十六条第六項に定めるところによる。

5 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（自動車取得税に係る検査拒否等に関する罪）

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第二款 課税標準及び税率

（自動車取得税の課税標準）

第百十八条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動車の通常の取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

- 一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で政令で定めるもの
- 二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第十二条第一項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三 第百十四条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第百十九条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

（自動車取得税の免税点）

第百二十条 道府県は、その取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

第三款 申告納付並びに更正及び決

定等

(自動車取得税の徴収の方法)

第二百一十一条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(自動車取得税の申告納付)

第二百二十二条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式によつて、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は総務省令で定める日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、総務省令で定める様式によつて、当該自動車の取得の事実に関し必

要な事項を記載した報告書を提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第二百二十三条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第二百二十四条 自動車取得税の納税義務者は、第二百二十二条第一項又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合(第二百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に道府県が発行する証紙をはつてしなければならない。ただし、当該道府県の条例により当該自動車取得税額、当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法が定められている場合には、これによることができる。

2 道府県は、自動車取得税の納税義務者が第二百二十二条第一項又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合において、前項の証紙に代えて、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる旨を定めることができる。

3 道府県は、第一項の規定により納税義務者が証紙をはつた場合には、当該証紙をはつた紙面と当該証紙の彩紋とにかけ当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

4 第一項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第二百二十五条 道府県は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 道府県知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 道府県は、前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 道府県知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

5 第十五条第四項及び第十五条の二第一項の

規定は第二項の規定による徴収の猶予について、第十五条の三第三項の規定は前項の規定による徴収の猶予の取消しについて準用する。

6 道府県は、自動車取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

7 道府県知事は、前項の規定により自動車取得税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

8 前二項の規定によつて自動車取得税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第二百二十六条 道府県は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除するものとする。

2 前条第七項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の脱税に関する罪)

第二百二十七条、偽りその他不正の行為によつて

自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

#### (自動車取得税の減免)

第二百二十八条 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。

#### (自動車取得税の更正又は決定)

第二百二十九条 道府県知事は、第二百二十二条第一項の申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第二百二十三条第二項の修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(自動車取得税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第二百三十条 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第二百二十二条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日に数に應じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限(第二百二十五条第二項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する自動車取得税の延滞金)

第二百三十一条 自動車取得税の納税者は、第二百二十二条第一項の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、同項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日に数に應じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間に

いては、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間  
三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間  
四 第二百二十五条第二項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 道府県知事は、納税者が第二百二十二条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(自動車取得税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第二百三十二条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第二百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告書の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認められる場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にそ

の更正又は修正申告に係る自動車取得税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額)当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る自動車取得税額について第二百二十九条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不足申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。  
一 申告書の提出期限後にその提出があつた

場合又は第二百二十九条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第二百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第二百二十九条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第二百二十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る自動車取得税額について第二百二十九条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

5 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(自動車取得税の重加算金)

第三百三十三条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に

相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第四項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

(自動車取得税に係る督促)

第三百三十四条 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下この条及び第三百三十六条第三項において同じ。)までに自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を發しなければならぬ。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(自動車取得税に係る督促手数料)

第三百三十五条 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例で定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(自動車取得税に係る滞納処分)

第三百三十六条 自動車取得税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに

その督促に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 自動車取得税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三十三條の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関(破産法第四百四條第一号に掲げる請求権に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、自動車取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。  
(自動車取得税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十七条 自動車取得税の納税者が滞納処分

分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による自動車取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十六条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第三百三十六条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を

科する。

第五款 犯則取締り

(自動車取得税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第三百三十九条 自動車取得税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。を準用する。

第四百四十条 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定め指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、自動車取得税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百四十一条 第三百三十九条の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても自動車取得税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第四百四十二条 第三百三十九条の場合において、自動車取得税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六款 市町村に対する交付

第四百四十三条 道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く)の延長及び面積にあん分して交付するものとする。

2 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七

条第三項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)を包括する道府県以下この項において「指定道府県」という。)は、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、当該指定道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の三に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道(当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く)をいう。以下この項において同じ)の延長及び面積のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の占める割合を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

3 前二項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

第一款 通則

(用語の意義)

第四百四十四条 軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 軽油 温度十五度において〇・八〇一七を超え、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二 元売業者 軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、第四百四十四条の七第一項の規定により総務大臣の指定を受けている者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売するこ

とを業とする者で、第四百四十四条の九第一項の規定により道府県知事の指定を受けている者をいう。

2 軽油引取税が課される引取りが行われる前に軽油に炭化水素油以外のものを混和した場合においては、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

(軽油引取税の納税義務者等)

第四百四十四条の二 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第四百四十四条の十四第二項及び第四百四十四条の十五第一項において同じ)所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六條において揮発油とみなされるものを含む)をいう。以下この節において同じ)以外のもの(同法第十六條又は第十六條の二に規定する揮発油のうち灯油に該

当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第四百四十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者の事業所所在の道府県において、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第四百四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものを含む。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に對し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第四百四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の主たる定置場所所在の道府県において、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四百四十四条の十八第一項第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者の事務所又は事業所（当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。）（軽油引取税のみならず課税）

第四百四十四条の三 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に對し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者が同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、第一号又は第二号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該軽油に係る第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県において、第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、第六号の場合にあつては当該輸入をする者（関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者を含む。以下この項において同じ。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用

者）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、第一号又は第二号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該軽油に係る第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県において、第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、第六号の場合にあつては当該輸入をする者（関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者を含む。以下この項において同じ。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費  
二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費  
三 第四百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡  
四 第四百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費  
五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡  
六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用

に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該軽油に係る第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

4 何人も、譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けてはならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第四百四十四条の四 第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで製造された軽油について、第四百四十四条の二第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないときは、その所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第四百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第四百四十四条の五 道府県は、次に掲げる軽油

の引取りに対しては、第四百四十四条の十四第四項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第四百四十四条の六 道府県は、石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。  
(元売業者の指定)

第四百四十四条の七 総務大臣は、次に掲げる者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、これらの者の申請に基づき、元売業者として指定するものとする。

一 軽油を製造することを業とする者(軽油の製造量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。)

二 軽油を輸入することを業とする者(軽油の輸入量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。)

三 軽油を販売することを業とする者(軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。)

2 総務大臣は、元売業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、元売業者の指定を取り消すことができる。

3 前二項に定めるもののほか、元売業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(特約業者の指定等)

第四百四十四条の八 道府県知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(その経営の基礎その他の事項を勘案して政令で定める要件に該当する者を除く。)で、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 第一項の道府県知事は、仮特約業者が同項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 第一項の道府県知事は、仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四百四十四条の九 道府県知事は、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。この場合において、道府県知事は、あらかじめ関係道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 前項の道府県知事は、特約業者の指定を行つたときは、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

らない。

3 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、特約業者が第一項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

4 関係道府県知事は、特約業者について前項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

5 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該特約業者について前項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。ただし、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を付して、当該書類を総務大臣に送付するとともに、その指示を求めなければならない。

6 総務大臣は、前項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、その特約業者の指定の取消しの指示をしなければならない。この場合においては、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基づいて当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

7 総務大臣は、第五項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要がないと認めるときは、その旨を当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8 総務大臣は、第六項前段の指示又は前項の規定による通知をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第三項、第五項本文又は第六項後段の規定によつて当該特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

10 前各項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(軽油引取税の税率)

第四百四十四条の十 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千元とする。

(軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権)

第四百四十四条の十一 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この節において同じ。)その他の物件を検査することができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 軽油を内燃機関の燃料として使用することができると認められる自動車保有者

四 前三号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

五 石油製品販売業者、石油製品を運搬する者その他前各号に掲げる者以外の者で、当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項第一号から第三号までに掲げる者を分

割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。)及び前項第一号から第三号までに掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第四号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

4 第一項又は前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百四十四条の五十一第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第三項に規定する当該徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)  
第四百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人

の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

### 第二款 徴収

#### (軽油引取税の徴収の方法)

第四百四十四条の十三 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。ただし、第四百四十四条の二第三項から第六項まで又は第四百四十四条の三の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法によるものとする。

#### (軽油引取税の特別徴収の手続)

第四百四十四条の十四 軽油引取税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、元売業者又は特約業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、総務省令で定める様式によつて、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに第四百四十四条の五又は第四百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

3 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として政令で定める数量を控除した数量とする。

4 第二項の場合において、第四百四十四条の五又は第四百四十四条の六の規定によつて軽油引

取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、総務省令で定めるところにより、次条第三項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、当該道府県知事の承認を受けなければならない。

5 次条第三項に規定する登録特別徴収義務者は、第三項の期間について当該登録に係る道府県に納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

6 第二項の規定によつて納入した納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

7 軽油引取税の特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

8 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めるところにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)  
第四百四十四条の十五 軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、当該特別徴収義務者を当該道府

県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3 道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)から同項の登録の消除の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

#### (軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第四百四十四条の十六 道府県知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該道府県の条例で定めるところにより、その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する総務省令で定める証票を交付しなければならない。

2 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 第一項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

4 第一項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合に、その消滅し、又は廃止した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)  
第四百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十四条の十五第一項の規定による登録の申請をしなかつた者

二 前条第二項から第四項までの規定のいずれかに違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第百四十四条の十八 第百四十四条の十三ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)は、次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ道府県に納付しなければならない。

一 第百四十四条の二第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該特約業者又は元売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

二 第百四十四条の二第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

三 第百四十四条の二第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該消費に係る自動車の主たる定置場所所在地の道府県知事に提出すること。

四 第百四十四条の二第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税

の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書をその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地の道府県知事に提出すること。

五 第百四十四条の三第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該消費又は譲渡について直接関係有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

六 第百四十四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該軽油に係る第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事に提出すること。

七 第百四十四条の三第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該輸入について直接関係有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

2 前項各号に規定する申告書の様式は、総務省令で定める。

(軽油引取税に係る故意不申告の罪)

第百四十四条の十九 正当な理由がなく前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の保全担保)

第百四十四条の二十 道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2 第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第百四十四条の二十一 第百四十四条の六に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、政令で定めるところにより、免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示するとともに、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行うとする販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を提出して免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。)の交付を受け、その免税証を当該免税証の交付を行った道府県に係る登録特別徴収義務者に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、政令で定めるところにより、その主たる事務所若

しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を申請することができる。

2 前項の規定により免税証の交付を受けようとする免税軽油使用者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、免税証の交付を受けようとする道府県知事に申請書を提出して免税軽油使用者であることを証する書面(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち当該道府県知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第百四十四条の六に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に關する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

5 前各項に定めるもののほか、免税軽油使用者証の申請の手續、免税軽油使用者証の有効期間その他免税軽油使用者証に關し必要な事項は、政令で定める。

6 道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おう

とする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他政令で定めるときを除き、免税証を交付しなければならぬ。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並びに免税軽油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

7 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要があることその他やむを得ない理由がある場合においては、免税軽油使用者は、引取りを行う販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県の条例で定めるところにより、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

8 免税軽油使用者が免税証を当該免税証の交付を行った道府県に係る免税取扱特別徴収義務者（第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税証の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。

9 道府県知事は、第一項ただし書の規定による申請に基づき、免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、当該免税証に記載された数量その他必要な事項を当該販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならない。

（免税証の不正受給による免税軽油の引取り

に関する罪等）

第四百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

4 第一項の場合においては、当該免税証を交付した道府県は、当該軽油の引取りを第四百四十四条の二第二項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

（免税証の受取義務）

第四百四十四条の二十三 免税取扱特別徴収義務者は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

（免税証の譲渡の禁止）

第四百四十四条の二十四 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（免税証の譲渡の禁止に関する罪等）

第四百四十四条の二十五 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 第四百四十四条の二十二第四項の規定は、第二項の場合について準用する。

（道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪）

第四百四十四条の二十六 第四百四十四条の第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四百四十四条の三第四項の規定に違反して免税軽油を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第四百四十四条の二十七 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引

取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める事項を記載した報告書を、当該免税証を交付した道府県知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税証を交付した者が当該免税証を有せず、かつ、当該免税証使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 道府県は、引取りを行う当該免税証使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税証使用者証の交付を受けた者については、前項の報告書の提出の期限について、当該道府県の条例で同項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による報告に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪）

第四百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合に

においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(軽油引取税の徴収猶予)

第百四十四条の二十九 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第百四十四条の十四第二項の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、道府県知事は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより、徴しなければならない。

2 第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第百四十四条の三十 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失つたことについて天災その他避けることのできな

い理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその軽油引取税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その軽油引取税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 道府県知事は、前項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(軽油を返還した場合及び引取り後において免税用途に供した場合における措置)

第百四十四条の三十一 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取りは行われなかつたものとみなし、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、道府県知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該軽油の引取りを行つた者が既に当該引取りに係る軽油の代金及び軽油引取税額を支払つているときは、そ

の者は、当該返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額について当該特別徴収義務者に対して求償権を有する。

3 軽油の引取りを行つた者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

4 第百四十四条の六に規定する者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油を同条に規定する用途に供する必要があるため、当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者から免税軽油以外の軽油の引取りを行つてこれを同条に規定する用途に供した場合において、その事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得たときは、当該道府県知事は、政令で定めるところにより、当該免税取扱特別徴収義務者の申請により、当該軽油に係る軽油引取税額がまだ納入されていない場合にあってはその納入を免除し、既に軽油引取税の全部又は一部が納入されている場合にあっては当該納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を当該免税取扱特別徴収義務者に還付するものとする。

5 第百四十四条の六に規定する者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油を同条に規定する用途に供する必要があるため、当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者以外の販売業者から免税軽油以外の軽油の引取りを行つてこれを同条に規定する用途に供したことに伴つてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得た場合においては、その旨を当該販売業者を通じて当該販売業者に当該軽油の引渡しを行つた当該道府県に係る免税取扱特別徴収

義務者に申し出たときも、前項と同様とする。

6 第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

7 第一項、第四項又は第五項の規定によつて軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、特別徴収義務者の還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

8 第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(製造等の承認を受ける義務等)

第百四十四条の三十二 元売業者第一号及び第二号に掲げる場合にあっては、第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。及び自動車保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所(第四号に掲げる場合にあっては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、道府県知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。</p> <p>3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しななければならない。</p> <p>4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。</p> <p>5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うときは当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。</p> <p>6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。</p> <p>7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。</p> <p>8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、第一項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、総務省令で定める。</p> <p>(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)</p> <p>第百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> | <p>2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 前条第三項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者</p> <p>二 前条第五項から第八項までの規定に違反した者</p> <p>6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前各項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に対して当該各項の罰金刑を科する。</p> <p>一 第一項の違反行為 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 第二項の違反行為 二億円以下の罰金刑</p> <p>三 第三項の違反行為 一億円以下の罰金刑</p> <p>四 前二項の違反行為 当該各項の罰金刑</p> <p>(事業の開廃等の届出)</p> <p>第百四十四条の三十四 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。)は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して総務大臣に)届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して総務大臣に)届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。</p> <p>3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて総務大臣又は道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前三項の規定により届出を受けた道府県知事は、当該届出に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。</p> <p>5 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行った軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行った場合には、その納入に関する事実その他の総務省令で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。</p> <p>6 第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の総務省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。</p> <p>7 前項の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に関する必要な事項は、総務省令で定める。</p> <p>(帳簿記載義務)</p> <p>第百四十四条の三十六 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。</p> <p>(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)</p> <p>第百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに</p> | <p>て同じ。)は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して総務大臣に)届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して総務大臣に)届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。</p> <p>3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて総務大臣又は道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前三項の規定により届出を受けた道府県知事は、当該届出に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。</p> <p>5 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行った軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行った場合には、その納入に関する事実その他の総務省令で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。</p> <p>6 第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の総務省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。</p> <p>7 前項の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に関する必要な事項は、総務省令で定める。</p> <p>(帳簿記載義務)</p> <p>第百四十四条の三十六 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。</p> <p>(事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)</p> <p>第百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つた者

二 第四百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又は偽つた者

三 第四百四十四条の三十五第六項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしたものを提出した者

四 第四百四十四条の三十五第七項の規定に違反した者

五 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(軽油引取税に係る総務省の職員の質問検査権等)

第四百四十四条の三十八 総務大臣は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 元売業者又は元売業者の指定の申請を行つた者その他第四百四十四条の七第一項各号に該当すると認められる者

二 前号の者から軽油その他の石油製品の引取りを行う者

2 前項の場合においては、当該職員は、軽油その他の石油製品について必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

3 前二項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽油引取税に係る総務省の職員の検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の三十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(道府県間の協力)

第四百四十四条の四十 道府県は、軽油引取税の取締り又は保全に関し、他の道府県と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第四百四十四条の四十一 第四百四十四条の第十四第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の十八の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

3 偽りその他不正の行為によつて第四百四十四条の三十一第一項又は第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項の納入しなかつた金額、第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が五百万円を超える場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその納入しなかつた金額、免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができ

る。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項から第三項までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

6 前項の規定により第一項から第三項までの違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項から第三項までの罪についての時効の期間による。

(軽油引取税の減免)

第四百四十四条の四十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、軽油引取税を減免することができる。

(関税等に関する書類の供覧等)

第四百四十四条の四十三 道府県知事は、軽油引取税の賦課徴収について、政府に対し、関税又は外国貨物関税法第二条第一項第三号に規定する外国貨物をいう。に係る内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税を

いう。)の納税義務者が政府に提出した申告書、政府がした更正又は決定に関する書類その他参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(軽油引取税に係る更正及び決定)

第四百四十四条の四十四 道府県知事は、第四百四十四条の十四第二項の規定による納入申告書又は第四百四十四条の十八の規定による申告書(以下この節において「申告書」と総称する。)の提出があつた場合において、当該納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告し、又は申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

(軽油引取税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第四百四十四条の四十五 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金額若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同

条第四項の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第四百四十四条の十四第二項又は第四百四十四条の十八の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この節において同じ。)の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限(第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が前条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は納付する軽油引取税に係る延滞金)

第四百四十四条の四十六 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、第四百四十四条の十四第二項、第四百四十四条の十八又は第四百四十四条の二十二第四項(第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)の納期限後にその納入金を納入し、又はその税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、これらの規定の納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限(第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じ

て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

2 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が第四百四十四条の十四第二項又は第四百四十四条の十八の納期限までに納入金を納入しなかつたこと又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(軽油引取税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第四百四十四条の四十七 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る軽油引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該軽油引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る

税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百四十四条の四十四第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百四十四条の四十四第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額(当該納入し、若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額(五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)

額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る軽油引取税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る第二項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

5 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

6 第二項の規定は、第四項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(軽油引取税に係る重加算金)

第四百四十四条の四十八 前条第一項の規定に該当する場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところによ

り、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第四項に規定する理由があるときは、当該納入申告又は申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

### 第三款 督促及び滞納処分 (軽油引取税に係る督促)

第百四十四条の四十九 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下この節において同じ。）までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合又は第百四十四条の二十二第四項（第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）

の規定により徴収する場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

### (軽油引取税に係る督促手数料)

第百四十四条の五十 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

### (軽油引取税に係る滞納処分)

第百四十四条の五十一 軽油引取税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知又は第百四十四条の二十二第四項（第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に

係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののその他軽油引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

### (軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第百四十四条の五十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠べし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為を

した場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第百四十四条の五十三 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者

二 第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

### 第四款 犯則取締り

(軽油引取税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第百四十四条の五十四 軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。）を準用する。

第百四十四条の五十五 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、軽油引取税に関する犯則事件が道府県知

事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限る。税務署長の職務を行うことができる。

第百四十四条の五十六 第百四十四条の五十四の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても、軽油引取税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百四十四条の五十七 第百四十四条の五十四の場合において、軽油引取税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第百四十四条の五十八 第百四十四条の五十四の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。

(国税犯則取締法を準用する軽油引取税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)

第百四十四条の五十九 第百四十四条の五十四の場合において、第百四十四条の五十七の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされる軽油引取税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第百四十四条の五十四の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

第五款 指定市に対する交付

第百四十四条の六十 道路法第七条第三項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)を包括する道府県(以下この項において「指定道府県」という。)は、総務省令で定めるところにより、当該指定道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する

額に政令で定める率を乗じて得た額に当該指定市の区域内に存する一般国道等(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道(当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。をいう。以下この条において同じ。))の面積を当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

2 前項の一般国道等の面積は、総務省令で定めるところにより、それぞれ当該一般国道等の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

第百五十一条第三項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第百九十四条の二第五項の表第三百二十二条第一項の表の第一号の項中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第三百二十二条第一項の表の第二号から第八号までの項中「第八号」を「第九号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第三百三十一条の八第三十八項の項中「第三百三十一条の八第三十八項」を「第三百三十一条の八第四十二項」に改める。

第三百三十一条の八第三十一項、第三十三項及び第三十五項を「第三十一項、第三十二項、第三十四項及び第三十七項」に改める。

30 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完

全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度(当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。)の法人税割につき市町村長が法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第三十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合において、当該更正につき第三十六項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額(既に第三十七項又は第四十項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき当該適格合併の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に属する。)の法人税割額から控除するものとする。

第三百三十一条の八第三十一項を削り、同条第三十二項中「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同項を「第三十三項」に、「次項」を「第四十一項」を「第三十三項」に、「次項」を「第四十一項」に改め、「及び第三十一項」を削り、同項を同条第三十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

36 市町村長が法人税法第百三十四条の二第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第三十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合(次項及び第三十八項において「市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。)は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの(以下この条において「仮装経理法人税割額」という。)は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百三十一条の十一第五項の規定にかかわらず、次項又は第四十項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

第三百三十一条の八第四十一項を第四十五項とし、第三十八項から第四十項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三十七項中「第三十二項又は第三十三項」を「第三十一項又は第三十二項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

37 市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日(当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該

五年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人が解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたときは、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市町村民税の確定申告書の提出がなかった場合にあつては、当該提出期限後の当該法人の市町村民税の確定申告書の提出又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割についての第三百二十一条の十一第二項の規定による決定があつた場合）には、市町村長は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第四十項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

38 市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、市町村長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第四十項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第三十項の規定により控除された金額を除く。）の還付を請求すること及び第四十項において同じ。）の還付を請求することができる。

一 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があつたこと。  
二 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。  
三 前二号に掲げる事実に基づき再生手続開始の決定があつたこと。

39 政令で定める事実  
前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

40 市町村長は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

第三百四十三条第五項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項」に改め、「（農地法第六十八条第一項及び第二項本文の規定によつて土地を使用する使用者を除く。）を削り、同条第七項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第三百四十八条第二項第九号中、「公益社団法人」を「及び公益社団法人」に改め、「及び公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の二 医療法第三十一条の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型

法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十号中「第九号」を「第九号の二」に改め、同項中第十一号の五を第十一号の六とし、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第二項中「若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社」を削る。

第五百八十六条第二項第二十三号中「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の下に「（昭和四十二年法律第百十号）を加える。

九項まで及び第四十五項から第四十八項まで」に改める。

第七百四十八条第一項中、「第五十三条第四十四項」を「第五十三條第四十八項」に、「第七百条の二十二の二第三項又は第七百条の二十三」を「第七百四十四條の三十二第三項又は第七百四十四條の三十六」に改め、同項の表第二号中「第五十三條第四十四項」を「第五十三條第四十八項」に改め、同表第五号中「第七百条の二十二の二第三項」を「第七百四十四條の三十二第三項」に改め、同表第六号中「第七百条の二十三」を「第七百四十四條の三十六」に改め、同条第二項中「第五十三條第四十四項」を「第五十三條第四十八項」に改める。

第七百五十四條の二中「第四百六十五條第三項及び第四項、第七百條の二十二の二第六項並びに第七百條の二十二の五第七項」を「第七百四十四條の三十二第六項、第七百四十四條の三十五第七項並びに第七百四十五條第三項及び第四項」に改める。

附則第三条の二第二項中「第八十九條第一項」の下に、「第三百三十條第二項、第三百三十一條第一項、第七百四十四條の四十五第二項、第七百四十九條の四十六第一項」を加え、「第六百九十九條の十九第二項、第六百九十九條の二十第一項、第七百條の三十一第二項、第七百條の三十二第一項」を削り、「本項」を「この項」に改める。

附則第三条の三第二項第二号中「附則第五条の四第一項」の下に、「附則第五条の四の二第二項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四の二第六項」の下に、「附則第五条の四の二第五項」を加え、同条第五項第二号中「附則第五条の四第六項」の下に、「附則第五条の四の二第五項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第一項」の下に、「附則第五条の四の二第一項」を加える。

項第三号中「第四十一条の三の二を削り、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三を若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第三項中「道府県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。」を削り、同条第六項第三号中「第四十一条の三の二を削り、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三を若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第八項中「市町村民税の納税通知書が送達された後に市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が

当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合に、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に

租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における第三百七十七条の三及び第三百七十七条の四の規定の適用については、第三百七十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、第三百七十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 市町村は、平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定

を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合に、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

6 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百七十七条の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出

されたもの及びその時まで提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第三百十七条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の規定の適用を受けている場合

7 第五項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五條の四の二第五項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五條の四の二第五項」とする。

8 前二項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。附則第六條第二項中「附則第五條の四第一項」の下に「附則第五條の四の二第一項」を加え、同条第三項中「附則第五條の四第一項」を「附則第五條の五第一項」に改め、同条第五項中「附則第五條の四第六項」の下に「附則第五條の四の二第五項」を加え、同条第六項中「附則第五條の四第六項」を「附則第五條の五第二項」に改める。附則第八條の二に次の一項を加える。

3 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第二條の規定による改正前の法人税法第七十條又は第八十一條の十六に規定する更正に係る法人税額又は連結

法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて、道府県知事が第五十五條第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合及び市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における第五十三條第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四十項までの規定の適用については、第五十三條第四十項及び第三百二十一条の八第三十六項中「法人税法第百三十四條の二第一項又は第五項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第二條の規定による改正前の法人税法第七十條又は第八十一條の十六」とする。

附則第九條第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「株式会社産業再生機構」を削り、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 銀行等保有株式取得機構に係る第七十二條の十二第一号口の各事業年度の資本金等の額は、平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二條の二十一第一項の規定にかかわらず、十億円とする。

附則第九條第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を第十項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「附則第九條第十七項」を「附則第九條第十六項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十條第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第二号又は第四号」を「又は第二号」に、「平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」の間に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

月一日を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

附則第十一條第二項中「第六條第一項」を「第八條第二項第一号」に、「農業振興地域内」を「農用地区域（次項において「農用地区域」という。）内」に、「平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」の間に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該土地の価格の三分の一に相当する額」当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれが多い額」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四條第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八條第一項又は第十一條の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、同法第四條第二項第一号」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「平成二十年四

22 農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（第二項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額、当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれが多い額を価格から控除するものとする。

附則第十一條第二十三項から第二十五項までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「第八條第一項」を「第八條第二項第一号」に、「農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「農用地区域」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七條の三第三項」を「農地法第三十五條第二項」に、「第二十七條の四第二項」を「第三十六條第二項」に、

「当該取得が」を「当該取得が農地法等の一部を改正する法律平成二十一年法律第 号」の施行の日から、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「行われた」を「の間に」に改め、同条第二十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡又は一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）」を、「から事業の譲渡の下に「若しくは資産の譲渡」を加える。

附則第十一条の五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

附則第十一条の六中「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

附則第十一条の七中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度を平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日」に改める。

附則第十二条第一項中、「第十六項及び第二十二項」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」に改め、同条第二項中「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び第二十九項、第七十條の七第一項及び第二項を」第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十條の八第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、同条第五項中「第二十項とあるのは」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項とあるのは、第十六項及び」に、「及び第二十九項」とあるのは、「第二十九項及び第三十項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十條の八第一項及び第二項」とあるのは「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号、第二十九項及び第三十項、第七十條の七第一項及び第二項」に、「又は第十八項」とあるのは「を」第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、「第七十條の四第二十四項」の下に「若しくは第二十五項」を加える。

附則第十二条の二の次に次の四條を加える。  
(自動車取得税の非課税等)

第十二条の二の二 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合において

は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに「行われた」に限り、第百十三條第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 道府県は、第六項に規定する電気自動車、第七項各号に掲げる天然ガス自動車、第八項に規定する充電機能付電力併用自動車、第九項各号に掲げる電力併用自動車又は第十項第三号に掲げる軽油自動車等初めて新規登録等（道路運送車両法第七條の規定による登録又は同法第五十九條の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに「行われた」場合においては、第百十三條第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

3 自家用の自動車（第百十三條第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三條の軽自動車をいう。以下この条において同じ。）で取得したものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに「行われた」に限り、第百十九條の規定にかかわらず、百分の五とする。

4 第十項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十二項に規定する第一種省エネルギー自動車等初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに「行われた」に限り、第百十九條及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

5 次に掲げる自動車等初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対し

て課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに「行われた」に限り、第百十九條及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第十項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十條第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八條第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 第十三項に規定する第二種省エネルギー自動車

6 電気自動車（電気を動力源とする自動車）で総務省令で定めるものをいう。で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行為したときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

7 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行為したときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素

酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

8 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行為したときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

9 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行為したときに限り、第百十九条及び第三項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること

十一 日までの間に行われた場合にあっては、百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあっては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあっては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車（道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの）

11 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行為した場合における第百二十条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

12 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排

出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものをいう。で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車(第六項から第九項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

13 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(第六項から第九項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

14 前二項の規定は、第百二十二条第一項又は第百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)  
第十二条の二の三 当分の間、第百四十四条の二第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。  
(軽油引取税の課税免除の特例)  
第十二条の二の四 道府県は、平成二十四年三

月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百四十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第百四十四条の三十一第一項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限る。軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り  
二 海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り  
三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り  
四 農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り  
五 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第百四十四条の二十一、第百四十四条の二十三、第百四十四条の二十四、第百四十四条の二十七及び第百四十四条の三十一第四項から第七項までの規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、

第百四十四条の二十一第一項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、第百四十四条の三十一第四項及び第五項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第四項又は第五項」とあるのは「附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

4 前三項の場合における第百四十四条の三、第百四十四条の十三、第百四十四条の十四、第百四十四条の十八、第百四十四条の二十六、第百四十四条の二十八、第百四十四条の二十九、第百四十四条の四十一、第百四十四条の四十四から第百四十四条の四十六まで、第百四十四条の四十九及び第百四十四条の五十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                               |                     |                                                           |
|-------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第百四十四条の三第一項                   | 第百四十四条の二十一第一項       | 第百四十四条の二十一第一項(附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。) |
| 第百四十四条の三第一項第三号及び第四号           | 第百四十四条の六            | 第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第一項                                   |
| 第百四十四条の三第一項第四号                | 同条                  | これらの規定                                                    |
| 第百四十四条の十三                     | 第百四十四条の三            | 第百四十四条の三(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)             |
| 第百四十四条の十四第二項及び第四項             | 又は第百四十四条の六          | 若しくは第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第一項                               |
| 第百四十四条の十四第四項及び第百四十四条の十八第一項第六号 | 第百四十四条の二十一第一項       | 第百四十四条の二十一第一項(附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)           |
| 第百四十四条の十八第一項第六号               | 第百四十四条の三第一項第三号又は第四号 | 第百四十四条の三第一項第三号又は第四号(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)  |

|                                                                                              |                                                |                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百四十四条の二十五第一項                                                                                | 前条                                             | 前条(附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)                                                                                                  |
| 第百四十四条の二十六第一項                                                                                | 第百四十四条の三第三項                                    | 第百四十四条の三第三項(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)                                                                                          |
| 第百四十四条の二十六第二項                                                                                | 第百四十四条の三第四項                                    | 第百四十四条の三第四項(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)                                                                                          |
| 第百四十四条の二十八第一項                                                                                | 前条第一項                                          | 前条第一項(附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。)                                                                                                        |
| 第百四十四条の二十九第一項、<br>第百四十四条の四十一第一項、<br>第百四十四条の四十四第一項、<br>第百四十四条の四十五第二項並びに<br>第百四十四条の四十六第一項及び第二項 | 第百四十四条の十四第二項                                   | 第百四十四条の十四第二項(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)                                                                                         |
| 第百四十四条の四十一第二項、<br>第百四十四条の四十四第一項、<br>第百四十四条の四十五第二項並びに<br>第百四十四条の四十六第一項及び第二項                   | 第百四十四条の十八                                      | 第百四十四条の十八(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)                                                                                            |
| 第百四十四条の四十一第三項                                                                                | 第四項                                            | 第四項(附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)                                                                                                     |
|                                                                                              | 第五項                                            | 第五項(附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)                                                                                                     |
| 第百四十四条の四十六第一項、<br>第百四十四条の四十九第一項及び<br>第百四十四条の五十一第一項<br>第二号                                    | 第百四十四条の二十二第四項<br>(第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。) | 第百四十四条の二十二第四項(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。若しくは第百四十四条の二十五第五項(附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する第百四十四条の二十二第四項 |

(軽油引取税の税率の特例)

第十二条の二の五 平成三十年三月三十一日までに第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百四十四条の十の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

附則第十二条の三第三項中「(昭和五十四年法律第四十九号)」を削り、「政令」を「総務省令」に改める。

二十一年三月三十一日を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「に限り、」を「については」に改め、「得た額」の下に「とし、その後五年度分の固定資産税については同項の規定により課税標準とされる額に三分の二を乗じて得た額を加え、同条第二十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「及び次項」を削り、「(次項)」を「(以下この項に)」に、「のうち、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下この項、次条第一項及び附則第十五条の三第一項において「国鉄関連改正法」という。)(第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下この項及び次条第一項において「旧交付金法」という。))附則第十七項の規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。))の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第二項若しくは第十四項の規定にかかわらず、旧交付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額を」として課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する

附則第十五条第二項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第九項、第十項及び第十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第五十一項」を「第四十七項」に改め、同条第十六項中「(総務省令で定める区域を除く。)」を削り、「平成二十年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「五年度分」を「三年度分」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同条第十八項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成

年)の四月一日の属する年度から二十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三第二項、第十四項又は第二十八項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)に改め、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「第五十八項又は第五十九項」を「第五十四項又は第五十五項」に改め、「(当該償却資産のうち緊急に整備する必要があるものとして総務省令で定めるものにあつては、四分の一)」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項及び第四十六項を削り、同条第四十七項中「平成

二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項を削り、同条第五十項を同条第四十六項とし、同条第五十一項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十三項を第四十九項とし、第五十四項から第六十一項までを四項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

58 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業者が同条第二号に規定する電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク(すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式(第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。)による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。)に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるもののうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

59 太陽光を電気に変換する設備で総務省令で定めるもののうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にか

かわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第二項中「において旧交付金法」を「において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交付金法」という。))に、「前条第三十九項」を「前条第三十八項」に改め、同条第二項中「前条第三十九項」を「前条第三十八項」に改める。

附則第十五条の七第二項中「次条第一項、第三項」を「次条第三項」に改める。

附則第十五条の八第一項中「第二条第七項第二号イ」を「第二条第三項第二号イ」に、「第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号」を「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」に、「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「課する固定資産税については、」の下に「前条第二項の規定又は」を加え、「当該貸家住宅の」を「第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅の」に、「十年度分」を「五年度分」に、「三分の一(新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、三分の二)」を「三分の二」に、「三分の二」を「二分の一(新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税については、三分の二)」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十

一日」に改め、「第一項の規定の適用がある場合を除き」を削り、同条第四項中「の規定又は第一項」を「又は」に改める。

附則第十六条の二第十一項及び第十二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十七条の見出し中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)」に、「平成十八年改正前」を「平成二十一年改正前」に、「附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条第一項又は第十九条の四第一項の規定とし、当該年度が平成十九年度である場合には、地方税法の一部を改正する法律(平成十九年法律第四号)」による改正前の地方税法(以下「平成十九年改正前の地方税法」という。附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定とする。))を「附則第十八条、第十九条第一項(附則第二十九

条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は第十九条の四の規定に、「平成十七年度分」を「平成二十年度分」に、「平成十九年度である場合であつて、当該土地が平成十八年度分の固定資産税について平成十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成十九年度である場合であつて、当該土地が平成十九年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)第一条の規定による改正前の地方税法

附則第十七条の二の見出しを「平成二十二年  
度又は平成二十三年度における土地の価格の特  
例」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平  
成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に、「平  
成二十年年度分」を「平成二十三年年度分」に改め、同  
項の表の第一号の上欄中「平成十八年度」を「平  
成二十一年度」に改め、同号の中欄中「平成十九  
年度」を「平成二十二年年度」に、「平成二十年  
度」を「平成二十三年年度」に改め、同号の下欄中「平  
成十八年度分」を「平成二十一年年度分」に、「平成

「平成十九年度分」を「平成二十二年分」に改

中「平成十九年度分」を「平成二十二年分」に、

附則第十七条の三を削る。

に改める。

年度分」に改め、「平成二十年改正前の地方税

に、「平成十八年改正前を」平成二十一年改正前」に、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の四第一項から第四項まで」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条の二 市町村は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 平成二十一年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる商業地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、百分の百以上の割合であ

つて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの(以下この項において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 平成二十一年度分の固定資産税について、平成二十一年改正前の地方税法附則第二十一条の規定の適用があつた商業地等 当該商業地等に係る平成二十一年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該商業地等が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該商業地等が平成二十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等以外の住宅用地等

二 平成二十一年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成二十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等以外の住宅用地等

額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 平成二十一年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成二十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等以外の住宅用地等

三 平成二十三年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等以外の住宅用地等

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 平成二十二年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成二十二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等以外の住宅用地等

合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

| 附則第十八条第七項     | 第一項、第四項及び第五項 | 附則第二十一条の二第一項                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 宅地等の区分       | 住宅用地等(附則第二十一条の規定する住宅用地等をいう。以下この項において同じ。)の区分                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 附則第十八条第七項各号   | 宅地等          | 住宅用地等                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 附則第十八条第七項第二号イ | 同年度の比準課税標準額  | 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地が平成二十一年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十一条の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)を当該類似土地の平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 |

|                      |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第十八条第七<br>項第三号イ    | 同年度の比準課税<br>標準額                          | 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 |
| 附則第十八条第七<br>項第四号     | 同年度の比準課税<br>標準額                          | 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 |
| 附則第十八条の三<br>第二項第二号ロ  | なるべき額                                    | なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                                 |
| 附則第十八条の三<br>第二項第一号ロ  | なるべき額                                    | なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十一条の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                                |
| 附則第十八条の三<br>第二項第三号ロ  | なるべき額                                    | なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                                 |
| 附則第十八条の三<br>第三項      | 附則第十七条第七<br>号に規定する比準<br>課税標準額は、同<br>号の規定 | 附則第十八条第七項第二号イ及び第三号イに掲げる額並びに同項第四号に定める額は、これらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                                                                             |
| 附則第十八条の三<br>第四項第一号ロ  | なるべき額                                    | なるべき額（当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十一条の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                       |
| 附則第十八条の三<br>第四項第二号ロ  | なるべき額                                    | なるべき額（当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                        |
| 附則第十八条の三<br>第四項第三号ロ  | なるべき額                                    | なるべき額（当該平成二十一年度類似特定用途宅地等が平成二十一年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）                                                                                                                                                                        |
| 附則第十九条の四<br>第六項      | 前項の規定により<br>読み替えられた附<br>則第十八条第七項<br>第一号  | 附則第十八条第七項第一号                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 附則第十九条の四<br>第七項      | 第五項の規定によ<br>り読み替えられた<br>附則第十八条第七<br>項第二号 | 附則第十八条第七項第二号                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 附則第十九条の四<br>第七項及び第八項 | 第一項から第五項<br>まで                           | 附則第十八条第七項                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

額」に改め、同号イ中「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同号ロ中「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十八年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成十九年改正前の地方税法」等」に改め、「平成十九年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成十九年度類似課税標準額」に改め、

め、同号イ中平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、同号ロ中「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に、「平成十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十二年年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年改正前の地方税法を削り、同条第五項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める

附則第二十七条の二第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、「この条の下」に「及び附則第二十七条の四の二第一項を加え、同条第二項及び第三項中平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第四項中「平成十八

年度から平成二十年度までを「平成二十年  
度から平成二十三年度まで」に改め、「この項」の下に「及び附則第二十七条の四の二第一項」を加え、同条第六項中「第五項」を「前項に」、「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第七項中「平成十八年度に」を「平成二十一年度」に、「平成十八年度特定市街化区域農地」を「平成二十一年度特定市街化区域農地」に、「平成十九年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成十九

第二十七条の四の二 市町村は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、住宅用地措置都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額、市街化区域農地調整都市計画税額又は市街化区域農

ける都市計画税額

ロ平成二十年度分の都市計画税について、平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用があつた商業地等 当該商業地等に係る平成二十年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該商業地等が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額 当該商業地等が平成二十一年

て、前号イ又はロの規定の適

住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十一年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成二十二年年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住

額

口 平成二十二年度分の都市計画税について、前号イ又は口の規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十二年度分の都市計画税に係る同号イ又は口に規定する都市計画税の課税標準となるべき額 当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額(に、負担上限割合を乗じて得た額 当該住宅用地等が平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当

該住宅用地等に係る平成二十三年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額  
 2 附則第十八条第七項、第二十五条の三及び第二十七条の二第六項から第八項までの規定

は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 附則第十八条第七項     | 第一項、第四項及び第五項 | 附則第二十七条の四の二第一項                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 前年度分の固定資産税   | 前年度分の都市計画税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 附則第十八条第七項各号   | 宅地等の区分       | 住宅用地等(附則第二十七条の四の二第一項に規定する住宅用地等をいう。以下この項において同じ。)の区分                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|               | 宅地等          | 住宅用地等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 附則第十八条第七項第二号イ | 同年度の比準課税標準額  | 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地が平成二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成二十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)を当該類似土地の平成二十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 |
| 附則第十八条第七項第三号イ | 同年度の比準課税標準額  | 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地が平成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又は口の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条                                                                                                           |

| 附則第十八条第七項第四号     | 同年度の比準課税標準額      | 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額(当該類似土地が平成二十二年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ又は口の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該類似土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)を当該類似土地の平成二十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 |
|------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第二十五条の三第二項第一号ロ | なるべき額            | なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十年度分の都市計画税について平成二十一年改正前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額)                                                                                                                                                                                              |
| 附則第二十五条の三第二項第二号ロ | なるべき額            | なるべき額(当該特定用途宅地等が平成二十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又は口の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額)                                                                                                                                                                                           |
| 附則第二十五条の三第三項     | 附則第二十五条第七項において読み | 附則第十八条第七項第二号                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                  |                                                                                                    |                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 替えられた附則第十八条第七項第二号                                                                                  |                                                                                                                                    |
| 附則第二十五条の第三項第一号口  | なるべき額<br>課税標準額は、同号の規定                                                                              | 附則第十七条第七号に規定する比率に定めらるる額は、これらの規定                                                                                                    |
| 附則第二十五条の第四項第一号口  | なるべき額<br>平成二十年分及び二十一年改訂前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこの規定に定める都市計画税率とすべき額）        | なるべき額（当該平成二十年分及び二十一年改訂前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこの規定に定める都市計画税率となるべき額）                                        |
| 附則第二十五条の第四項第二号口  | なるべき額<br>平成二十年分及び二十一年改訂前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこの規定に定める都市計画税率とするべき額）       | なるべき額（当該平成二十年分及び二十一年改訂前の地方税法附則第二十七条の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこの規定に定める都市計画税率となるべき額）                                        |
| 附則第二十五條の三第百五號口   | なるべき額<br>平成二十年分及び二十一年改訂前の地方税法附則第二十七條の四の規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計面稅に係る此らの規定に規定する都市計面稅の課稅標準となるべき額） | なるべき額（當該平成二十年分及二一年度類似特定用途宅地等が平成二十二年分度の都市計畫面稅について附則第二十七條の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計面稅に係る此らの規定に規定する都市計畫面稅の課稅標準となるべき額） |
| 附則第二十七條の第六項      | 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第七項第一号                                                                        | 附則第十八条第七項第一号                                                                                                                       |
| 附則第二十七條の第七項      | 第五項の規定により読み替えられた附則第十八条第七項第二号                                                                       | 附則第十八条第七項第二号                                                                                                                       |
| 附則第二十七條の第八項及び第九項 | 第一項から第五項まで                                                                                         | 附則第十八条第七項                                                                                                                          |

附則第二十七條の五第一項及び第三項中「平成十八年分から平成二十年分まで」を「平成二十一年分度又ハ平成二十三年度分」とに改め、同条に次の一項を加ふる。

- 4 附則第二十一條の二の規定の適用を受ける住宅用地等(同条に規定する住宅用地等をいう。)に係る平成二十一年分度から平成二十三年分度までの各年分度の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四條第三項第一号若しくは第四項、附則第十五條の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一條の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第二十八條第一項中「平成十八年から平成二十年分まで」を「平成二十一年分度から平成二十三年度分まで」とに改め、同条第四項中「平成十九年度分又ハ平成二十一年分度分」を「平成二十二年度分又ハ平成二十三年度分」とに改める。

附則第二十九條の四第一項中「第二条第二項に規定する小作地」を、「第二十條第一項に規定する借賃等(以下この項において『借賃等』という。)を支払ふこととなつてゐる農地に」、「同法第二条第九項に規定する小作料」を、『借賃等に、「当該小作料」を「當該借賃等」とに改める。

附則第二十九條の六を次のように改める。

第二十九條の六 削除

附則第二十九條の七第一項中「附則第十九條の四の下に」、附則第二十一條の二を、「附則第二十七條の二の下に」、附則第二十七條の四の二を加へ、「前条」を「附則二十九條の五」に改め、同条第五項中「前二條」を「第二十九條の五」に改める。

附則第三十一條の三第一項中「平成十八年から平成二十年分まで」を「平成二十一年分度から平成二十三年度分まで」とに改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」とに改める。

附則第三十一條の三の二第一項及び第三十一條の三の三第一項中、「第五百八十六條第二項

---

第二十九號に掲げる土地のうちその取得が第七十三條の五第一項の規定の適用がある取得に該当するもの」を削る。

附則第三十二條から第三十三條の二の二までは削り、附則第三十二條の三を附則第三十二條とする。

附則第三十二條の四から第三十二條の六までは削る。

附則第三十二條の七第一項中「及び次条」を削り、同条に次の三項を加ふる。

- 5 特定農業加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五號)第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農業加工業者又は同法第三条第一項に規定する認定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行ふ事業に対して課する事業所のうち資本金割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十一年六月三十日までを終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十一年分分までに限り、当該施設に係る事業所に係る事業所床面積(第七百一條の三四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとす。この場合においては、第七百一條の四十一第三項の規定を準用する。

6 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十一年法律七十二號)第五条第一項の規定による同意を得た同法の関西文化学術研究都市の建設に関する計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうちの政令で定めるものに係る事業所等のうち当該計画の公表の日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて

行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該文化科学研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該文化科学研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該文化科学研究施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該文化科学研究施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二條の八及び第三十三條を削り、附則第三十二條の七を附則第三十三條とする。

附則第三十三條の二第三項第四号中、「附則第五條の四第一項」の下に、「附則第五條の四の二第一項」を加え、「第三十七條の二第一項」を「第三十七條の二第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四の二第一項」に改め、同条第七項第四号中、「附則第五條の四第六項」の下に、「附則第五條の四の二第五項」を加え、「第三百十四條の七第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第六項」を、「附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第

五項」に改める。

附則第三十三條の三第三項第四号中、「附則第五條の四第一項」の下に、「附則第五條の四の二第一項」を加え、「第三十七條の二第一項」を「第三十七條の二第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四の二第一項及び附則第五條の四の二第二項」に改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第四号中、「附則第五條の四第六項」の下に、「附則第五條の四の二第五項」を加え、「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第六項」を、「附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改め、同条第八項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第三十四條第一項中「第三十五條第一項」の下に、「第三十五條の二第一項」を加え、同条第三項第四号中、「附則第五條の四第一項」の下に、「附則第五條の四の二第一項」を加え、「第三十七條の二第一項前段」を「第三十七條の二第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四の二第一項」に改め、同条第四項中「第三十五條第一項」の下に、「第三十五條の二第一項」を加え、同条第六項第四号中「附則第五條の四第六項」の下に、「附則第五條の四の二第五項」を加え、「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の

金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第六項」を、「附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改める。

附則第三十四條の二第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に、「第三十七條」を「第三十六條」に改め、同条第三項中「第三十五條」を「第三十五條の二」に、「第三十七條の九の四」を「第三十七條の九の五」に改め、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に改め、同条第五項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に、「第三十七條」を「第三十五條」に改め、同条第六項中「第三十五條」を「第三十五條の二」に、「第三十七條の九の五」に改め、同条第七項中「第三十五條」を「第三十五條の二」に、「第三十七條の九の五」に改め、同条第九項中「第三十七條」を「第三十六條」に改め、同条第九項中「第三十七條」を「第三十六條」に改める。

附則第三十四條の二の二中「第三十七條」を「第三十六條」に改める。

附則第三十五條第四項第四号中、「附則第五條の四第一項」の下に、「附則第五條の四の二第一項」を加え、「第三十七條の二第一項前段」を「第三十七條の二第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四の二第一項」に改め、同条第八項第四号中、「附則第五條の四第一項」の下に、「附則第五條の四の二第二項」を加え、「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第六項」を、「附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改める。

附則第三十五條の二第三項、第三十七條の十第四項」に改め、同条第五項第四号中、「附則第五條の四第一項」の下に、「附則第五條の四の二第一項」を加え、「第三十七條の二第一項」を「第三十七條の二第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十五條の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四第一項及び附則第五條の四の二第二項」に改め、同条第七項中「第三十七條の十第四項」を「第四條の四第三項、第三十七條の十第四項」に改め、同条第十項第四号中、「附則第五條の四第六項」の下に、「附則第五條の四の二第五項」を加え、「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中『山林所得金額』とあるのは『山林所得金額並びに附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額』と、同項前段」に、「及び附則第五條の四第六項」を、「附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改める。

附則第三十五條の二の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「という。」の下に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加え、同条第五項中「特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第三十五條の二の六第二項及び第十二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第三十五條の三第七項及び第十五項中「第三十七條の十二の二第五項」を「第三十七條の十二の二第十一項」に改める。

附則第三十五條の四第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同

条第二項第二号中「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第四号中「附則第五条の四第一項の下に」、附則第五条の四の二第一項を加え、「第三十七条の二第一項前段を」第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段に「及び附則第五条の四第一項を」、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項に改め、同条第四項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第五項第二号中「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第四号中「附則第五条の四第六項」の下に「附則第五条の四の二第五項を加え、」第三百十四條の七第一項前段を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段に「及び附則第五条の四第六項を」、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項に改める。

附則第三十六条第一項中「第三十五条第一項」の下に「第三十五条の二第一項を加える。

附則第三十七条の二中「事業所得」の下に「譲渡所得」を加える。

附則第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

附則第四十条の見出しを「公益財団法人が行う出資に係る不動産取得税の非課税」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第四十一条第三項中「第七十三条の四第一項第三号」の下に「第三号の二」を、「第三百四十八條第二項第九号」の下に「第九号の二」を加え、同項第二号中「移行一般社団法人等」の下に「非営利型法人に該当するものを除く。」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法第四百六条第一項の改正規定中「第四百六条第一項」を「第四百五十五條第一項及び第四百六十六條第一項」に改め、同法第六百九十九條の四第一項の改正規定を削る。

附則第一条第四号中「第二十項を」第十七項に、「第十七項を」第十五項に改め、同条第五号中「附則第三条第二十一項から第二十六項まで」を「附則第三条第十八項から第二十三項まで」に、「第八條第十六項から第二十三項まで」を「第八條第七号中「第七十三條の三第一項」の下に「第六百九十五條第一項を加え、」第六百九十九條の四第一項を削る。

附則第三条第五項及び第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に改め、同項各号を削り、同条第十五項中「次項、第十七項及び第十九項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、第十八項を第十六項とし、第十九項を削り、第二十項を第十七項とし、第二十一項を第十八項とし、同条第二十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等

に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第二項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の百分の一・二に改め、同項各号を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「附則第三条第二十二項を」附則第三條第十九項に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第二十二項を」第十九項に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第二十二項を」第十九項に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第二十二項を」第十九項に改め、同項を同条第二十三項とする。

附則第八條第十項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に改め、同項各号を削り、同条第十三項中「次項及び第十六項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。」を削り、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を削り、第十七項を第十五項とし、第十八項を第十六項とし、同条第十九項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第十項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の百分の一・八に改め、同項各号を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第八條第十九項を」附則第八條第十七項に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第十九項を」第十七項に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第十九項を」第

十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第十九項を」第十七項に改め、同項を同条第二十一項とする。

附則第三十条第二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

（地方道路譲与税法の一部改正）

第三条 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方揮発油譲与税法

第一条の見出しを「地方揮発油譲与税」に改め、同条中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第三項並びに第三条の見出し及び同条第一項中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第四条第一項中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、同項の表中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第五条から第七条まで及び第七條の二第三号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第八条を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の用途）

第八条 国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たっては、その用途について条件を付け、又は制限してはならない。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第四条 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出しを「平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の市町村交付金の特例」に改め、同項中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十二年度から平

成二十四年度まで」に、「第十条及び第十一条  
一項」を「第八条及び第九条第一項」に改める。  
附則第十六項を削り、附則第十七項を附則第  
十六項とし、附則に次の一項を加える。  
(日本年金機構に出資した固定資産に係る市  
町村交付金の不交付)

17 国は、日本年金機構法(平成十九年法律第  
百九号)附則第十二条第二項の規定により日  
本年年金機構に出資した固定資産のうち、日本  
年金機構が平成二十二年度において固定資産  
税を課されるべきものについては、第二条第  
一項の規定にかかわらず、平成二十二年度分  
の市町村交付金を交付しない。

(石油ガス譲与税法の一部改正)  
第五条 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百  
五十七号)の一部を次のように改正する。  
第七条を次のように改める。  
(石油ガス譲与税の用途)  
第七条 国は、石油ガス譲与税の譲与に当たつ  
ては、その用途について条件を付け、又は制  
限してはならない。

(自動車重量譲与税法の一部改正)  
第六条 自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律  
第九十号)の一部を次のように改正する。  
第七条を次のように改める。  
(自動車重量譲与税の用途)  
第七条 国は、自動車重量譲与税の譲与に当た  
つては、その用途について条件を付け、又は  
制限してはならない。

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方税法附則第三条の三の改正規  
定、同法附則第五条の四の見出しを削る改正  
規定、同条の前に見出しを付する改正規定、  
同条第一項の改正規定(「この条」の下に「及  
び次条」を加える部分に限る。)、同条の次に一

条を加える改正規定、同法附則第六条第二項  
及び第五項並びに第三十三條の二の改正規  
定、同法附則第三十三條の三第三項第四号の  
改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第  
三十七條の二第一項中「山林所得金額」とある  
のは「山林所得金額並びに附則第三十三條の  
三第三項に規定する土地等に係る事業所得等  
の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。  
)、同条第七項第四号の改正規定(第三百  
十四條の七第一項前段)を「第三百十四條の七  
第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所  
得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規  
定する土地等に係る事業所得等の金額」と、  
同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則  
第三十四條第三項第四号の改正規定(第三十  
七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第  
一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得  
金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長  
期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部  
分を除く。)、同条第六項第四号の改正規定  
(第三百十四條の七第一項前段)を「第三百十  
四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは  
「山林所得金額並びに附則第三十四條第四項  
に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前  
段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十  
五條第四項第四号の改正規定(第三十七條の  
二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中  
「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並  
びに附則第三十五條第一項に規定する短期譲  
渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分  
を除く。)、同条第八項第四号の改正規定(第三  
百十四條の七第一項前段)を「第三百十四條の  
七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林  
所得金額並びに附則第三十五條第五項に規定  
する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改  
める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二  
第五項第四号の改正規定(第三十七條の二第  
一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林  
所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附

則第三十五條の二第一項に規定する株式等に  
係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改め  
る部分を除く。)、同条第十項第四号の改正規  
定(第三百十四條の七第一項前段)を「第三百  
十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるの  
は「山林所得金額並びに附則第三十五條の二  
第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の  
金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、  
同法附則第三十五條の二の二、第三十五條の  
二の六第二項及び第十二項並びに第三十五條  
の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附  
則第三十五條の四第二項第四号の改正規定  
(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條  
の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山  
林所得金額並びに附則第三十五條の四第一項  
に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」  
と、同項前段」に改める部分を除く。並びに  
同条第五項第四号の改正規定(第三百十四條  
の七第一項前段)を「第三百十四條の七第一項  
中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金  
額並びに附則第三十五條の四第四項に規定す  
る先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前  
段」に改める部分を除く。並びに第四条中国  
有資産等所在市町村交付金法附則に一項を加  
える改正規定並びに附則第二十七條の規定  
(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法  
及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四  
十四年法律第四十六号)第三條の二の二第五  
項第五号の改正規定(、附則第五條の四第一  
項の下に「、附則第五條の四の二第一項」を  
加える部分及び「及び附則第五條の四第一項」  
を「、附則第五條の四第一項及び附則第五條  
の四の二第一項」に改める部分に限る。)、同  
条第八項第五号の改正規定(、附則第五條の  
四第一項の下に「、附則第五條の四の二第一  
項」を加える部分及び「及び附則第五條の四第  
一項」を「、附則第五條の四第一項及び附則第  
五條の四の二第一項」に改める部分に限る。)、  
同条第十一項第五号の改正規定(、附則第五

条の四第六項」の下に「、附則第五條の四の二  
第五項」を加える部分及び「及び附則第五條の  
四第六項」を「、附則第五條の四第六項及び附  
則第五條の四の二第五項」に改める部分に限  
る。及び同条第十四項第五号の改正規定  
(、附則第五條の四第六項」の下に「、附則第  
五條の四の二第五項」を加える部分及び「及び  
附則第五條の四第六項」を「、附則第五條の四  
第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改  
める部分に限る。に限る。平成二十二年一  
月一日

二 第一条中地方税法附則第五條の四第一項第  
三號の改正規定(、第四十一條の三の二)を  
削る部分を除く。)、同条第三項の改正規定、  
同条第六項第三號の改正規定(、第四十一條  
の三の二)を削る部分を除く。)、同条第八項  
並びに同法附則第三十四條第一項及び第四項  
の改正規定、同法附則第三十四條の二第二項  
の改正規定(第十七號)を「第十六號」に改め  
る部分に限る。)、同条第三項の改正規定、同  
条第五項の改正規定(第十七號)を「第十六  
號」に改める部分に限る。並びに同条第六項、  
第七項及び第九項並びに同法附則第三十四條  
の二の二、第三十五條の二第二項及び第七項  
並びに第三十六條第一項の改正規定並びに次  
条第一項及び附則第七條第一項の規定 平成  
二十二年四月一日

三 第一条中地方税法附則第三十五條の四第一  
項、第二項第二號、第四項及び第五項第二號  
並びに第三十七條の二の改正規定 平成二十  
三年一月一日

四 第一条中地方税法附則第十五條の七第二項  
の改正規定及び同法附則第十五條の八第一項  
の改正規定(課する固定資産税については「  
の下に「前条第二項の規定又は」を加える部分  
に限る。長期優良住宅の普及の促進に関す  
る法律(平成二十年法律第八十七号)の施行の  
日

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第七十三条の五、第七十三条の二十七の六、第七十三条の二十七の七、第七十三条の二十七の九第一項、第三百四十三条及び第六百一条第一項の改正規定並びに同法附則第十一條第六項及び第二十二項の改正規定、同条第二十六項の改正規定(平成二十一年三月三十一日)を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法附則第十一條の五第三項の改正規定(「附則第十一條第二項の下に」若しくは「第二十二項」を加える部分に限る。)、同法附則第十一條の六、第十一條の七及び第十二條の改正規定、同法附則第十五條の八第一項の改正規定(「第二條第七項第二号イ」を「第二條第三項第二号イ」に、「第四條第一項第五号又は第五條第一項第三号」を「第四條第一項第七号又は第五條第一項第六号」に改める部分に限る。))並びに同法附則第二十九條の四第一項、第三十一條の三の二第一項及び第三十一條の三の三第一項の改正規定並びに附則第四條第二項、第三項及び第五項並びに第八條第二項の規定、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日</p> <p>六 第一條中地方税法第七十二條の二十四の二第三項第二号の改正規定、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十年法律第五十七号)の施行の日</p> <p>(道府県民税に関する経過措置)</p> <p>第二條 第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)(附則第五條の四第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。)</p> <p>2 新法第五十三條第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに附則第八條の二第三項(新法第五十三條の規定に係る部分に限る。次項において同じ。)(の規定は、この法律の施行の日</p> | <p>(以下「施行日」という。))以後にされる新法第五十三條第四十項の道府県知事の更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正(第一條の規定による改正前の地方税法以下「旧法」という。)(第五十三條第三十項又は第三十一項の道府県知事の更正をいう。次項において同じ。))により減少した法人税割額については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、新法第五十三條第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに附則第八條の二第三項の規定は、道府県知事が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に新法第五十三條第四十二項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第三十項中「この項」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)(第五十三條第三十項若しくは第三十一項」と、同条第四十一項及び第四十二項中「第三十項」とあるのは「第三十項又は旧法第五十三條第三十項若しくは第三十一項」とする。</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。</p> | <p>2 新法第七十二條の二十四の十の規定は、施行日以後にされる同条第二項の更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正(旧法第七十二條の二十四の十第一項に規定する更正又は同条第二項に規定する各事業年度の付加価値額、所得若しくは収入金額を減少させる更正をいう。次項において同じ。))により減少した付加価値額、資本割額、所得割額又は収入割額については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、新法第七十二條の二十四の十の規定は、道府県知事が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に同条第四項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第一項中「この項の規定」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)(第七十二條の二十四の十第一項の規定」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は旧法第七十二條の二十四の十第一項」とする。</p> <p>(不動産取得税に関する経過措置)</p> <p>第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。</p> <p>2 附則第一條第五号に定める旧法の第七十三條の五第一項、第七十三條の二十七の六第一項及び第二項、第七十三條の二十七の七第二項及び第三項、附則第十一條第六項、第二十二項及び第二十六項並びに附則第十一條の七に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。</p> <p>3 旧法第七十三條の五第一項の規定は、農地法</p> | <p>等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。以下この項において「農地法等改正法」という。)(の施行の際現に農地法等改正法第一條の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「旧農地法」という。)(第七十八條第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地(旧農地法第五十九條第一項の規定により買収した土地を除く。))が農地法等改正法附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第三十六條、農地法等改正法附則第八條第二項若しくは第三項又は同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第八十條第二項の規定によつて国から売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得に対する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三條の五第一項中「農地法第三十六條、第六十一條又は第八十條第二項」とあるのは、「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。以下この項において「農地法等改正法」という。)(附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる農地法等改正法第一條の規定による改正前の農地法(以下この項において「旧農地法」という。)(第三十六條、農地法等改正法附則第八條第二項若しくは第三項又は同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第八十條第二項」とする。</p> <p>4 施行日前に旧法附則第十一條の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。))に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新法附則第十二條の規定は、附則第一條第五号に定める日以後の新法附則第十二條第一項に</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に  
対して課すべき不動産取得税について適用し、  
同日前の旧法附則第十二条第一項に規定する農  
地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課す  
る不動産取得税については、なお従前の例によ  
る。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新法の規定中自動車取得税に関する部分  
は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべ  
き自動車取得税について適用し、施行日以前の自  
動車の取得に対して課する自動車取得税につい  
ては、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新法の規定中軽油引取税に関する部分  
は、施行日以後に新法第百四十四条の二第一項  
若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条  
第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の  
軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五  
項の炭化水素油の消費若しくは新法第百四十四  
条の三第一項各号（第三号又は第四号を除く。）  
の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場  
合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務  
者が新法第百四十四条の二第六項の規定に該当  
するに至った場合において課すべき軽油引取税  
について適用する。

2 施行日前に旧法第七百条の三第一項若しくは  
第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の  
燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若し  
くは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化  
水素油の消費若しくは旧法第七百条の四第一項  
各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、  
譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前  
に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条  
の三第六項の規定に該当するに至った場合にお  
いて課する軽油引取税については、なお従前の  
例による。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第七  
百条の六の二第一項の規定による元売業者の指  
定の申請は、新法第百四十四条の七第一項の規

定による元売業者の指定の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第七百条の六の  
二第一項の規定により元売業者の指定を受けて  
いる者に係る同項の規定による当該元売業者の  
指定は、新法第百四十四条の七第一項の規定に  
よる元売業者の指定とみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧法第七  
百条の六の三第一項の規定による仮特約業者の  
指定の申請は、新法第百四十四条の八第一項の  
規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第七百条の六の  
三第一項の規定により仮特約業者の指定を受け  
ている者に係る同項の規定による当該仮特約業  
者の指定は、新法第百四十四条の八第一項の規  
定による仮特約業者の指定とみなす。

7 この法律の施行の際現にされている旧法第七  
百条の六の四第一項の規定による特約業者の指  
定の申請は、新法第百四十四条の九第一項の規  
定による特約業者の指定の申請とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第七百条の六の  
四第一項の規定により特約業者の指定を受けて  
いる者に係る同項の規定による当該特約業者の  
指定は、新法第百四十四条の九第一項の規定に  
よる特約業者の指定とみなす。

9 この法律の施行の際現にされている旧法第七  
百条の十一の二第一項の規定による特別徴収義  
務者の登録の申請は、新法第百四十四条の十五  
第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申  
請とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧法第七百条の十一  
の二第二項の規定により登録特別徴収義務者の  
登録を受けている者に係る同項の規定による当  
該登録特別徴収義務者の登録は、新法第百四十  
四条の十五第二項の規定による登録特別徴収義  
務者の登録とみなす。

11 この法律の施行の際現にされている旧法第七  
百条の十一の二第三項の規定による登録特別徴  
収義務者の登録の申請は、新法第百四十  
四条の十五第三項の規定による登録特別徴収義

務者の登録の削除の申請とみなす。

12 この法律の施行の際現に旧法第七百条の十二  
第一項の規定により交付を受けている証票は、  
新法第百四十四条の十六第一項の規定により交  
付を受けた証票とみなす。

13 この法律の施行の際現に旧法第七百条の十四  
の三の規定により提供されている担保は、新法  
第百四十四条の二十の規定により提供された担  
保とみなす。

14 この法律の施行の際現にされている旧法第七  
百条の十五第一項の規定による免税証の交付の  
申請は、新法第百四十四条の六に規定する用途  
に係る免税証の交付の申請にあつては新法第百  
四十四条の二十一第一項の規定による免税証の  
交付の申請と、新法附則第十二条の二の四第一  
項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請  
にあつては同条第二項において読み替えて準用  
する新法第百四十四条の二十一第一項の規定に  
よる免税証の交付の申請とみなす。

15 この法律の施行の際現に旧法第七百条の十五  
第一項の規定により交付を受けている免税証  
は、新法第百四十四条の六に規定する用途に係  
る免税証にあつては新法第百四十四条の二十一  
第一項の規定により交付を受けた免税証と、新  
法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用  
途に係る免税証にあつては同条第二項において  
読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一  
第一項の規定により交付を受けた免税証とみな  
す。

16 この法律の施行の際現に旧法第七百条の十五  
第二項の規定により交付を受けている免税軽油  
使用者証は、新法第百四十四条の六に規定する  
用途に係る免税軽油使用者証にあつては新法第  
百四十四条の二十一第二項の規定により交付を  
受けた免税軽油使用者証と、新法附則第十二条  
の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽  
油使用者証にあつては同条第二項において読み  
替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二  
項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証

とみなす。

17 この法律の施行の際現に旧法第七百条の二十  
二の二第一項の規定により道府県知事の承認を  
受けている者に係る同項の規定による当該道府  
県知事の承認は、新法第百四十四条の三十二第  
一項の規定による道府県知事の承認とみなす。

18 この法律の施行の際現に旧法第七百条の二十  
二の二第四項の規定により交付を受けている製  
造等承認証は、新法第百四十四条の三十二第四  
項の規定により交付を受けた製造等承認証とみ  
なす。

19 施行日前に新法第百四十四条の三十四第一項  
に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売  
業者及び軽油製造業者等が旧法第七百条の二十  
二の四第一項から第三項までの規定によりした  
届出は、新法第百四十四条の三十四第一項から  
第三項までの規定によりした届出とみなす。  
（市町村民税に関する経過措置）

第七條 新法附則第五条の四第八項の規定は、平  
成二十二年以後の年度分の個人の市町村民税  
について適用し、平成二十一年度分までの個人  
の市町村民税に係る同項に規定する市町村民税  
住宅借入金等特別税額控除申告書の提出につい  
ては、なお従前の例による。

2 新法第三百二十一条の八第三十項及び第三十  
六項から第四十項まで並びに附則第八条の二第  
三項（新法第三百二十一条の八の規定に係る部  
分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行  
日以後にされる新法第三百二十一条の八第三十  
六項の市町村長の更正に係る同項に規定する仮  
装経理法人税割額について適用し、施行日前に  
された旧法に基づく仮装経理に係る更正（旧法  
第三百二十一条の八第三十項又は第三十一項の  
市町村長の更正をいう。次項において同じ。）に  
より減少した法人税割額については、なお従前  
の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第三百二十一  
条の八第三十項及び第三十六項から第四十項ま  
で並びに附則第八条の二第三項の規定は、市町

(以下この項において「平成二十二年年度の宅地等」という。)又は同条第七項第四号に掲げる宅地等で平成二十三年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「平成二十三年年度の宅地等」と

則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。  
以下この項において同じ。）が平成二十一年度の

宅地等にあつては平成二十年度、平成二十二年  
度の宅地等にあつては平成二十一年度、平成二  
十三年度の宅地等にあつては平成二十二年度に  
係る賦課期日（以下この項において「前年度に係  
る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の  
下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成

二十一年度の宅地等にあつては平成二十一年度分、平成二十二年度の宅地等にあつては平成二

十二年度分、平成二十三年度の宅地等にあつては平成二十三年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたも

のとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第一項の場合には、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分以下この項において「小

規模住宅用地である部分」という。同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用地等

である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条新法附則第二十一条の二第二項において準用

する場合を含む。並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等であ

る部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第七項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第一号から第三号まで」と、「第十八条新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第七項第二号」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第二号」と、「附則第十八条第七項第三号」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第三号」とある。

項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で都市計画税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十二条 新法第七百三条の五第二項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（以下この条及び附則第三十二条第二項において「旧譲与税法」という。）の規定（旧譲与税法第五条及び第七条を除く。）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第

号。以下この項において「平成二十一年所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百四号）の規定（平成二十一年所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）による地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

3 新譲与税法第七条の規定は、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧譲与税法第四条第一項の規定により平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税次項において「平成二十一年六月分地方道路譲与税」というの額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法第七条中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と読み替えるものとする。

4 旧譲与税法第四条第一項第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により地方道路譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が平成二十一年六月分地方道路譲与税を譲与した後に生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、平成二十一年十一月以後に到来する地方揮発油譲与税の譲与時期において、これを地方揮発油譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、新譲与税法第七条の規定を適用する。（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十二年以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「交付金」という。）について適用し、平成二十一年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 平成十九年度分までの日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、なお従前の例による。

（石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置）  
第十六条 第五条の規定による改正後の石油ガス譲与税法の規定は、平成二十一年度分の石油ガス譲与税から適用し、平成二十年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

（自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置）  
第十七条 第六条の規定による改正後の自動車重量譲与税法の規定は、平成二十一年度分の自動車重量譲与税から適用し、平成二十年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
（地方財政法の一部改正）  
第二十条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。  
第四条の三第一項中「普通税」の下に「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」を加える。  
（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

（事業所税に関する経過措置）

第十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十一年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十一年前の年分の個人の事業及び平成二十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十九条第七項に規定する事業（同項に規定する同意計画の公表の日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設された同



燃料譲与税、地方道路譲与税とする。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十七条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第五項第五号中、「附則第五  
条の四第一項の下に」、「附則第五号の四の二第  
一項を加え」、「第三十七号中を」同法第三十七  
条中、「第三十七号の二第一項前段、第三十七  
条の三を」同法第三十七号の二第一項中「山  
林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租  
税条約実施特例法第三号の二の二第四項に規定  
する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに  
同法第三十七号の三に、「及び附則第五号の四  
第一項を」、「附則第五号の四第一項及び附則第  
五号の四の二第一項に」、「第三十七号の二第  
一項後段を」同法第三十七号の二第一項後段に  
改め、「同条第二項及び」の下に「同法を加え、  
同条第八項第五号中、「附則第五号の四第一項」  
の下に、「附則第五号の四の二第一項を加え、  
第三十七号中を」同法第三十七号中、「第  
三十七号の二第一項前段、第三十七号の三を」  
同法第三十七号の二第一項中「山林所得金額」  
とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施  
特例法第三号の二の二第六項に規定する条約適  
用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十  
七号の三に、「及び附則第五号の四第一項を」  
同法第三十七号の二第一項及び附則第五号の四  
の二第一項に、「第三十七号の二第一項後段」  
を「同法第三十七号の二第一項後段」に改め、  
同条第二項及び」の下に「同法を加え、同条第  
十一項第五号中、「附則第五号の四第六項」の下  
に、「附則第五号の四の二第五項を加え」、「第  
三百十四号の六中を」同法第三百十四号の六  
中、「第三百十四号の七第一項前段、第三百  
十四号の八を」同法第三百十四号の七第一項中  
「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並び  
に租税条約実施特例法第三号の二の二第十項に

規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並  
びに同法第三百十四号の八に、「及び附則第五  
条の四第六項を」、「附則第五号の四第六項及び  
附則第五号の四の二第五項に」、「第三百十四  
号の七第一項後段を」同法第三百十四号の七第  
一項後段に改め、「同条第二項及び」の下に「同  
法を加え、同条第十四項第五号中、「附則第五  
条の四第六項」の下に、「附則第五号の四の二第  
五項を加え」、「第三百十四号の六中を」同法第  
三百十四号の六中、「第三百十四号の七第一  
項前段、第三百十四号の八を」同法第三百十四  
条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山  
林所得金額並びに租税条約実施特例法第三号の  
二の二第十二項に規定する条約適用配当等の  
額」と、同項前段並びに同法第三百十四号の八  
に、「及び附則第五号の四第六項を」、「附則第  
五号の四第六項及び附則第五号の四の二第五  
項に」、「第三百十四号の七第一項後段を」同法  
第三百十四号の七第一項後段に改め、「同条第  
二項及び」の下に「同法を加え、

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)  
第二十八号 小笠原諸島振興開発特別措置法昭  
和四十四年法律第七十九号の一部を次のよう  
に改正する。

附則第四項中「平成二十一年三月三十一日」を  
「平成二十四年三月三十一日」に改める。  
(消費税法の一部改正)

第二十九号 消費税法(昭和六十二年法律第八  
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ中「地方税法(昭和二十五  
年法律第二百二十六号)」の下に「第二百二十四条第  
四項(自動車取得税の納付の方法)」を加え、  
「第六百九十九号の十三第四項(自動車取得税  
の納付の方法)」を削り、「第六百九十九号の十  
三第一項を」第二百二十四条第一項に改める。  
(行政手続等における情報通信の技術の利用に  
関する法律の一部改正)  
第三十号 行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する法律(平成十四年法律第五百十一

号)の一部を次のように改正する。

別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十  
六号)の項中「第十六号の二第二項」の下に「第  
百四十四号の二十九第二項」を加え、「第七  
百条の二十一第二項」を削る。  
(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十一号 特別会計に関する法律(平成十九  
年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十三号第二号イ中「地方道路譲与税法」を  
「地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税の」  
を「地方揮発油譲与税の」に改める。  
(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過  
措置)

第三十二号 前条の規定による改正後の特別会計  
に関する法律(次項において「新特会法」とい  
う。第二十三号の規定は、平成二十一年度分の  
予算から適用する。

2 新特会法第二十三号及び附則第十一号の規定  
によるほか、旧譲与税法の規定(附則第十四条  
第二項の規定によりなおその効力を有すること  
とされる場合を含む。)による地方道路譲与税  
の譲与金は、交付税及び譲与税配付金特別会  
計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出とす  
る。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部  
改正)  
第三十三号 地方法人特別税等に関する暫定措置  
法の一部を次のように改正する。

第三十九号 地方道路譲与税を「地方揮発  
油譲与税」に改める。  
(総務省設置法の一部改正)

第三十四号 総務省設置法(平成十一年法律第九  
十一号)の一部を次のように改正する。  
第四条第六十一号中「地方道路譲与税を」地  
方揮発油譲与税に改める。  
第九号第一項中「地方道路譲与税法」を「地方  
揮発油譲与税法」に改める。  
附則第二条第一項中第六号を第七号とし、第  
五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三

号の次に次の一号を加える。

四 地方道路譲与税に関すること。

附則第五号第一項中「及び地方法人特別税等  
に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五  
号)」を、「地方法人特別税等に関する暫定措  
置法(平成二十年法律第二十五号)及び地方税法  
等の一部を改正する法律(平成二十一年法律  
第 号 附則第十四条第二項の規定により  
なお効力を有することとされる同法第三号の規  
定による改正前の地方道路譲与税法(昭和三十  
年法律第百十三号)」に、「同条第二項を」第九  
条第二項に改める。

### 理 由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力  
ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民  
税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創  
設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個  
人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅  
に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、  
平成二十一年度評価替えに伴う土地に係る固定資  
産税及び都市計画税の負担の調整、環境への負  
荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引  
下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財  
源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理  
合理化等を行う必要がある。これが、この法律案  
を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律  
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二  
十一号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭  
和五十二年」を「昭和五十二年」に、「平成十  
九年度」を「平成二十年」に改め、同項第九号  
中「昭和六十二年」から「平成十九年度」までを  
「昭和六十二年」から「平成二十年」までと改  
め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十二年

度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

ら平成二十年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

度」を「昭和五十三年度」に、「平成十九年度」を「平成二十年

に、「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十九年度」を「平成二十年

を同条第六項とし、同条第四項中「平成二十一年度及び平成二十二年度」を「平成二十二年

九百九十八億八千七百四十万円を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十一年度から平成三十五年

| 年      | 度 | 金 | 額            |
|--------|---|---|--------------|
| 平成二十二年 | 度 |   | 六千六百九十五億     |
| 平成二十三年 | 度 |   | 六千六百九十五億     |
| 平成二十四年 | 度 |   | 六千二百三十四億八千五百 |
| 平成二十五年 | 度 |   | 五千五百八十一億     |
| 平成二十六年 | 度 |   | 五千五百十二億      |
| 平成二十七年 | 度 |   | 四千六百九十四億     |
| 平成二十八年 | 度 |   | 四千九十四億       |
| 平成二十九年 | 度 |   | 三千六百十七億      |
| 平成三十年  | 度 |   | 三千百十九億       |
| 平成三十一年 | 度 |   | 二千六百七十七億     |
| 平成三十二年 | 度 |   | 二千二百十七億      |
| 平成三十三年 | 度 |   | 千七百四十億       |
| 平成三十四年 | 度 |   | 千二百六十九億      |
| 平成三十五年 | 度 |   | 七百九十一億       |
| 平成三十六年 | 度 |   | 三百六十七億       |

附則第四条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「平成二十一年度から」を「平成二十二年

千四百億円」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

2 平成二十二年度分の交付税の総額について  
は、前項の額に、地方団体が行う雇用機会の  
創出に資する施策の実施に必要な財源を確保  
するために五千億円を加算する。  
附則第四条の三を削る。  
附則第六条第一項中「平成十八年度」を「平成  
二十一年度」に改める。  
附則第六条の二の見出し中「平成二十年度及  
び平成二十一年度の各年度分」を「平成二十一  
年度分」に改め、同条第一項中「平成二十年度及  
び平成二十一年度の各年度分」を「平成二十一  
年度分」に改め、「平成二十年度にあつては」及び  
「し、平成二十一年度にあつては同条の規定によ  
つて算定した額から法律で定めるところにより  
算定した額を控除した額」を削り、同項の表道

府県の項中「一三、六〇八」を「二七、四九二」に  
改め、同表市町村の項中「七、六二四」を「一、  
八四四」に改め、同条を附則第六条の三とし、  
附則第六条の次に次の一条を加える。  
(地域雇用創出推進費の基準財政需要額への  
算入)  
第六条の二 平成二十一年度及び平成二十二  
年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普  
通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定  
による基準財政需要額は、同条の規定によつ  
て算定した額に、次の表に掲げる地方団体  
の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単  
位費用に次項の規定により算定した測定単  
位の数値を乗じて得た額を加算した額とす  
る。

| 地方団体の種類 | 経費の種類     | 測定単位 | 単位費用         |
|---------|-----------|------|--------------|
| 道府県     | 地域雇用創出推進費 | 人口   | 一人につき 二、一七〇円 |
| 市町村     | 地域雇用創出推進費 | 人口   | 一人につき 一、八四〇円 |

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の  
基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定す  
る。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令  
で定めるところにより、その数値を補正することができる。

| 測定単位 | 測定単位の数値の算定の基礎                      | 表示単位 |
|------|------------------------------------|------|
| 人口   | 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該<br>地方団体の人口 | 人    |

別表第一を次のように改める。  
別表第一(第十二条第四項関係)

| 道府県     | 経費の種類 | 測定単位       | 単位費用       |
|---------|-------|------------|------------|
| 一 警察費   | 警察職員数 | 一人につき      | 九、〇七〇、〇〇〇円 |
| 二 土木費   | 道路橋りよ | 千平方メートルにつき | 一六二、〇〇〇    |
| 1 道路橋りよ | 道路の面積 | 一キロメートルにつき | 二八七、〇〇〇    |
|         | 道路の延長 |            |            |

|            |                   |            |           |
|------------|-------------------|------------|-----------|
| 2 河川費      | 河川の延長             | 一キロメートルにつき | 一七四、〇〇〇   |
| 3 港湾費      | 港湾における係留施設の延長     | 一メートルにつき   | 三〇、四〇〇    |
|            | 港湾における外郭施設の延長     | 一メートルにつき   | 六、三〇〇     |
|            | 漁港における係留施設の延長     | 一メートルにつき   | 一二、八〇〇    |
| 4 その他の土木費  | 郭施設における外郭施設の延長    | 一メートルにつき   | 六、二三〇     |
|            | 人口                | 一人につき      | 一、六六〇     |
| 3 教育費      | 教職員数              | 一人につき      | 六、五三三、〇〇〇 |
| 1 小学校費     | 教職員数              | 一人につき      | 六、五八三、〇〇〇 |
| 2 中学校費     | 教職員数              | 一人につき      | 七、二六六、〇〇〇 |
| 3 高等学校費    | 生徒数               | 一人につき      | 六三、九〇〇    |
| 4 特別支援学校費  | 教職員数              | 一人につき      | 六、六一五、〇〇〇 |
| 5 その他の教育費  | 学級数               | 一学級につき     | 二、三四一、〇〇〇 |
|            | 人口                | 一人につき      | 一、八〇〇     |
|            | 高等専門学校及び大学の学生の数   | 一人につき      | 二二七、〇〇〇   |
|            | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 | 一人につき      | 二五〇、二〇〇   |
| 4 厚生労働費    | 町村部人口             | 一人につき      | 六、八四〇     |
| 1 生活保護費    | 人口                | 一人につき      | 九、三四〇     |
| 2 社会福祉費    | 人口                | 一人につき      | 一一、三〇〇    |
| 3 衛生費      | 人口                | 一人につき      | 四六、四〇〇    |
| 4 高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口          | 一人につき      | 九六、〇〇〇    |
|            | 七十五歳以上人口          | 一人につき      | 五四八       |
| 5 労働費      | 人口                | 一人につき      | 一〇六、〇〇〇   |
| 5 産業経済費    | 農家数               | 一戸につき      | 四、五〇〇     |
| 1 農業行政費    | 公有以外の林野の面積        | 一ヘクタールにつき  | 一四、三〇〇    |
| 2 林野行政費    | 公有林野の面積           | 一ヘクタールにつき  | 二八四、〇〇〇   |
| 3 水産行政費    | 水産業者数             | 一人につき      | 二、一三〇     |
| 4 商工行政費    | 人口                | 一人につき      |           |

| 六 総務費                                                                          |                          |                          | 七                                                                                                                                      | 八                                                                                                   | 九                                                                                                                           | 十                                                                                         | 十一                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1 徴税費                                                                          | 2 恩給費                    | 3 地域振興費                  | 災害復旧費                                                                                                                                  | 補正予算償還費                                                                                             | 地方税減収補てん償還費                                                                                                                 | 地域財政特例対策償還費                                                                               | 臨時財政特例償還費                                                                      |
| 世帯数<br>恩給受給権者数<br>人口                                                           | 一世帯につき<br>一人につき<br>一人につき | 一世帯につき<br>一人につき<br>一人につき | 災害復旧事業費<br>の財源に充てる<br>ため発行する<br>債権償還金<br>に係る元利償<br>還金                                                                                  | 昭和五十三年度<br>昭和三十九年度<br>までの各年度に<br>おいて国の補正<br>予算等に係る事<br>業費の財源に充<br>てるため発行す<br>る元利償還金<br>に係る元利償<br>還金 | 平成十一年度か<br>ら平成十四年度<br>までの各年度に<br>おいて平成十<br>六年度から平成<br>二十年度までの<br>各年度において<br>国の補正予算等<br>に係る事業費の<br>財源に充てるた<br>め発行する債権<br>償還金 | 地方税の減収補<br>てんのため昭和<br>六十三年度から<br>平成二十年度ま<br>での各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金 | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十三年度から平<br>成二十年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金 |
| 七、一八〇<br>一、一七五、〇〇〇                                                             | 七、一八〇<br>一、一七五、〇〇〇       | 七、一八〇<br>一、一七五、〇〇〇       | 九五四                                                                                                                                    | 八〇〇                                                                                                 | 七〇                                                                                                                          | 三五                                                                                        | 三五                                                                             |
|                                                                                |                          |                          |                                                                                                                                        |                                                                                                     |                                                                                                                             |                                                                                           |                                                                                |
| 十二 財源対策償還費                                                                     |                          |                          | 十三 減税補てん償還費                                                                                                                            | 十四 臨時税収補てん償還費                                                                                       | 十五 臨時財政対策償還費                                                                                                                | 市町村                                                                                       |                                                                                |
| 平成六年度から<br>平成二十年度ま<br>での各年度の財<br>源の各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金 | 千円につき                    | 六二                       | 個人、法人、地<br>方公共団体、特<br>別徴収事業等<br>に係る特別減<br>税等による平成<br>八年度から平成<br>十八年度までの<br>各年度の減収<br>を補てんする<br>ため当該各年度<br>において特別に<br>起すこととされ<br>た地方債の額 | 千円につき                                                                                               | 一九                                                                                                                          | 人口                                                                                        | 一人につき                                                                          |
| 道路の面積                                                                          | 千平方メートルにつき               | 八〇、九〇〇                   | 臨時財政特例対<br>策のため平成十<br>三年から平成二<br>十年までの各年<br>度において特別<br>に起すこととさ<br>れた地方債の額                                                              | 千円につき                                                                                               | 六九                                                                                                                          | 道路の延長                                                                                     | 一メートルにつき                                                                       |
| 道路の延長                                                                          | 一キロメートルにつき               | 二五二、〇〇〇                  | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十三年度から平<br>成二十年度ま<br>での各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金                                               | 千円につき                                                                                               | 六九                                                                                                                          | 道路の延長                                                                                     | 一メートルにつき                                                                       |
| 道路の延長                                                                          | 一メートルにつき                 | 二八、九〇〇                   | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十三年度から平<br>成二十年度ま<br>での各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金                                               | 千円につき                                                                                               | 六九                                                                                                                          | 道路の延長                                                                                     | 一メートルにつき                                                                       |
| 道路の延長                                                                          | 一メートルにつき                 | 六、三〇〇                    | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十三年度から平<br>成二十年度ま<br>での各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金                                               | 千円につき                                                                                               | 六九                                                                                                                          | 道路の延長                                                                                     | 一メートルにつき                                                                       |
| 道路の延長                                                                          | 一メートルにつき                 | 二、八〇〇                    | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十三年度から平<br>成二十年度ま<br>での各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金                                               | 千円につき                                                                                               | 六九                                                                                                                          | 道路の延長                                                                                     | 一メートルにつき                                                                       |
| 道路の延長                                                                          | 一メートルにつき                 | 二、八〇〇                    | 臨時財政特例対<br>策のため昭和六<br>十三年度から平<br>成二十年度ま<br>での各年度にお<br>いて特別に発行<br>する債権償還金<br>に係る元利償還<br>金                                               | 千円につき                                                                                               | 六九                                                                                                                          | 道路の延長                                                                                     | 一メートルにつき                                                                       |

|   |           |               |              |           |
|---|-----------|---------------|--------------|-----------|
| 3 | 都市計画費     | 漁港における外郭施設の延長 | 一人につき        | 四、八三〇     |
| 4 | 公園費       | 都市計画区域における人口  | 一人につき        | 一、〇八〇     |
| 5 | 下水道費      | 都市公園の面積       | 千平方メートルにつき   | 三七、五〇〇    |
| 6 | その他の土木費   | 人口            | 一人につき        | 一、九三〇     |
| 三 | 教育費       |               |              |           |
| 1 | 小学校費      | 児童数           | 一人につき        | 四一、一〇〇    |
| 2 | 中学校費      | 学級数           | 一学級につき       | 八三四、〇〇〇   |
|   |           | 学校数           | 一校につき        | 八、六五九、〇〇〇 |
|   |           | 生徒数           | 一人につき        | 三八、三〇〇    |
|   |           | 学級数           | 一学級につき       | 一、〇九一、〇〇〇 |
| 3 | 高等学校費     | 学校数           | 一校につき        | 九、三〇六、〇〇〇 |
|   |           | 教職員数          | 一人につき        | 七二八、〇〇〇   |
|   |           | 生徒数           | 一人につき        | 七二、八〇〇    |
| 4 | その他の教育費   | 人口            | 一人につき        | 五、二四〇     |
| 四 | 厚生費       |               |              |           |
| 1 | 生活保護費     | 幼稚園の幼児数       | 一人につき        | 三四〇、〇〇〇   |
| 2 | 社会福祉費     | 市部人口          | 一人につき        | 六、九七〇     |
| 3 | 保健衛生費     | 人口            | 一人につき        | 一五、四〇〇    |
| 4 | 高齢者保健福祉費  | 人口            | 一人につき        | 四、四六〇     |
|   |           | 六十五歳以上人口      | 一人につき        | 七〇、七〇〇    |
|   |           | 七十五歳以上人口      | 一人につき        | 八六、三〇〇    |
| 5 | 清掃費       | 人口            | 一人につき        | 五、六五〇     |
| 五 | 産業経済費     |               |              |           |
| 1 | 農業行政費     | 農家数           | 一戸につき        | 八五、三〇〇    |
| 2 | 林野水産行政費   | 林業及び水産業の従業者数  | 一人につき        | 二五三、〇〇〇   |
| 3 | 商工行政費     | 人口            | 一人につき        | 一、三三〇     |
| 六 | 総務費       |               |              |           |
| 1 | 徴税費       | 世帯数           | 一世帯につき       | 六、一六〇     |
| 2 | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍数           | 一籍につき        | 一、五八〇     |
| 3 | 地域振興費     | 世帯数           | 一世帯につき       | 二、四二〇     |
|   |           | 人口            | 一人につき        | 二、〇二〇     |
|   |           | 面積            | 一平方キロメートルにつき | 一、一〇七、〇〇〇 |

|    |              |                                                            |       |     |
|----|--------------|------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 七  | 災害復旧費        | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行に充てる元利償還金                                | 千円につき | 九五〇 |
| 八  | 辺地対策事業債償還費   | 辺地対策事業費の財源に充てるため発行に充てる元利償還金                                | 千円につき | 八〇〇 |
| 九  | 補正予算債償還費     | 昭和五十三年度から平成十一年度までの各年度に於いて国の補正予算等による事業費の財源に充てるため発行に充てる元利償還金 | 千円につき | 八〇〇 |
| 十  | 地方税減収補てん債償還費 | 平成十一年度から平成十四年度までの各年度に於いて国の補正予算等による事業費の財源に充てるため発行に充てる元利償還金  | 千円につき | 五六  |
| 十一 | 地域財政特例対策債償還費 | 平成十一年度から平成十四年度までの各年度に於いて国の補正予算等による事業費の財源に充てるため発行に充てる元利償還金  | 千円につき | 七〇  |
| 十二 | 臨時財政特例債償還費   | 平成十一年度から平成十四年度までの各年度に於いて国の補正予算等による事業費の財源に充てるため発行に充てる元利償還金  | 千円につき | 三五  |

|               |                                                                              |       |    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| 十三 財源対策債償還費   | 平成六年度から平成二十年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額                           | 千円につき | 六二 |
| 十四 減税補てん償還費   | 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成十八年度までの各年度の減税を補てんするに当り当該各年度において特別に起こすことができた地方債の額 | 千円につき | 九二 |
| 十五 臨時税収補てん償還費 | 臨時税収補てんのため平成九年に起こすことができた地方債の額                                                | 千円につき | 五三 |
| 十六 臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策のため平成十三年から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができた地方債の額                            | 千円につき | 六九 |

別表第二道府県の項中「二、八六〇」を「一、三三〇」に、「一、一三〇、〇〇〇」を「一、一四八、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二、一六〇〇」を「二、一八三〇」に、「二、三三四、〇〇〇」を「二、三七六、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に改め、「平成二十年度及び」を削り、「平成二十年度分等」を「平成二十一年度分」に改める。  
附則第九条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「附則第四条第一項第三号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額」を「附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆円を加算した額」

に改め、「平成二十一年度及び」を削り、「とし、平成二十三年度」を「五千億円を加算した額とし、平成二十三年度」に、「平成三十五年度まで」を「平成三十六年度まで」に改め、同条第一号中「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同条の表中「平成二十一年度」を削り、同条第二号の表を次のように改める。

| 年 度     | 金 額            |
|---------|----------------|
| 平成二十二年度 | 六千六百九十五億円      |
| 平成二十三年度 | 六千六百九十五億円      |
| 平成二十四年度 | 六千二百三十四億八千五百万円 |
| 平成二十五年度 | 五千五百八十一億円      |
| 平成二十六年度 | 五千五百八十二億円      |
| 平成二十七年  | 四千六百九十四億円      |
| 平成二十八年  | 四千六百九十四億円      |
| 平成二十九年  | 三千六百七十七億円      |
| 平成三十年   | 三千六百七十七億円      |
| 平成三十一年  | 二千六百七十七億円      |
| 平成三十二年  | 二千六百七十七億円      |
| 平成三十三年  | 千七百四十億円        |
| 平成三十四年  | 千二百六十九億円       |
| 平成三十五年  | 七百九十一億円        |
| 平成三十六年  | 三百六十七億円        |

附則第九条第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改める。  
(地方財政法の一部改正)  
第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の二第一項」を「附則第六条の三第一項」に改める。  
第三十三条の五の六の次に次の一条を加える。  
(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)  
第三十三条の五の七 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。)は、平成二十一年度から平成二十五年までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五号の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。)の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費  
二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体

が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社(以下この号及び次号において「公社」という。)の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つてゐる当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人(公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。)及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散(破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。)又はこれらの法人の事業の再生(再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。) 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人に対する

る当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。)を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。)及び将来負担比率(同条第四号に規定する将来負担比率をいう。)の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第三項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務 都道府県が行う許可に係るものに限る。は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三條の八第一項中「以下この条を」次

項及び次条第一項に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条の次に次の一条を加える。

(地方債の許可の基準等の特例)

第三十三條の八の二 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三條の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年までの間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三條の五の七第二項並びに第三十三條の八第一項」とする。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「減少すること」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。)の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第四十三條の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)の収入が減少すること」を加える。

第二条第一項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、同条第二項中「埋めるため」の下に「(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため)」を加える。

第三条第一項、第三項及び第五項中「及び平成二十年度を」から平成二十一年度までの各年

度」に改める。

第四条第一項中「定める額」の下に「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。」を加え、同条第二項中「減収補てん特例交付金総額」の下に「(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額)」を加え、同条第四項中「減収補てん特例交付金総額」の下に「(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額)」を、「相当する額」の下に「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。」を加え、同条第五項中「市町村減収補てん特例交付金総額」の下に「(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額)」を、「あん分した額」の下に「(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該あん分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額(地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)によりあん分した額を加えた額)」を加える。

第六条第四項中「第一項の下に」及び第二項を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「前三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの間における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」とあるのは、平成

二十一年度にあつては「当該年度の減収補てん特例交付金の総額から五百億円を控除した額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」と、平成二十二年度から平成二十四年度までの間にあつては「都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に対する割合」とする。

(地方公営企業等金融機構法の一部改正)

第五条 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

地方公共団体金融機構法

第一条中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改め、「公営企業に係る」を削る。

第二条第一項及び第七条中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。  
第二十八条第一項第一号を次のように改める。

一 地方債(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。)のうち公営企業(主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業をいう。以下同じ。)に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募  
第二十八条第一項中第六号を第八号とし、第

三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「一時借入金」の下に「のうち第二号イからへまでに掲げる事業に係るもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 公営企業に係る地方債のうちイからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

イ 水道事業  
ロ 交通事業  
ハ 病院事業  
ニ 下水道事業  
ホ 公営住宅事業(地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。)

へ イからホまでに掲げるもののほか、政令で定める事業  
三 地方公共団体の一時借入金のうち公営企業に係る一時借入金以外のものの資金の貸付け

第二十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号及び第二号」に改め、「第三項」の下に「から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九条第一項中「及び第二号並びに第三項」を「から第四号まで及び第二項」に改め、「同条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。  
第三十条第一項中「第二十八条第二項第六号の政令で定める事業」を「公営企業に係る機構の業務のうち第二十八条第一項第二号への政令で定める事業に係るもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債について

は、適用しない。  
第三十八条第一項並びに第四十条の見出し及び同条第一項中「地方公営企業等金融機構債券」を「地方公共団体金融機構債券」に改める。  
第四十六条の見出しを「(地方公共団体健全化基金)」に改め、同条第一項中「第二十八条第二項に規定する公営企業のうち」を削り、「定めるもの」の下に「及び地方財政法第五条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるもの」を加え、「同条第一項第一号又は第三項」を「第二十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項」に、「地方財政法」を「同法」に、「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改める。

第四十七条(見出しを含む)中「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改める。  
第五十二条第一項中「第二十八条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「を受けたこと」を「のいづれをも受けたこと」に改める。  
附則第七条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「並びに第一項及び第二項並びに第三項において準用する同条第三項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第八項中「第一項及び第二項、第三項において準用する第二十八条第三項並びに」を削り、「これらの業務」を「当該業務」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。  
4 平成二十六年及び平成二十七年において第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条

の八第一項」とする。

附則第八条(見出しを含む)及び第九条第十二項中「公営企業健全化基金」を「地方公共団体健全化基金」に改める。

附則第二十二條第一項中「地方公共団体の公営企業の地方債」を「その地方債」に改める。

附則第二十七條第二項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第六条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第四条の三第一項」の下に「及び第三十三条の五の三」を加え、「同項」を「同法第四条の三第一項」に、「地方法人特別譲与税」を「地方法人特別譲与税」に、「とする」を「と、同法第三十三条の五の三中」並びに法人の行う事業に対する事業税とあるのは、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税とする」に改める。

第三十九条中「第十四条の下に」及び附則第八条を加え、「同条第一項」を「同法附則第八条第一項」に、「とする」を「と、同法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税」とあるのは「事業税、地方法人特別譲与税」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十一年度分の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十一年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

(地方公営企業等金融機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 地方公営企業等金融機構は、第五条の規定の施行の日までに、必要な定款の変更をし、総務大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、第五条の規定の施行の日にその効力を生ずる。

3 第五条の規定の施行の際現にその名称中に地方公共団体金融機構という文字を用いている者については、同条の規定による改正後の地方公共団体金融機構法(次項において「新機構法」という。)第七条第二項の規定は、第五条の規定の施行後六月間は、適用しない。

4 第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法第四十条第一項の規定により地方公営企業等金融機構が発行した地方公営企業等金融機構債券は、新機構法の規定の適用については、新機構法第四十条第一項の規定による地方公共団体金融機構債券とみなす。

5 第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、第五条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十三号の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)

(国立国会図書館法の一部改正)

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二 地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 地方公共団体<br>金融機構 | 地方公共団体金融機構法<br>(平成十九年法律第六十四号) |
|----------------|-------------------------------|

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二(公営企業に係る地方債(地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第七条第一項に規定する臨時地方道整備事業及び同条第二項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。))を「地方債」に、「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

業等金融機構を「地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に規定する地方公共団体金融機構」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方公営企業等金融機構の項を削り、同表地方公共団体の項の次に次のように加える。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 地方公共団体<br>金融機構 | 地方公共団体金融機構法<br>(平成十九年法律第六十四号) |
|----------------|-------------------------------|

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方公営企業等金融機構の項を削り、同表地方公共団体の項の次に次のように加える。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 地方公共団体<br>金融機構 | 地方公共団体金融機構法<br>(平成十九年法律第六十四号) |
|----------------|-------------------------------|

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二 地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 地方公共団体<br>金融機構 | 地方公共団体金融機構法<br>(平成十九年法律第六十四号) |
|----------------|-------------------------------|

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二 地方公営企業等金融機構の項を削り、同表地方公共団体の項の次に次のように加える。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 地方公共団体<br>金融機構 | 地方公共団体金融機構法<br>(平成十九年法律第六十四号) |
|----------------|-------------------------------|

(消費税法の一部改正)

第十五条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三 第一号の表地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 地方公共団体<br>金融機構 | 地方公共団体金融機構法<br>(平成十九年法律第六十四号) |
|----------------|-------------------------------|

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第十六条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「平成二十一年度から平成二十七年までの間」を「平成二十六年及び平成二十七年」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成二十一年度から平成二十五年までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三号の五の七第二項並びに第三十三号の八第一項」とする。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を

措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債の発行を認め、市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。